

さぬき市こども計画



2025（令和7）年3月
香川県 さぬき市

ご挨拶

本市では、さぬき市総合計画の基本構想に掲げる「健全な心身と思いやりを育むまち」を目指し、令和2年度からの5年間を計画期間とする「さぬき市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その中で「ゆるぎたるぎで みんなで子育て のびのび育て さぬきっ子」を基本理念に掲げ、さぬき市に暮らす全ての家庭が、地域で安心して子育てができるよう、様々な子育て支援施策に取り組んできましたが、この度、この第2期計画期間が満了することから、新たに「さぬき市こども計画」を策定しました。



我が国では、依然として少子高齢・人口減少社会が進展していることに伴い、地域コミュニティの希薄化や子育て家庭における孤立意識の高まり、子どもの貧困対策やヤングケアラー問題など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、本計画は、国の「こども基本法」、「こども大綱」及び「子ども・若者計画」等を勘案し、本市に暮らす全ての子どもや子育て家庭、そして若者が、身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことをその目的としています。

また、本計画では、結婚や妊娠期からの切れ目のない支援や多様な保育ニーズへの対応をはじめ、子どもの貧困対策や若者世代への生活支援など、対象を大幅に拡大し、その施策の展開や方向性を定め、今後とも、あらゆる世代に「選ばれるまち」を目指し、施策の充実に取り組んでまいりたいと考えています。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケート調査やパブリックコメントを通して、貴重なご意見をいただきました多くの皆さんをはじめ、それぞれの専門的な立場からご意見、ご審議を賜りました、さぬき市子ども・子育て会議の委員の皆さんに心から感謝申し上げ、ご挨拶とします。

令和7年3月

さぬき市長 大山 茂樹

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要	1
【1】計画策定の社会的背景	1
【2】国の大綱と本計画の関係	3
【3】計画策定の趣旨	4
【4】計画の位置付けと期間	5
【5】計画の策定方法	6
第2章 さぬき市の子どもを取り巻く現状	7
【1】社会環境	7
【2】教育・保育施設の状況	15
第3章 本市の主な取組と今後の課題	16
【1】教育・保育の量の見込みと実績	16
【2】地域子ども・子育て支援事業の状況	18
【3】第2期計画の主な取組と今後の課題	21
【4】アンケート調査結果の概要	34
【5】現状分析から読み取れる本市の課題	62
第4章 子ども施策の推進に関する考え方	65
【1】基本的な方針と基本理念	65
【2】施策体系	66
第5章 施策の展開	67
【基本目標1】健やかな成長を支える環境づくり	67
【基本目標2】子育てを支える基盤づくり	70
【基本目標3】学ぶ力を育む環境づくり	73
【基本目標4】特別な支援が必要な子どもへの支援	76
【基本目標5】安全、安心な子どもの生活環境づくり	79
【基本目標6】子どもの貧困と格差の解消（「さぬき市こどもの貧困対策推進計画」）	81
【基本目標7】子ども・若者の未来づくり（「さぬき市子ども・若者計画」）	84

第6章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 -----	88
【1】子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制について -----	88
【2】教育・保育提供区域の考え方 -----	88
【3】見込量算出の考え方 -----	88
【4】教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容 -----	89
【5】地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 -----	92
【6】教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 -----	107
【7】子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 -----	107
第7章 計画の推進体制 -----	108
【1】庁内の推進体制 -----	108
【2】計画の周知及び市民意識の反映 -----	108
【3】関係団体等との連携 -----	108
【4】さぬき市子ども・子育て会議の意見反映 -----	108
【5】計画の進行管理 -----	109
資料編 -----	110
【1】さぬき市子ども・子育て会議条例 -----	110

第1章 計画の概要

【1】計画策定の社会的背景

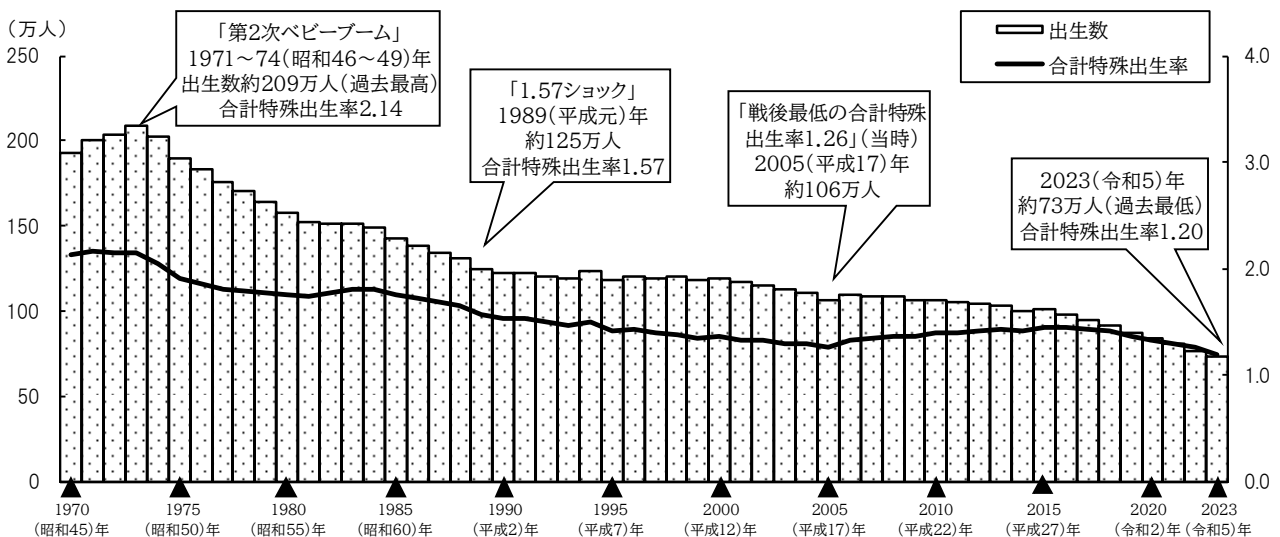
近年、我が国においては、総人口の減少をはじめ少子高齢化や世帯人員の縮小、就労環境の変化等を背景に、家庭や地域における子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。育児不安を抱える家庭への対応や子どもの貧困問題、子どもへの虐待やヤングケアラー問題※¹など、様々な課題が顕在化しています。子育てを取り巻く社会的課題の解決に向けて、地域社会全体で子育て支援施策に取り組むことが求められています。

また、我が国の2023（令和5）年における出生数は約73万人と、過去最低を記録し、一人の女性が生涯に生む子どもの数に当たる「合計特殊出生率」は1.20と、長期的に減少傾向にあります。

このような中、国においては、2021（令和3）年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され「こどもまんなか社会※²」の実現を目指す取組が進められることとなりました。2023（令和5）年には、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法（令和4年法律第77号）」が施行されるとともに「こども大綱」が閣議決定されました。さらに、同年、子ども施策を推進する司令塔の役目を果たすため「こども家庭庁」が創設され、子どもに係る施策を総合的かつ強力に推進することとしています。

「こども基本法」は、社会全体で子ども施策に取り組み、子ども施策を総合的に推進することを目的とした法律で「さぬき市こども計画」（以下「本計画」という。）の根拠法となります。

【 合計特殊出生率の推移 】



資料：人口動態統計

- ※¹ 子どもが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護その他の日常生活上の世話などを、過度に行っていると認められる場合の様々な問題のこと。
- ※² 常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組、政策を社会の真ん中に据えて、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするという考え方のこと。

参考「こども基本法」の目的（要旨）

- 「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）※」の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができること。
- こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。

※ 1994（平成6）年4月22日に批准

「こども大綱」は「こども基本法」第9条の規定に基づく、子ども施策に関する基本的な方針をはじめ、子ども施策に関する重要事項及び子ども施策を推進するために必要な事項を定めたものです。

本計画は「こども基本法」及び「こども大綱」を勘案し、本市で育つ全ての子どもや若者が、身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して策定するものです。

「こども大綱」においては「こどもまんなか社会」の実現に向けて「日本国憲法」及び「こども基本法」「子どもの権利条約」の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府における子ども施策の基本的な方針とすることを定めています。

【 「こども大綱」におけるこども施策に関する基本的な方針 】

-
- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
 - ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
 - ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
 - ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
 - ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
 - ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する
-

【2】国の大綱と本計画の関係

「こども大綱」は「少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）」「子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）」の規定に基づく 3 つの大綱を融合し、これまで個別に推進されてきた子ども施策を一元化し、総合的に推進することとしています。

【「こども大綱」に関連する 3 つの大綱の概要】

子供の貧困対策に 関する大綱^{※1}

【重点施策】

- ・ 教育の支援
- ・ 生活の安定に資するための支援
- ・ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援
- ・ 経済的支援 など

少子化社会対策大綱^{※2}

【主な施策】

- ・ 結婚支援、妊娠・出産への支援
- ・ 仕事と子育ての両立支援
- ・ 地域・社会による子育て支援や経済的支援 など

子供・若者育成 支援推進大綱^{※3}

【基本的な方針・施策】

- ・ 全ての子供・若者の健やかな育成
- ・ 困難を有する子供・若者やその家族の支援
- ・ 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
- ・ 子供・若者の成長のための社会環境の整備
- ・ 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援 など

※1 令和元（2019）年 11 月 29 日閣議決定

※2 令和 2（2020）年 5 月 29 日閣議決定

※3 令和 3（2021）年 4 月 6 日子ども・若者育成支援推進本部決定

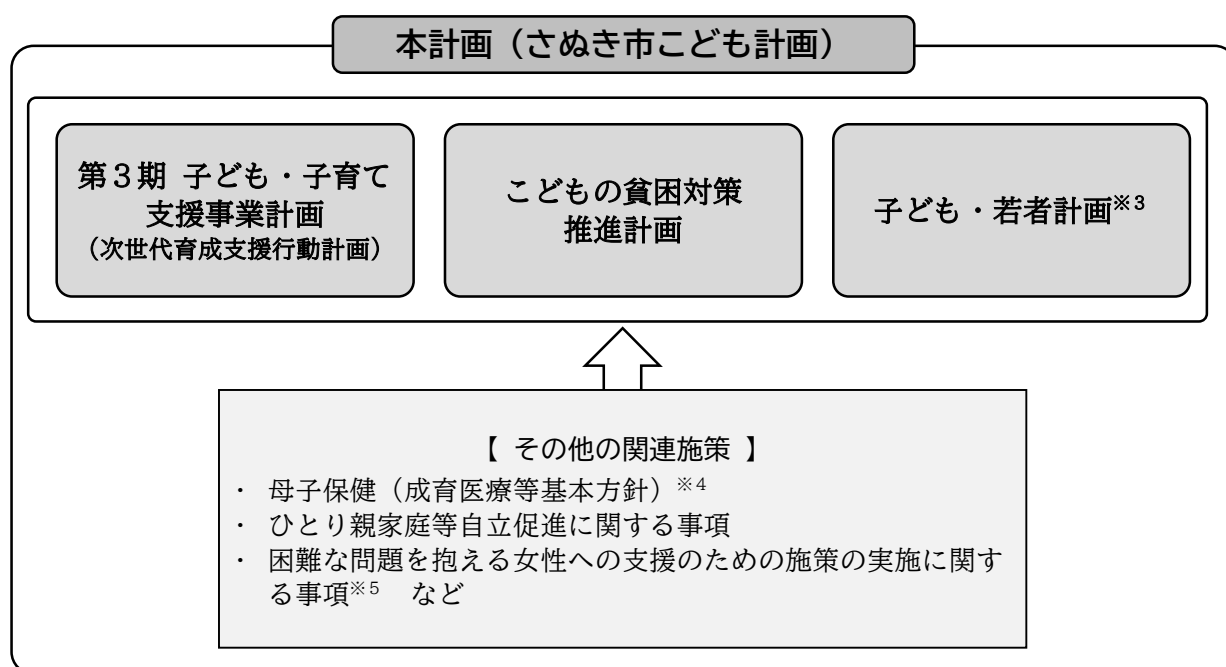
「こども基本法」第 10 条では、市町村は「こども大綱」を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めるものと規定されています。本計画には「こども大綱」と、それに関連する上記の 3 つの大綱を踏まえ、子どもの健やかな成長に対する支援等をはじめ、若者や子育て家庭に関連する施策を策定します。

【3】計画策定の趣旨

本市では、2020（令和2）年3月に、2020（令和2）年度を初年度とし2024（令和6）年度までを計画期間とする「第2期 さぬき市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を、国の指針^{※1}に基づき策定しました。第2期計画では「ゆるぎたるぎで みんなで子育て のびのび育て さぬきっ子」を基本理念に掲げ、さぬき市の未来を担う宝である子どもが、明るくのびやかに育ち、自身で未来を切り開いていける人に育つことができる環境づくりを目指して、様々な子育て支援施策を推進してきました。

「市町村こども計画」は「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」をはじめとする「子ども・子育て関連3法^{※2}」（以下「子ども・子育て支援法」という。）の規定及び「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」、また「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に規定する「こどもの貧困の解消に向けた対策についての市町村計画（こどもの貧困対策推進計画）」そして「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」、その他法令で定めるこども施策に関する計画と一体的に策定することができます。

そのため、本計画は「こども基本法」第10条に規定される「市町村こども計画」として、これらに関する取組を一体的に策定します。



※1 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」（「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」）

※2 「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（認定こども園法の一部改正）」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

※3 少子化社会対策に関する施策を含む。

※4 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定）」

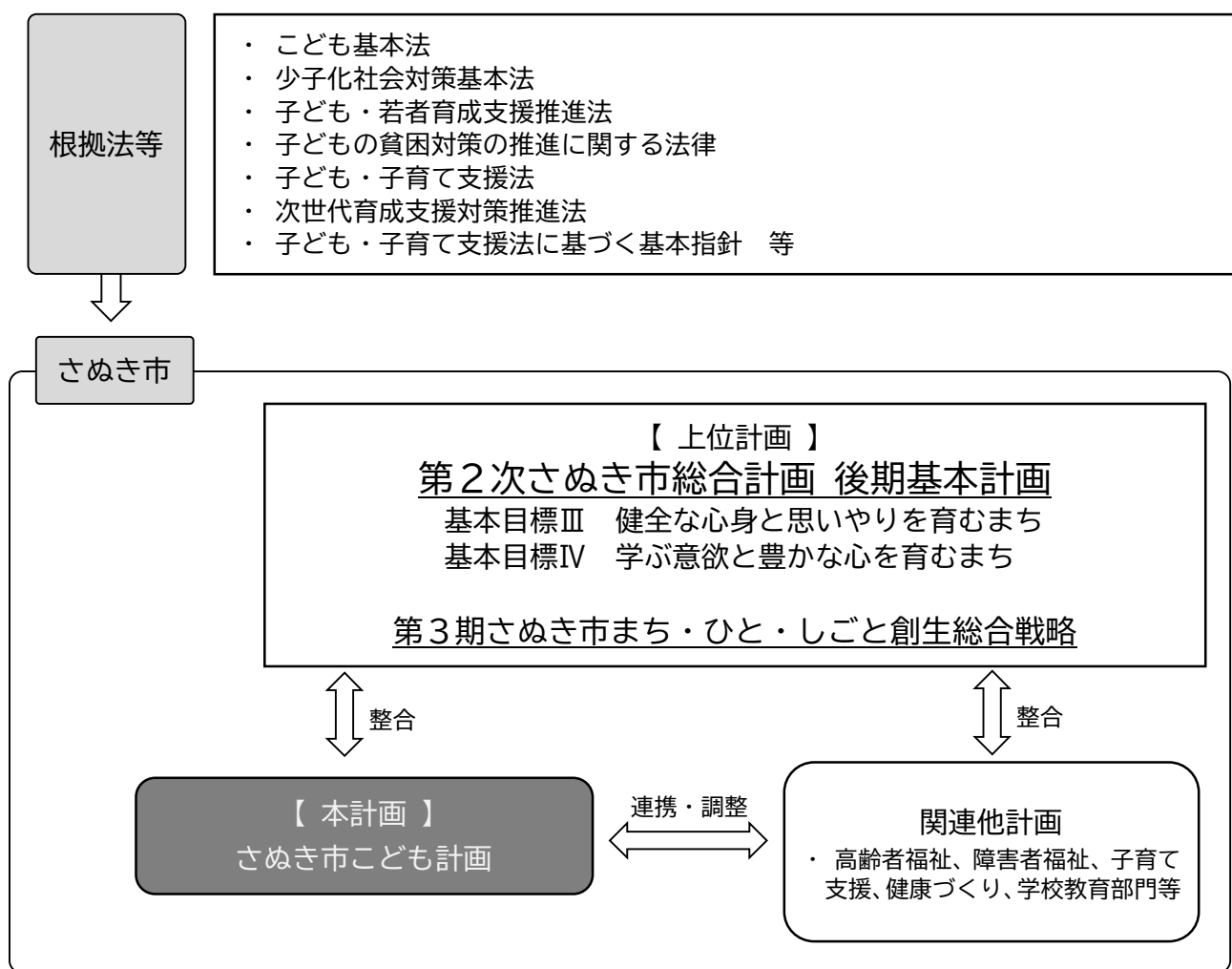
※5 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」に基づく施策

【4】計画の位置付けと期間

1 本市における計画の位置付け

本計画は、上位の行政計画である「第2次さぬき市総合計画 後期基本計画」及び「第3期さぬき市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方針に沿って策定するとともに、関連する他の分野別計画との整合にも配慮するものです。

【本市における計画の位置付け】



2 計画の期間

本計画の対象期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間の計画です。最終年度に、それまでの取組の総合評価及び見直しを行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

【5】計画の策定方法

1 さぬき市子ども・子育て会議における協議

学識経験者や各種団体、組織の代表者、市民によって構成される「さぬき市子ども・子育て会議」における協議を通して、様々な立場から意見をいただくとともに、市民や事業所、関係者等からの意見を反映させるため、市民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

2 アンケート調査の実施

本市在住の子育て中の保護者における、教育・保育施設、子育て支援事業の利用状況や子育てに関する意見、要望等を把握するとともに、小中学生及びその保護者、若者における生活の実態や暮らしやすいまちづくりに向けた意見、要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

		就学前児童 保護者	小学生児童 保護者	小中学生	小中学生の 保護者	市民（若者）
調査名称		さぬき市子育て支援に関する アンケート調査		小学生・中学生 の生活に ついての アンケート調査	子どもの 生活実態に 関する調査	さぬき市 市民の意識と 生活に関する アンケート調査
調査対象		市内に居住する 就学前の子ども がいる家庭	市内に居住する 小学生の子ども がいる家庭	小学５年生 中学２年生	左記小中学生の 保護者	16 歳～29 歳 の市民
調査方法		郵送配布～郵送回収及び Web サイト上で回答		学校を通じた配布～ Web サイト上で回答		郵送配布～郵送 回収及びWe b サイト上で回答
調査期間		2024（令和６）年６～７月				
回収 状況	配布数	1,000 人	1,000 人	小学生 337 人 中学生 328 人 合計 665 人	小学生 337 人 中学生 328 人 合計 665 人	1,000 人
	有効 回収数	464 人 （うち Web192 人）	504 人 （うち Web224 人）	小学生 331 人 中学生 323 人 合計 654 人	小学生 240 人 中学生 212 人 合計 452 人	289 人 （うち Web124 人）
	有効 回収率	46.4％ （Web19.2％）	50.4％ （Web22.4％）	小学生 98.2％ 中学生 98.5％ 合計 98.3％	小学生 71.2％ 中学生 64.6％ 合計 68.0％	28.9％ （Web12.4％）

第2章 さぬき市の子どもを取り巻く現状

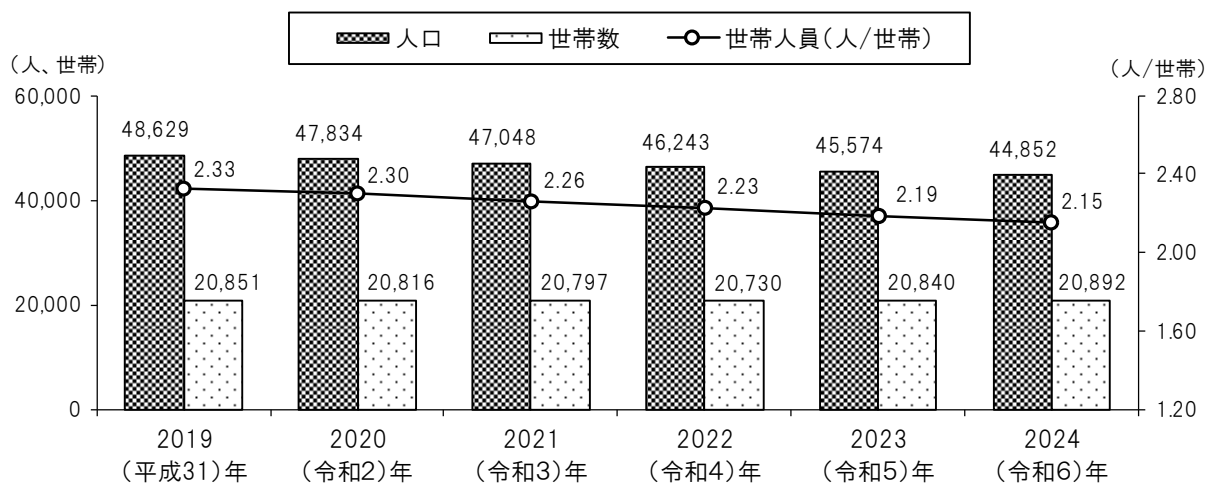
【1】社会環境

1 人口の状況

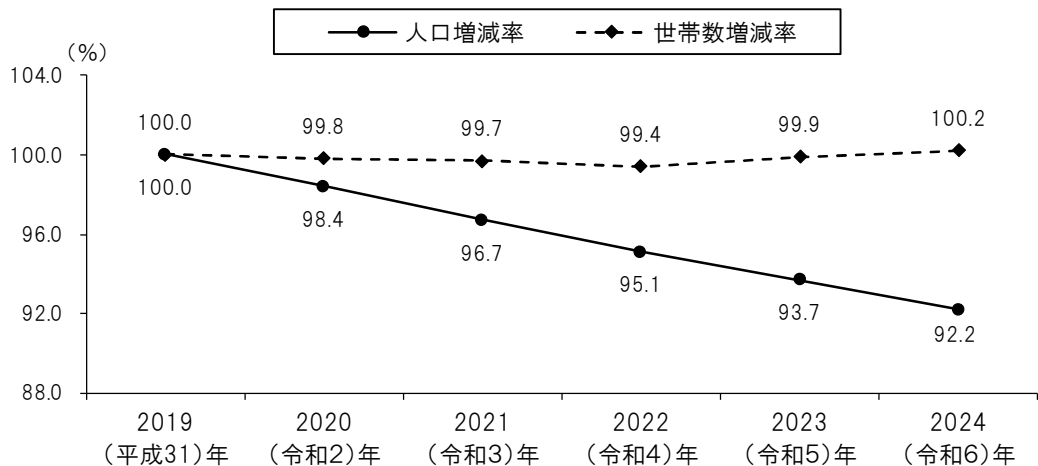
(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、緩やかな減少で推移しており、2024（令和6）年3月現在 44,852 人となっています。世帯数はおおむね横ばいで推移しており、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、2019（平成31）年の2.33人から2024（令和6）年で2.15人となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、2019（平成31）年を100とした場合の各年の割合を示している。
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 人口動態

出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」についても、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向にあります。

2023（令和5）年では、合計714人の人口減少となっています。

【 人口動態 】

（単位：人）

	自然動態			社会動態		人口動態
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)	
2020(令和2)年	190	666	-476	978	1,313	-335
2021(令和3)年	191	745	-554	1,029	1,224	-195
2022(令和4)年	174	801	-627	1,257	1,369	-112
2023(令和5)年	158	756	-598	1,257	1,373	-116

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

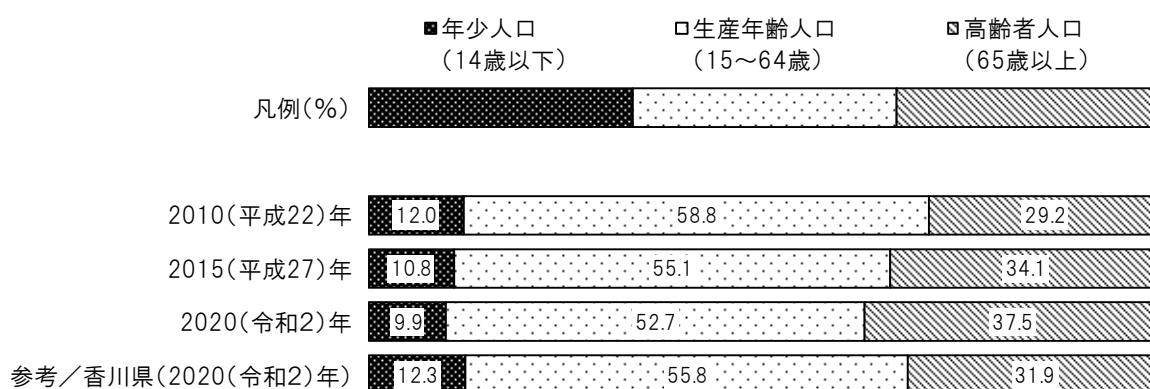
資料：香川県人口移動調査（各年1月～12月合計）

(3) 年齢別人口

本市の人口構成比をみると、2020（令和2）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が9.9%、「生産年齢人口（15～64歳）」が52.7%、「高齢者人口（65歳以上）」が37.5%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は増加傾向にあり、香川県の平均を上回っています。一方、年少人口は減少しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

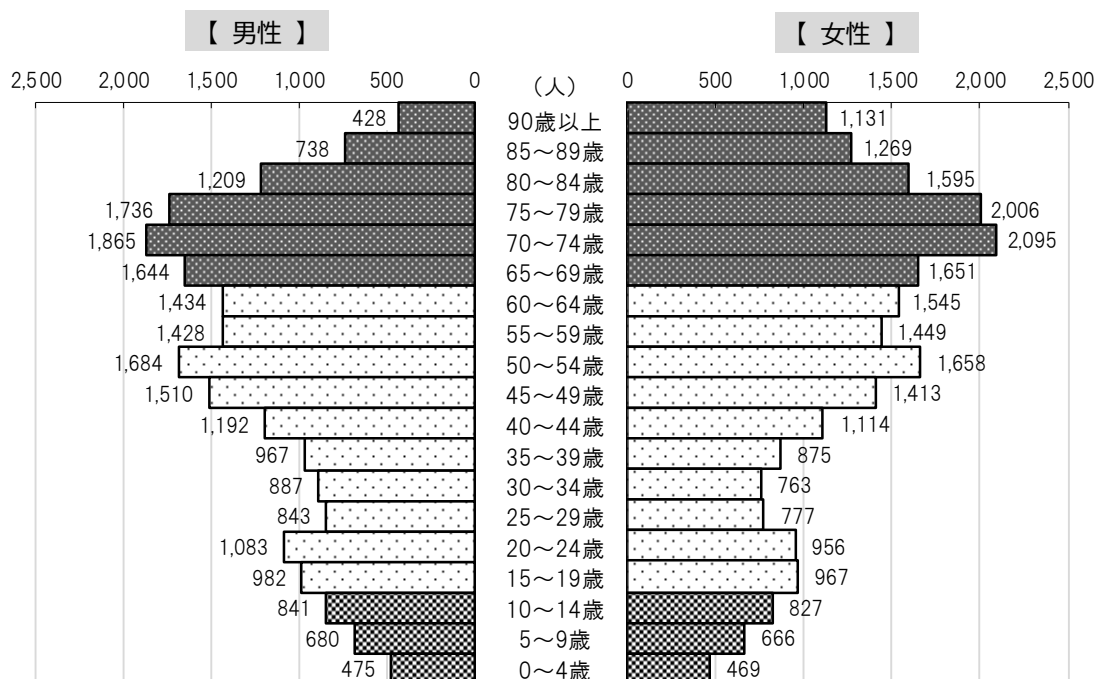
【 年齢3区分別人口構成比 】



資料：国勢調査

年齢を5歳階級別でみると、男女共に50代前半の「団塊ジュニア層」及びその親世代である70代前半のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっています。また、70歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）】

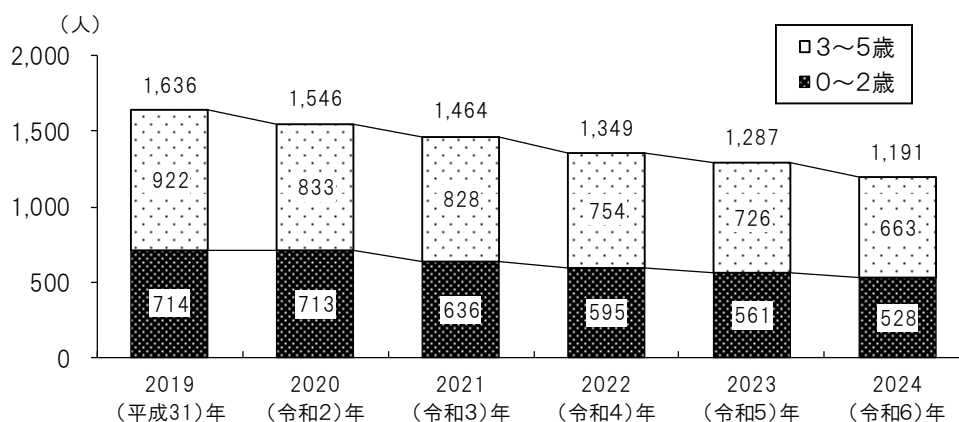


資料：住民基本台帳（2024（令和6）年3月末日現在）

（4）子どもの人口推移

本市の5歳以下の子どもの人口推移をみると、2024（令和6）年3月現在で1,191人と、この5年間で445人減少しています。

【子どもの年齢別人口推移】



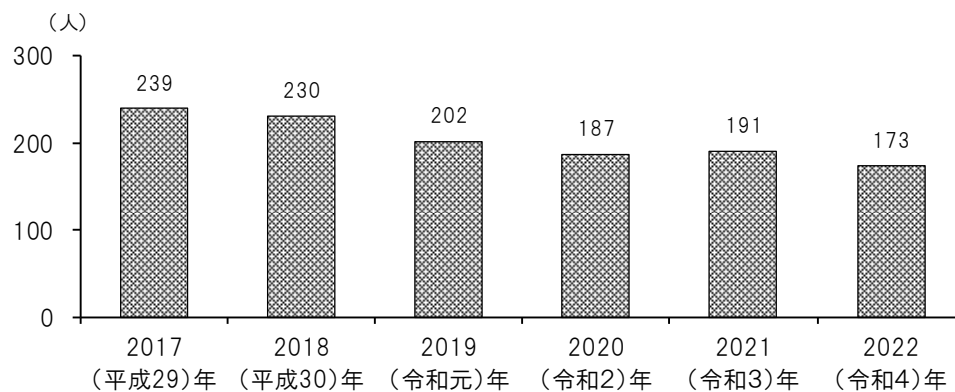
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

2 出生等の状況

(1) 年間出生数の推移

本市の出生数は、緩やかな減少傾向にあり、2022（令和4）年は173人となっています。

【 出生数の推移 】

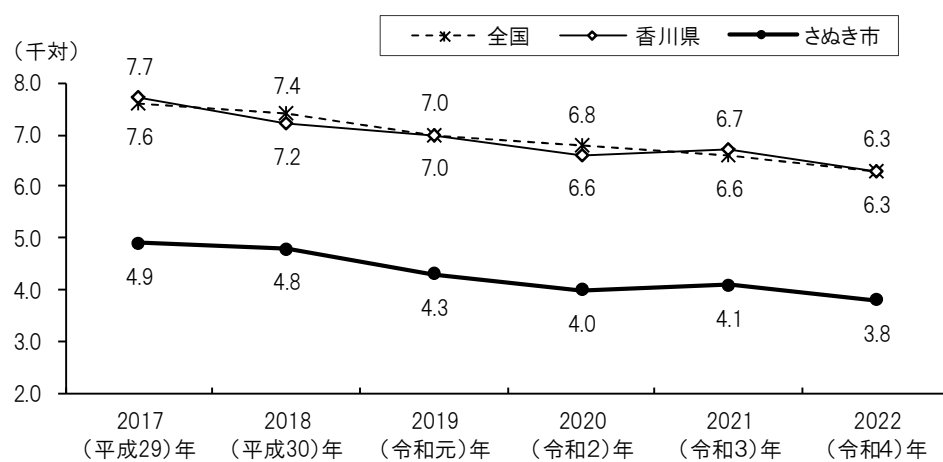


資料：人口動態統計

(2) 出生率の推移

本市の出生率は、全国や香川県の平均を大きく下回って推移しています。

【 出生率の推移（人口千対） 】

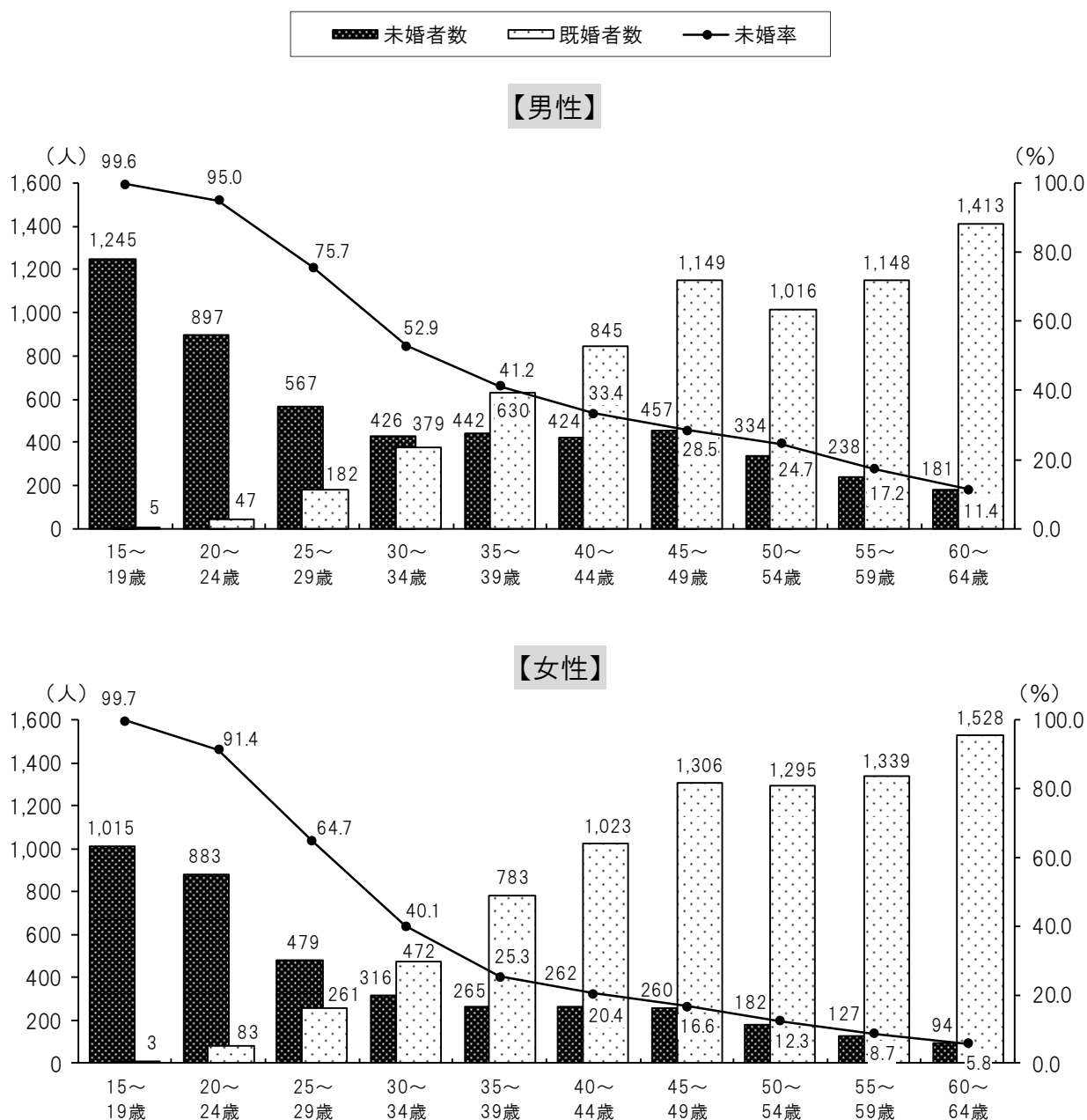


資料：人口動態統計

(3) 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20代後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、30代後半になると逆転することから、30代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30代前半で既婚者数が未婚者数を上回っています。

【 年齢別未婚者数と未婚率 】



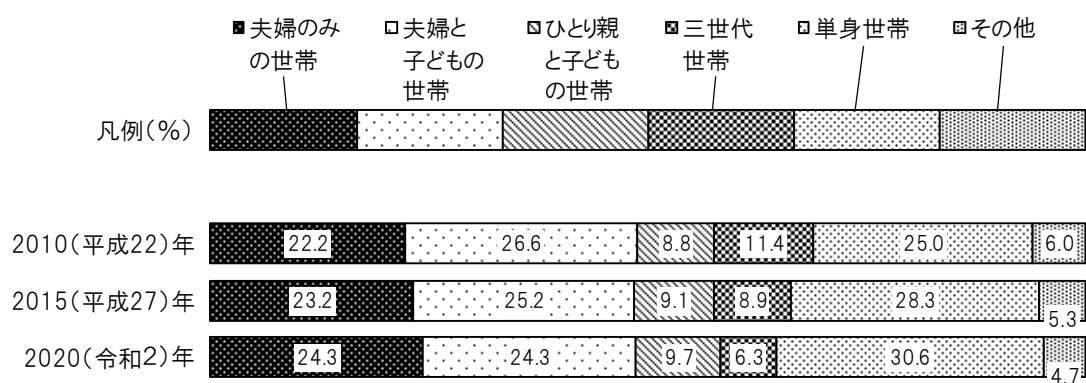
資料：国勢調査（2020（令和2）年）

3 世帯の状況

(1) 世帯構成

世帯構成について、2010（平成22）年から2020（令和2）年までの推移でみると、「単身世帯」は増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は減少しています。また、世帯人員が多い「三世代世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。

【 世帯構成の推移 】



資料：国勢調査

(2) ひとり親家庭の状況

本市の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、2020（令和2）年では255世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【 ひとり親家庭の状況※ 】

	2010(平成22)年	2015(平成27)年	2020(令和2)年
ひとり親家庭(合計)	290	313	255
母子世帯数	252(86.9%)	271(86.6%)	216(84.7%)
父子世帯数	38(13.1%)	42(13.4%)	39(15.3%)

※ 20歳未満の子どもがいる世帯
資料：国勢調査

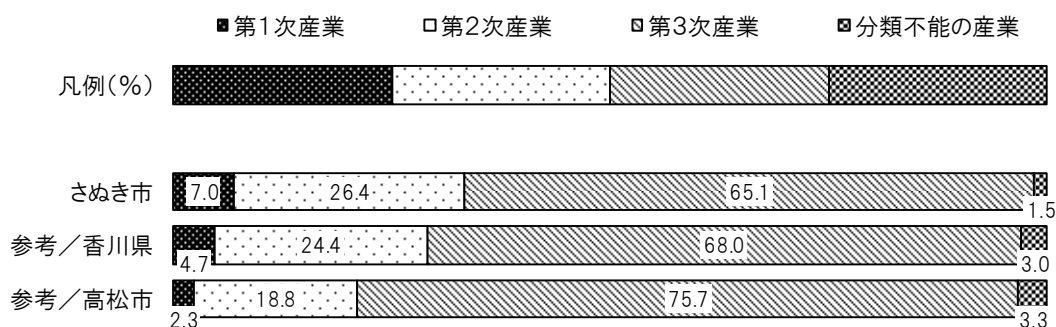
4 就業の状況

(1) 就業構造

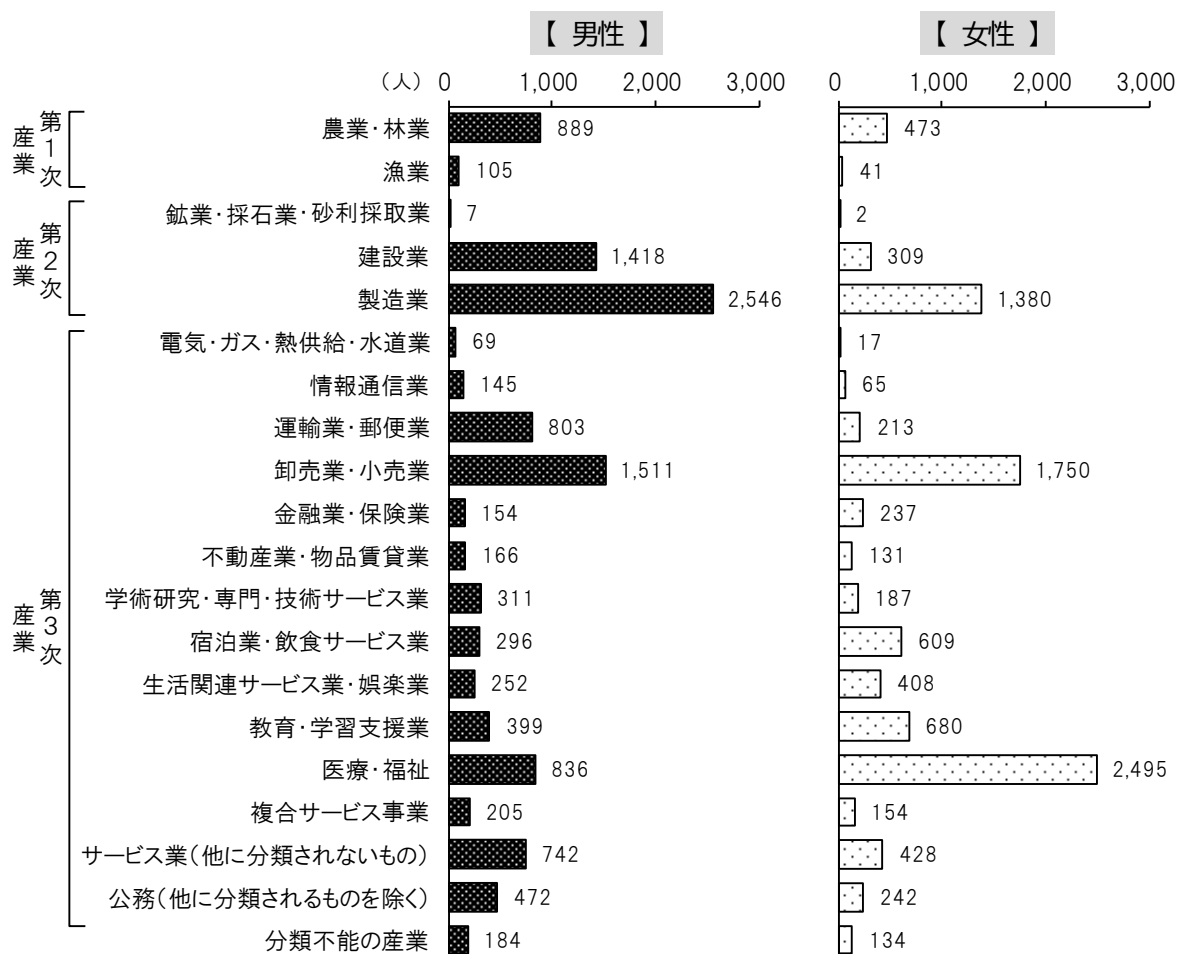
本市の産業別就業者構成比をみると、2020（令和2）年では第1次産業の割合が7.0%、第2次産業が26.4%、第3次産業が65.1%となっています。香川県全体と比べ、第1次産業や第2次産業の割合が高く、第3次産業の割合は低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は「建設業」「製造業」が女性を大きく上回っており、女性は男性に比べ「医療・福祉」が多くなっています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】



【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】

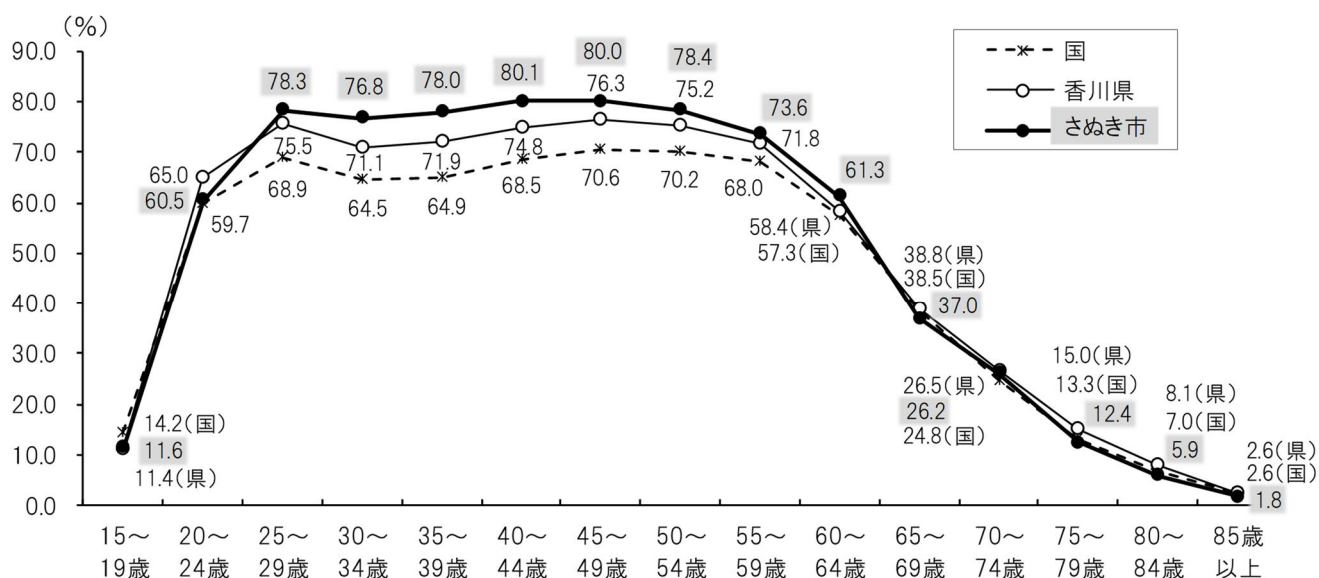


資料：国勢調査（2020（令和2）年）

(2) 年齢別就業率

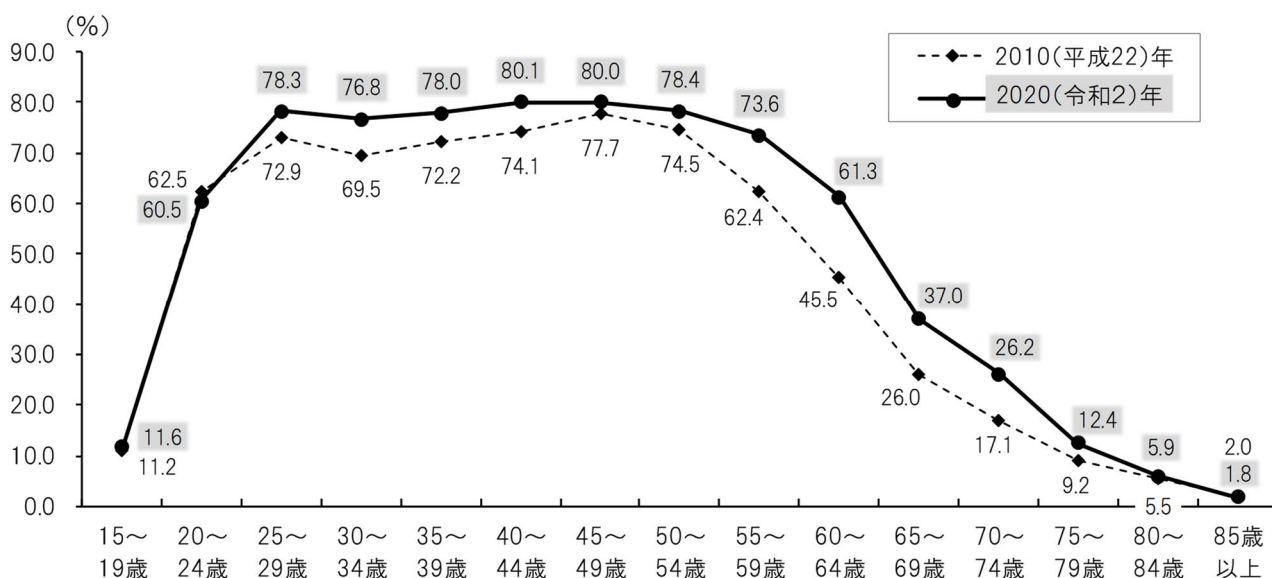
本市の女性の就業率をみると、香川県や国の平均を大きく上回っており、2010(平成22)年に比べ全体的に増加しています。また、2010(平成22)年では、30代の子育て世代の就業率が一旦低下する「M字カーブ※」の状況がみられましたが、2020(令和2)年ではその傾向は緩やかな「台形」に変化しつつあります。

【女性の就業率（国・県比較）】



資料：国勢調査（2020（令和2）年）

【女性の就業率（経年比較）】



資料：国勢調査

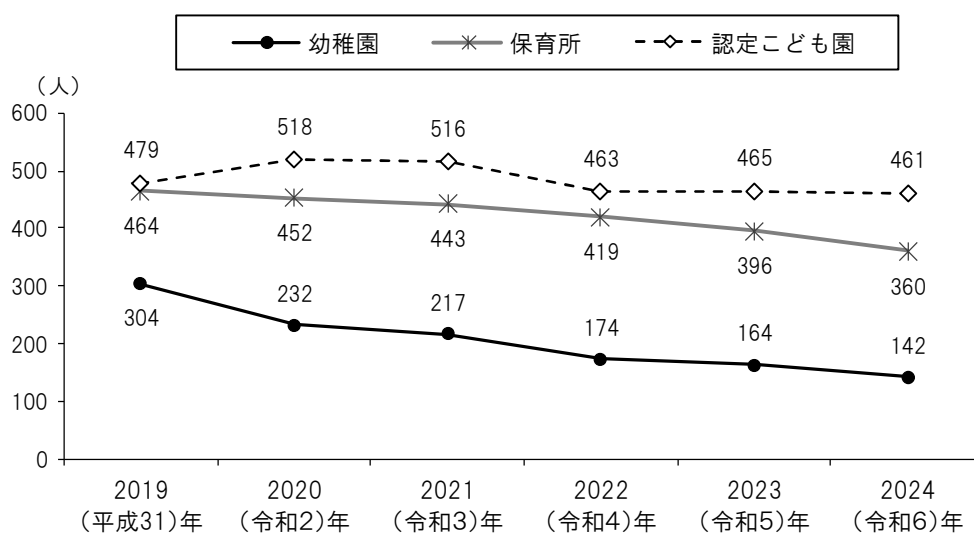
※ 女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30代前半を谷とし、20代後半と30代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

【2】教育・保育施設の状況

本市には、2023（令和5）年では幼稚園及び保育所※が各7か所、認定こども園が5か所あります。幼稚園及び保育所の園児数は減少傾向にあります。認定こども園の園児数は、近年、横ばいで推移しています。

※ 私立の保育園も含む。（以下同様）

【 園児数の推移 】



【 幼稚園 】

	2019 (平成31年)	2020 (令和2年)	2021 (令和3年)	2022 (令和4年)	2023 (令和5年)	2024 (令和6年)
施設数(か所)	7	7	7	7	7	6
園児数(人)	304	232	217	174	164	142

【 保育所 】

	2019 (平成31年)	2020 (令和2年)	2021 (令和3年)	2022 (令和4年)	2023 (令和5年)	2024 (令和6年)
施設数(か所)	6	6	7	7	7	7
園児数(人)	464	452	443	419	396	360

【 認定こども園 】

	2019 (平成31年)	2020 (令和2年)	2021 (令和3年)	2022 (令和4年)	2023 (令和5年)	2024 (令和6年)
施設数(か所)	5	5	5	5	5	5
園児数(人)	479	518	516	463	465	461

注1：公立及び私立を合算

注2：事業所内保育所は除く。

資料：庁内資料（各年4月1日現在）

第3章 本市の主な取組と今後の課題

【1】教育・保育の量の見込みと実績

1 1号認定及び2号認定（3～5歳児）

1号認定及び2号認定（幼稚園、認定こども園）の実績をみると、1号認定（幼稚園）は見込量を大きく下回る実績で推移していますが、2号認定（幼稚園）は見込量を上回って推移しています。

2号認定（保育所、認定こども園）の実績をみると、2号認定（認定こども園）は見込量を上回って推移しています。

【① 1号認定、2号認定（幼稚園、認定こども園）】

（単位：人）

		2020 （令和2）年度	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度
1号認定 （幼稚園）	量の見込み①	174	172	159	159	154
	実績値②	101	83	59	56	42
	差（①－②）	73	89	100	103	112
1号認定 （認定こども園）	量の見込み①	55	55	50	51	49
	実績値②	65	77	74	76	53
	差（①－②）	-10	-22	-24	-25	-4
2号認定 （幼稚園）	量の見込み①	93	93	85	85	82
	実績値②	128	138	115	107	100
	差（①－②）	-35	-45	-30	-22	-18
2号認定 （認定こども園）	量の見込み①	3	3	2	3	3
	実績値②	5	4	2	2	1
	差（①－②）	-2	-1	0	1	2

【② 2号認定（保育所、認定こども園）】

（単位：人）

		2020 （令和2）年度	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度
2号認定 （保育所）	量の見込み①	259	258	236	237	230
	実績値②	247	257	244	234	201
	差（①－②）	12	1	-8	3	29
2号認定 （認定こども園）	量の見込み①	248	248	227	228	220
	実績値②	285	276	267	268	251
	差（①－②）	-37	-28	-40	-40	-31

注：2024（令和6）年度は5月1日現在

2 3号認定（0～2歳児）

3号認定（0歳児）の実績をみると、2023（令和5）年度では、保育所は見込量をやや上回っていますが、認定こども園はおおむね見込みどおりとなっています。

3号認定（1・2歳児）の実績をみると、保育所は見込量を下回る実績で推移しています。

【 ① 3号認定（0歳児） 】

（単位：人）

		2020 （令和2）年度	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度
3号認定（0歳児） （保育所）	量の見込み①	62	62	62	62	62
	実績値②	58	66	79	68	16
	差（①－②）	4	-4	-17	-6	46
3号認定（0歳児） （認定こども園）	量の見込み①	58	59	58	59	58
	実績値②	61	53	64	57	22
	差（①－②）	-3	6	-6	2	36

【 ② 3号認定（1・2歳児） 】

（単位：人）

		2020 （令和2）年度	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度
3号認定 （1・2歳児） （保育所）	量の見込み①	199	196	199	196	194
	実績値②	193	177	162	152	144
	差（①－②）	6	19	37	44	50
3号認定 （1・2歳児） （認定こども園）	量の見込み①	147	146	147	146	144
	実績値②	164	158	129	143	145
	差（①－②）	-17	-12	18	3	-1
3号認定 （1・2歳児） （地域型保育、 認可外保育施設）	量の見込み①	0	0	0	0	0
	実績値②	0	0	4	5	6
	差（①－②）	0	0	-4	-5	-6

注：2024（令和6）年度は5月1日現在

【2】地域子ども・子育て支援事業の状況

1 利用者支援事業

基本型、母子保健型共に子育て世代包括支援センターにおいて実施しており、市内に1か所設置しています。

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
基本型	か所	1	1	1	1	1
母子保健型	か所	1	1	1	1	1

注：基本型：子育て世代包括支援センター（子育て支援相談員）

母子保健型：子育て世代包括支援センター（母子保健コーディネーター）

2 時間外保育事業（延長保育）

時間外保育事業の利用者数は、長期的には減少傾向にあり、2023（令和5）年度は202人となっています。

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
利用者数	人	310	278	297	159	202

3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブの利用者数をみると、2023（令和5）年度から5年生及び6年生の受け入れを開始したため、2023（令和5）年度の利用者数は731人となっています。

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
利用者数	人	563	517	520	575	731
1～3年生	人	450	440	420	495	531
4～6年生	人	113	77	100	80	200

4 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業には、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養育等事業（トワイライト事業）があり、2022（令和4）年度からは3か所で受け入れが可能となっています。

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
施設数	か所	2	2	2	3	3
利用者数	延べ人	0	0	0	0	54

5 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

乳児家庭全戸訪問事業の訪問人数は、長期的には減少で推移しており、2023（令和5）年度は146人となっています。

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
訪問人数	人	227	175	213	172	146

6 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の訪問人数は、2023（令和5）年度は81人と、前年度に比べ大きく増加しています。

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
訪問人数	人	49	51	47	51	81

7 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は市内に5か所あり、利用者数は2023（令和5）年度で月平均461人と、近年は増加傾向にあります。

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
設置数	か所	5	5	5	5	5
利用者数(月平均)	人	634	423	379	440	461

注：2019（令和元）年度は、年間利用者数を月単位に換算した値

8 一時預かり事業

幼稚園における在園児を対象とした一時預かりについては、利用者数は増減を繰り返しながら推移しており、2023（令和5）年度は18,951人となっています。

【① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）】

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
利用者数	延べ人	16,552	18,773	21,919	18,035	18,951

保育所等を利用していない家庭において一時的に保育が困難になった場合に預かる一時預かりについては、利用者数は2023（令和5）年度で1,279人と、前年度に比べ大きく増加しています。

【② 一時預かり（幼稚園型以外）】

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
利用者数	延べ人	1,014	789	849	764	1,279

9 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は2021（令和3）年度から2か所で実施しており、利用者数は2023（令和5）年度で556人と、新型コロナウイルス感染症により減少した利用者数は回復傾向にあります。

	単位	2019 （令和元）年度	2020 （令和2）年度	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
施設数	か所	1	1	2	2	2
利用者数	延べ人	605	231	467	503	556

10 ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業の利用者数は、増減を繰り返しながら推移しており、2023（令和5）年度は475人となっています。

	単位	2019 （令和元）年度	2020 （令和2）年度	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
利用者数	延べ人	839	685	948	845	475

11 妊婦健診事業

妊娠届を提出した全ての妊婦に妊婦健康診査助成券を交付しています。妊婦届出数は、緩やかな減少で推移しており、2023（令和5）年度は139人となっています。

	単位	2019 （令和元）年度	2020 （令和2）年度	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
妊婦届出数	人	189	192	185	147	139

12 特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付を行う事業

食事の提供に要する費用の一部補助の利用者数は2023（令和5）年度で4人、日用品、文房具等の購入に要する費用等に対する補助の利用者数は1人となっています。

【① 食事の提供に要する費用】

	単位	2019 （令和元）年度	2020 （令和2）年度	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
利用者数	人	5	6	9	12	4

【② 日用品、文房具等に要する費用】

	単位	2019 （令和元）年度	2020 （令和2）年度	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
利用者数	人	0	0	1	1	1

【3】第2期計画の主な取組と今後の課題

第2期計画では「施策体系」における5つの基本目標と18の施策に沿って事業を推進しました。

事業の実施にあたっては、各担当部署において定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出し、その後の取組に反映させることとしています。

ここでは、第2期計画における取組内容を点検し、施策の推進内容ごとに今後の課題を整理しました。

基本目標	施策の推進内容
【基本目標1】 安心して産み・育てられる支援体制の整備	(1) 子育て支援の情報提供・相談体制の充実 (2) 子育て支援サービスの計画的な推進 (3) 地域ぐるみの子育て支援 (4) 子育てについて学ぶ環境の整備 (5) ワーク・ライフ・バランスの推進
【基本目標2】 母性と乳幼児の健康づくりの支援	(1) 母子保健の充実 (2) 小児医療の充実 (3) 思春期保健対策の推進 (4) 食育の推進
【基本目標3】 のびのびと育つ環境づくり	(1) 学校などでの子どもの健やかな成長支援 (2) 地域のなかで子どもが育つ環境の整備 (3) 有害環境対策の推進と非行等の防止
【基本目標4】 配慮が必要な子どもや家庭への支援	(1) ひとり親家庭等の自立支援 (2) 障害児施策の充実 (3) 児童虐待防止対策の推進 (4) 子どもの貧困対策の推進（子どもの貧困対策推進計画）
【基本目標5】 安心して暮らすことのできる基盤の整備	(1) 子育てにやさしい生活環境の整備 (2) 子どもの安全の確保

施策の推進内容（１）子育て支援の情報提供・相談体制の充実**【これまでの主な取組内容】**

- 市内５か所の子育て支援センターの運営を支援し、幼稚園や保育施設に通っていない子どもの保護者が、気軽に保育等について相談できる環境や子どもと保護者が共に楽しめ、親同士が話し合えるイベント等を開催しました。
- フェイスブックページ「ハートフルタウン」等のインターネット上で、子育て支援に関する情報を発信しました。また、子育てハンドブックの冊子「すくすくさぬきッズ」を配布したほか「さぬき市子育て応援ガイド」を毎年更新しました。
- 子育て世代包括支援センター（さぬきッズ子育てサポートセンター）において、母子保健コーディネーター（保健師）や子育て支援相談員が、妊娠期からのワンストップ窓口として相談に対応し、必要に応じて関係機関との連携や情報提供に努めました。

【今後の課題・取組の方向性※】

- 子育て支援センターの利用促進に向け、周知に取り組む必要があります。
- 子育てに関する制度やサービスの変化に合わせて、定期的に情報を更新して発信するとともに、地域行事の案内だけでなく実施状況も併せて発信する必要があります。
- 2025（令和７）年４月に、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の両機能を一体化させた、こども家庭センターの運営を開始し、更なる体制の強化を図ります。

※継続して取り組む内容も含む。（以下同様）

施策の推進内容（２）子育て支援サービスの計画的な推進**【これまでの主な取組内容】**

- 放課後児童クラブの運営について、放課後子どもプラン運営委員会で実績及び計画を報告しました。私立保育園やこども園等に対して県が実施している福祉サービス第三者評価制度については、導入が進みませんでした。
- 放課後児童クラブについては、受入学年を小学６年生まで拡充し、造田放課後児童クラブを校舎内へ移転しました。
- 地域の実情に応じた、年齢の異なる子どもが安全に楽しく過ごすことができる「居場所」として、放課後子ども教室の充実を図るとともに、地域ボランティアとの連携及び活動場所について協議しました。
- 関係課が連携し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な利用を推進しました。

- さぬき市子ども・子育て会議において、第2期計画の進捗状況について毎年審議しました。
- 子育て世代包括支援センターで情報共有会を月1回開催するとともに、発達障害等支援連携会議及び同事務局会議を開催しました。
- 子育て世代包括支援センターに母子保健コーディネーター（保健師）を専任で配置し、妊娠期からの切れ目のない相談や支援を行いました。2023（令和5）年度は、妊娠届出時の保健師による面接の実施率が100%でした。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 第三者評価制度の導入に向け、私立保育園やこども園等に対して県が実施している福祉サービス第三者評価の周知が必要です。
 - 放課後児童クラブの登録者数が年々増加傾向にあるため、放課後児童支援員の安定的な確保と、増加人数に対応した空き教室の活用などが必要です。
 - ボランティアの固定化、高齢化が進んでいるため、市の広報紙への掲載など、事業の周知やボランティアの募集を行い、人材を確保する必要があります。
 - 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な利用の推進に向け、連携型を増やすとともに、両事業の職員やボランティアの負担が軽減されるよう、よりスムーズに連携できる仕組みづくりが必要です。
 - こども家庭センターの2025（令和7）年度の設置に向けて、充実した相談体制づくりを進める必要があります。
-

施策の推進内容（3）地域ぐるみの子育て支援

【 これまでの主な取組内容 】

- 絵本の読み聞かせなど、子育てに関するボランティア団体の活動を支援しました。また、親子カフェや子育てサロンを開催するとともに、子育て支援ボランティア研修を実施しました。
- 「さぬき市ファミリー・サポート・センター」の運営をさぬき市社会福祉協議会に委託し、志度支所内に設置しました。また、ひとり親家庭に対して、利用料の半額を助成しました。
- 「こんにちは赤ちゃん事業」を実施し、子育て支援に関する情報提供をはじめ、養育環境等の把握や必要な保健指導を行いました。
- 行政や子育てサークル、NPO、企業等が直接投稿して情報を発信する子育て支援ネットワークフェイスブックページ「ハートフルタウン」を運用し、子育て支援情報や子育て関連イベント情報を発信しました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 親子カフェ及び子育てサロンの世話人の高齢化等課題の解決に向けて、開催場所の統一化を図るなど、持続可能な開催に向けて対応を検討する必要があります。
 - 多様なニーズに応えるため「さぬき市ファミリー・サポート・センター」の「まかせて会員」の確保に努める必要があります。
 - 支援が必要な家庭を早期に発見し、必要な支援が届くよう、助産師や保健師、児童委員等の関係者で支援策の相談をしながら関わる必要があります。
 - 地域で子どもを支援し、居場所となる子ども食堂や学習支援の場との連携を強化する必要があります。
-

施策の推進内容（４）子育てについて学ぶ環境の整備

【 これまでの主な取組内容 】

- 子育てに関する研修会や育児講座を開催するとともに、保健師、管理栄養士による健康教育、栄養指導、各幼稚園、保育所等の新入園周知会や家庭教育学級で保護者を対象とした研修を実施しました。
- 各幼稚園や認定こども園で実施している入園説明会や家庭教育学級等の機会を活用して、園児引き渡し訓練や講話の実施、親子おはなし会、読み聞かせ会を開催したほか、園行事での保護者ボランティアの参加や修了児の保護者による、子どもへのコサージュづくりを実施しました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 各幼稚園や認定こども園で実施している入園説明会や家庭教育学級等の機会を活用して、継続的に保護者の学習会を実施する必要があります。
-

施策の推進内容（５）ワーク・ライフ・バランスの推進

【 これまでの主な取組内容 】

- 令和２、３年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止しましたが、毎年企業研修を実施したほか、パネル展での掲示、県や国等の情報ハラスメント相談窓口の周知を図り、多様な働き方や誰もが働きやすい職場環境の整備についての理解の促進に取り組みしました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 多様な働き方について、市内の事業者の理解を促進するため、継続して労働者、企業双方に周知する必要があります。
 - 働きやすい職場環境の整備について、企業研修で必要性だけでなく、各事業所で生かせるような具体的事例等についても周知する必要があります。
-

施策の推進内容（１）母子保健の充実**【 これまでの主な取組内容 】**

- 妊婦面接で母子健康手帳や母子保健ガイドブックの活用方法を説明し、母子保健サービスを紹介するとともに、電子母子手帳（アプリ）にて子育てに関する情報を発信しました。
- 妊婦健康診査受診券、産婦健康診査受診票を交付するとともに、超音波検査の助成をしました。妊婦歯科健康診査について、無料健診を受けることができる機会を設けました。
- 市内３か所で月１回の乳幼児・栄養相談、年５回の歯科衛生士による歯科・ブラッシング相談を実施しました。
- 体験型の講義を盛り込み、父親の参加率の向上や妊婦の交流を図るなど、ニーズに対応したパパママ教室を実施しました。
- 保健師や助産師による妊産婦の訪問指導を実施し、相談体制の充実に努めました。
- 産後ケア事業を実施し、委託施設において、宿泊や日帰りでの助産師等による乳房ケアや育児相談等の相談体制の充実に努めるとともに、乳児期の親子を対象に、育児に関するタッチケア教室（ベビーマッサージ）を開催しました。
- 乳児健康診査受診券、新生児聴覚検査受診券を交付し、乳幼児健康診査の受診率の向上に努めるとともに、定期予防接種の実施率を向上させ、疾病の予防に努めました。
- 保健師、助産師、民生委員が連携し、乳幼児訪問を実施しました。
- 2021（令和３）年度まで香川県の不妊治療費助成事業を受けた人を対象に、治療費の一部を助成しました。
- 2022（令和４）年度から「こうのとりの援事業」として、生殖補助医療（特定不妊治療と呼ばれていた体外受精及び顕微授精）について、治療費の一部を助成しました。
- 住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦の経済的負担を減らすため、妊娠判定に要する受診料の一部を助成しました。
- 妊娠時から出産、子育てまで、身近な伴走型相談支援と経済的支援を組み合わせた事業を実施するため、妊娠届出時や出生届出時の面談後に、対象者へ現金給付や県の広域連携システムを活用したクーポンを給付しました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 健康な妊娠、出産や安心した子育てに向けて、妊娠期からの母子健康手帳や母子保健ガイドブックの適切な活用を勧めるとともに、妊産婦健康診査を実施し、適切な受診を促進する必要があります。
 - 乳幼児相談の参加者が減少しているため、身近な相談場所の周知やニーズの把握、対象に沿った相談の機会を検討する必要があります。
 - パパママ教室の充実に向け、参加者同士の交流を図る機会の確保が必要です。
 - 産後ケア事業については、利用料や施設までの移動手段、交通費といった利用者負担の軽減を図る必要があります。
 - タッチケア教室については、利用状況の確認や申し込み方法の評価等、ニーズに沿った開催を検討する必要があります。
 - 乳児健康診査未受診者や予防接種未接種者を対象に、状況確認や情報提供等、継続的に支援する必要があります。
 - 乳幼児訪問については、里帰り先への依頼等も含め、早期に訪問指導を実施し、現在の相談体制を継続していく必要があります。
 - こうのとりの応援事業については、妊娠届出時等を活用して、周知に努める必要があります。
-

施策の推進内容（２）小児医療の充実

【 これまでの主な取組内容 】

- 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児から中学生までの子どもの医療費を助成しました。また「母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）」に基づき、未熟児養育医療を支給しました。
- 大川地区夜間小児急病診察室を運営し「1 年 365 日診療」を行いました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 正確な事務作業や他制度と重複した受給に留意するなど、適正な医療費助成制度の運用に努める必要があります。
 - 小児科医の高齢化が進んでいるため、今後厳しくなる小児科医の確保に向けて取り組む必要があります。
-

施策の推進内容（３）思春期保健対策の推進

【これまでの主な取組内容】

- 思春期特有の心の変化に対する事業として、健康の自己管理に関する教室や基本的な生活習慣に関する教室、精神科医の講演会等を開催しました。
- 市内小・中学校の教育相談担当教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや心の教室相談員等の合同研修会、中学校区内での情報交換会等を行い、相談事業の充実に努めました。

【今後の課題・取組の方向性】

- 思春期保健教育については、家庭や地域が学校と連携し、児童・生徒の個々の課題に合った取組を進めることが必要です。
 - 相談事業の充実に向け、関係者と各担当の理解と連携を図る場となるよう、教育相談担当者合同研修会や情報交換会として位置付ける必要があります。
-

施策の推進内容（４）食育の推進

【これまでの主な取組内容】

- 乳幼児健診時の食事相談や関係機関へ献立等資料の提供、相談を実施し、食育を推進しました。
- 学級活動や試食会等での指導や調理場見学等、栄養教諭等が食に関する指導を実施しました。また、小児生活習慣病予防健診で有所見者及び要再検者となった児童・生徒に対する事後指導を積極的に行いました。

【今後の課題・取組の方向性】

- 関係機関や食生活改善推進員の会員の減少、高齢化が進んでいるため、活動人員の確保に向けて取り組む必要があります。
 - 小児生活習慣病予防健診で有所見者及び要再検者となった児童・生徒に対する事後指導を継続的に実施するため、関係者との連携を含めた実施体制の新たな構築が必要です。
-

施策の推進内容（１）学校などでの子どもの健やかな成長支援**【これまでの主な取組内容】**

- 外国語指導助手及び外国語活動支援員を各小学校へ派遣したほか、イングリッシュ・キャンプを夏季期間中に開催しました。
- 学校開放事業として、夜間、休日に校庭や体育館をスポーツ少年団や各種スポーツ団体及び子ども会の活動場所として提供しました。
- 適応指導教室「FINE」において、継続的に子どもが通級できるような温かい雰囲気づくりに努めるとともに、不登校等で悩みのある保護者を対象とした「FINE親の会」を開催し、悩みの解決を図りました。また、通級生のいる学校との情報交換会を実施し、通級の申請をしていない不登校生徒についても対応を検討するとともに、スクールソーシャルワーカーや心の教室相談員等とも適宜、情報を交換しました。ひきこもりの児童・生徒については、月１回臨床心理士によるカウンセリングの日を設け、保護者や本人の悩みの解決を図りました。

【今後の課題・取組の方向性】

- 国際理解教育の充実に向け、日常生活において異文化の理解、国際交流及び英語を話す機会の充実が必要です。
- 不登校児童・生徒への支援や対応の充実を図る必要があります。

施策の推進内容（２）地域のなかで子どもが育つ環境の整備**【これまでの主な取組内容】**

- 徳島文理大学や平賀源内先生顕彰会に協力いただき「平賀源内先生こども科学教室」等、創意工夫と発明思考の充実、科学のおもしろさを体験するプログラムを開催しました。
- 夏休み親子藍染め教室や書道教室、パン教室等、公民館ごとに親子で触れ合いながら学べる親子教室等を開催しました。
- 生涯学習、生涯スポーツ施設の修繕を実施しました。また、スポーツ推進委員の活動の一環として、小学生や市民を対象にキンボール、ボッチャ等のニュースポーツ教室を開催しました。
- 歴史学習会等を実施し、地域文化や伝統活動の参加の促進に努めました。現在、さぬき南小学校高学年を対象にした、太鼓クラブの活動が行われています。
- 子ども会活動の意義や育成者の役割を学ぶための研修会等を開催するとともに、子どもの考え行動する力を育むため、市内小学校を対象としたキャンプ等を開催しました。
- 内容を吟味した良質、好まれる傾向の本の選書や、子ども対象の行事で本に関する催しや工作等の工夫を行い、図書館の充実を図りました。

- 3～4 か月児健診時に絵本を1冊選んでもらい、説明をしてブックスタートパックを手渡しするブックスタート事業を実施しました。
- 香川県が推進している家族で読書に親しむ「23が60読書運動」の周知に努めるとともに、学校訪問や図書館活動支援員研修会を通して、各校の取組を紹介、共有しました。
- 旧寒川児童館及び造田児童館に遊具を新設しました。また、2022（令和4）年度末に、大川町児童館と寒川児童館をそれぞれ廃止しました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 徳島文理大学を会場としているため、大学移転後の体験プログラムの開催について検討する必要があります。
 - 親子教室等、休日の活動プログラムの参加を促進するため、現状の講座内容を見直すとともに、予算の増額に向けて検討する必要があります。
 - 生涯学習、生涯スポーツ施設の老朽化に伴い修繕箇所が増加しているため、計画的に整備していく必要があります。
 - 地域文化や伝統活動の後継者を育成するため、指導者の養成が必要です。
 - 少子化に伴い子ども会の構成人数が減少し、企画、運営が難しい会が生まれているため、活動の継続に向けて支援する必要があります。
 - 子どもが本に親しめるよう、読書や図書館利用の促進を図る必要があります。
 - ブックスタート事業については、子どもと触れ合う時間に絵本が活用されているかなど、事業の評価を行う必要があります。
 - 「23が60読書運動」を推進するため、定期的に各学校の取組状況を把握し、効果を検証する必要があります。
 - 長尾、造田両児童館共に、施設の経年劣化に伴い、補修や修繕が必要なため、十分な予算の確保や施設の持続的な維持、管理について検討する必要があります。
-

施策の推進内容（3）有害環境対策の推進と非行等の防止

【 これまでの主な取組内容 】

- 市内の白ポストの回収を定期的に行い、有害図書やビデオ、DVD等を処分しました。また、少年育成センターの補導員の協力で、日常補導、合同補導を計画的に実施しました。
- 市の広報紙に「ICT社会へ送り出す前のサポートをするために」という内容で「少年育成センターだより」を掲載しました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 少年育成センター補導員の高齢化に伴い、人材の確保に取り組む必要があります。
-

施策の推進内容（１）ひとり親家庭等の自立支援

【これまでの主な取組内容】

- 母子・父子自立支援員を配置し、相談やハローワークの出張相談を行い、自立に必要な支援や情報提供などを総合的に提供しました。
- 自立支援教育訓練給付事業や高等職業訓練促進給付金給付事業を通じて、ひとり親家庭等の経済的自立を促進するとともに、生活費負担の軽減を図りました。
- ファミリー・サポート・センターの利用料の半額を支援し、ひとり親等の就労の支援及び育児の負担の軽減を図りました。

【今後の課題・取組の方向性】

- ひとり親家庭の自立に必要な支援の充実を図るため、児童扶養手当現況届出時の声掛けやちらしの配布等、市の広報紙やホームページ等を活用して周知する必要があります。
- 自立支援教育訓練給付事業や高等職業訓練促進給付金給付事業の利用の促進に向け、児童扶養手当現況届出時や市の広報紙、ホームページ等で事業の周知を図る必要があります。

施策の推進内容（２）障害児施策の充実

【これまでの主な取組内容】

- １歳６か月児健診や３歳児健診等において専門職によるスクリーニングを行い、障害や発達の遅れの早期発見、早期対応に努めるとともに、幼稚園や保育所、こども園及び早期支援コーディネーター等と連携し、健診後の支援として、個別相談の機会を提供し、継続的なフォローを行いました。
- 年度初めの園長、校長研修会で児童発達支援事業について周知し、機関支援や早期支援を効果的に活用しました。
- 早期支援コーディネーター、幼稚園、認定こども園、関係機関が連携し、就学前児童の教育相談、就学指導に取り組むとともに、小学校就学後も継続的に行いました。
- 全ての幼稚園、保育所等で障害児を受け入れました。
- 心身に障害のある幼児が他の幼児とともに充実した集団生活が送れるよう、生活補助員や加配の保育士、保育教諭を配置しました。

【今後の課題・取組の方向性】

- こども相談の利用を促進し、健診後のフォローに否定的な保護者に対しては、就学前施設や早期支援コーディネーターと連携して対応していく必要があります。
- 幼児期から青年期までのライフステージに合わせた支援がスムーズに行えるよう、職域を越えた連携体制の整備、相談や療育の機会の確保に取り組む必要があります。

施策の推進内容（３）児童虐待防止対策の推進

【これまでの主な取組内容】

- 子どもと家庭に関する実情の把握や情報の提供、相談等への対応など、子ども家庭総合支援拠点で総合的かつ継続的に支援しました。また、要保護児童対策地域協議会において、処遇困難ケース検討会等を開催しました。
- 児童虐待防止推進月間に、小・中学校等を通して啓発ちらしと啓発物品の配布及びオレンジリボンの着用のほか、市民ホールでのパネル展、志度、寒川図書館での啓発展示、市の広報紙への啓発記事掲載などを行い、児童虐待防止に向けた取組の周知を図りました。
- 保護者の育児不安や悩み等の相談について、乳幼児相談や電話相談等で対応するとともに、妊産婦相談や新生児訪問時に心身のケアについて保健指導を行うなど、心身のケアや育児サポートに努めました。
- 子育て世代包括支援センターを妊娠期からのワンストップ相談窓口として設置し、妊婦面接や新生児訪問、乳幼児相談等により、要支援者への早期のサポートができる体制を整備しました。

【今後の課題・取組の方向性】

- 貧困、多子、障害、虐待の世代間連鎖など、複合的な問題を抱える家庭に対応するため、包括的な支援体制を構築するとともに、関係機関との連携、協働が必要です。
 - SNSなど様々な媒体を通じた啓発活動を進め、若い世代に児童虐待防止の周知を図る必要があります。
 - 子育て中の保護者の不安や悩み等の相談について、訪問や電話、来所に加え、オンライン相談の活用を検討する必要があります。
 - 乳幼児相談の参加者が減少しているため、身近な相談場所の有無やニーズを把握し、対象に沿った相談の機会を検討する必要があります。
-

施策の推進内容（４）子どもの貧困対策の推進

【これまでの主な取組内容】

- コロナ特例貸付の償還が厳しい相談者に、様々な経済的支援策に関する情報を提供するとともに、継続的な相談支援を行い、家計の改善につなぎました。また、生活困窮者の自立の促進に向けた自立相談事業のほか、就労準備支援事業として、自宅訪問や居場所での個別支援による社会参加の促進、ハローワークと連携した一般就労のための支援を行いました。
- 経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学援助費を給付しました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- コロナ特例貸付の償還が厳しい相談者については、債権管理業務とも連携し、アウトリーチによるニーズ調査、つながった相談者に対してはより丁寧なアセスメント、プラン作成、相談者に寄り添った支援等が必要です。
 - 潜在化する複合的課題に関する情報共有を関係機関と行うとともに、特にひきこもり支援の充実に向けて、関係機関との連携や相談支援につながる体制を整備する必要があります。
 - 学校及び福祉事務所と連携し、就学援助を必要としている小・中学生の保護者に制度の周知を図る必要があります。
-

施策の推進内容（１）子育てにやさしい生活環境の整備**【これまでの主な取組内容】**

- 児童が利用しやすい公園の整備を検討するとともに、遊具等の公園の施設の安全点検を行い、遊具の撤去、修繕を進めました。

【今後の課題・取組の方向性】

- 全体的に古い遊具が多いため、遊具の撤去か更新（修繕）の取捨選択が必要です。また、今後の公園の在り方について、検討していく必要があります。

施策の推進内容（２）子どもの安全の確保**【これまでの主な取組内容】**

- 関係機関と連携し、幼稚園や保育所、小学校等での交通安全教室や街頭での交通安全キャンペーンを実施するとともに、小・中学校への交通安全啓発ポスターの募集及び展示会、各種広報媒体を利用した啓発等、交通安全意識の高揚に努めました。
- 自治会からの要望に応じて防犯灯を新設するとともに、地域からの要望に応じて防犯灯を修繕しました。
- 交通指導員及び交通安全母の会会員による登校時の街頭での見守りを実施するとともに、交通指導員会を開催し、通学状況や交通事故発生情報等の意見を交換しました。
- さぬき警察署や市少年育成センターなどの関係機関と連携し、市内でのイベント等で各種防犯啓発用品を配布し、啓発活動を推進しました。
- 子どもが安全、安心して暮らすことができるよう「青色防犯パトロール車」による巡回を行うとともに、不審者対応訓練を促進しました。
- 児童館や放課後児童クラブ、学校、保育所等で防災訓練等を実施しました。保育所、子ども園では保護者への引き渡し訓練、幼稚園では緊急時園児引き渡しカードを利用した引き渡し訓練も実施しています。

【今後の課題・取組の方向性】

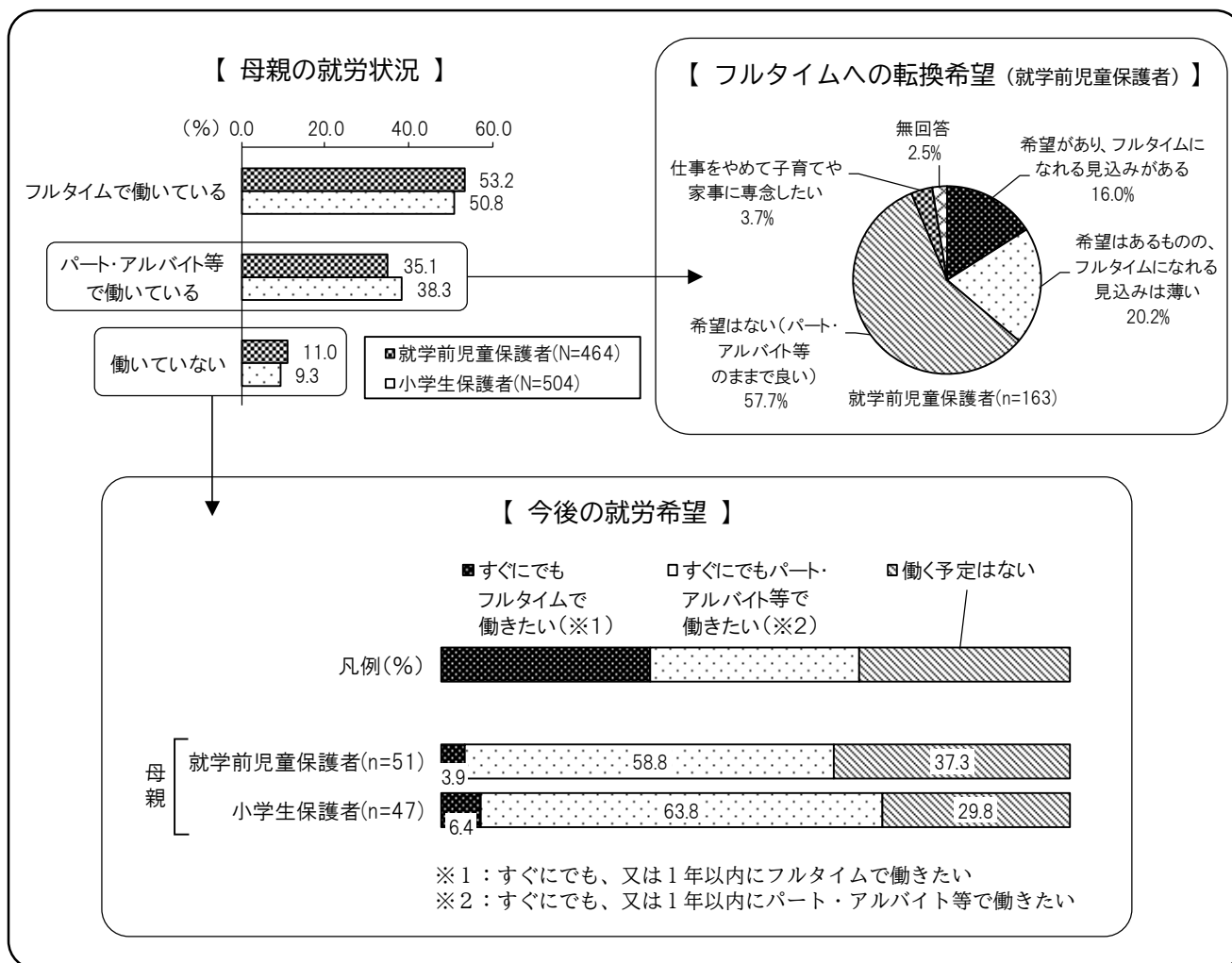
- 様々な行事が衰退しているため、交通安全意識の高揚や防犯等の啓発機会について検討する必要があります。
- ニーズに合わせた防犯灯の整備が必要です。
- 交通指導員や交通安全母の会会員の高齢化に伴い担い手が減少しているため、人材の確保に向けた取組が必要です。
- 危機管理マニュアルの定期的な見直しや地域や関係課と連携した防災教育、より実効性のある避難訓練等を行い、子どもが自らの安全を確保できる基礎的な資質や能力を身に付けられるようにする必要があります。

【4】アンケート調査結果の概要

〔1〕就学前児童保護者・小学生保護者調査より

1 保護者の就労状況について

- 就学前児童、小学生保護者共に母親の3～4割がパートタイム等で就労しています。パートタイムで就労している人の3割以上が、今後フルタイムへの転換を希望しており、フルタイム就労に対するニーズが高いことが分かります。また、現在働いていない母親の6～7割が早期の就労を希望しています。

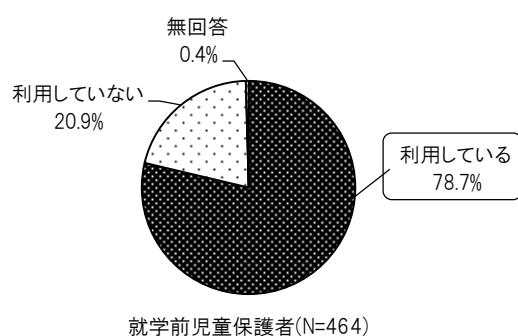


2 施設やサービスの利用状況と利用希望について

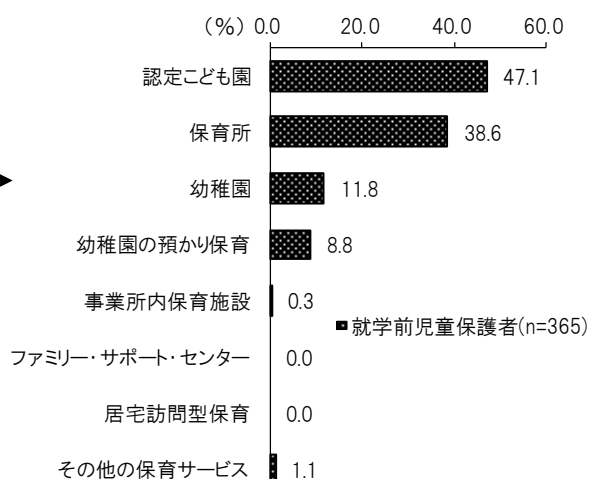
(1) 利用状況

- 約8割の子どもが認定こども園をはじめ、保育所などの施設やサービスを利用しています。そのうち保育所は1～2歳児、認定こども園は0歳及び4～5歳以上での利用が多くみられます。

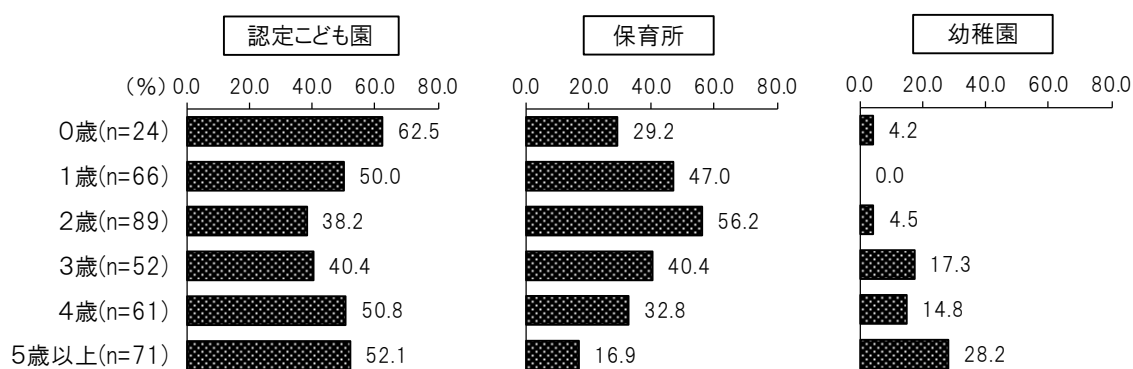
【施設やサービスの利用状況について】



【利用している施設やサービス（複数回答）】



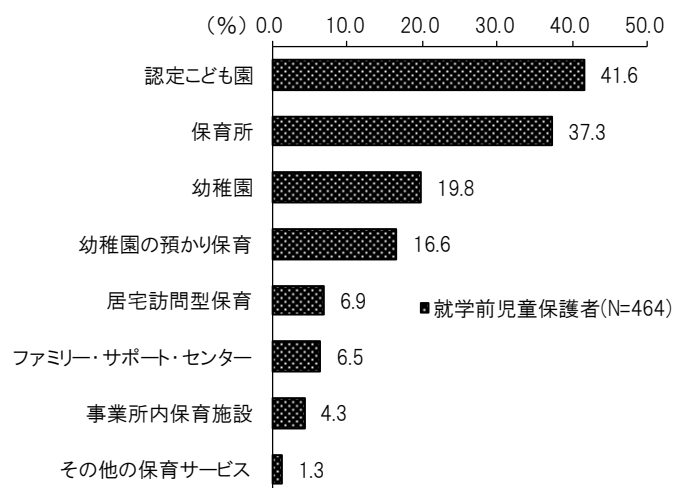
【年齢別利用施設の状況】



(2) 今後の利用希望

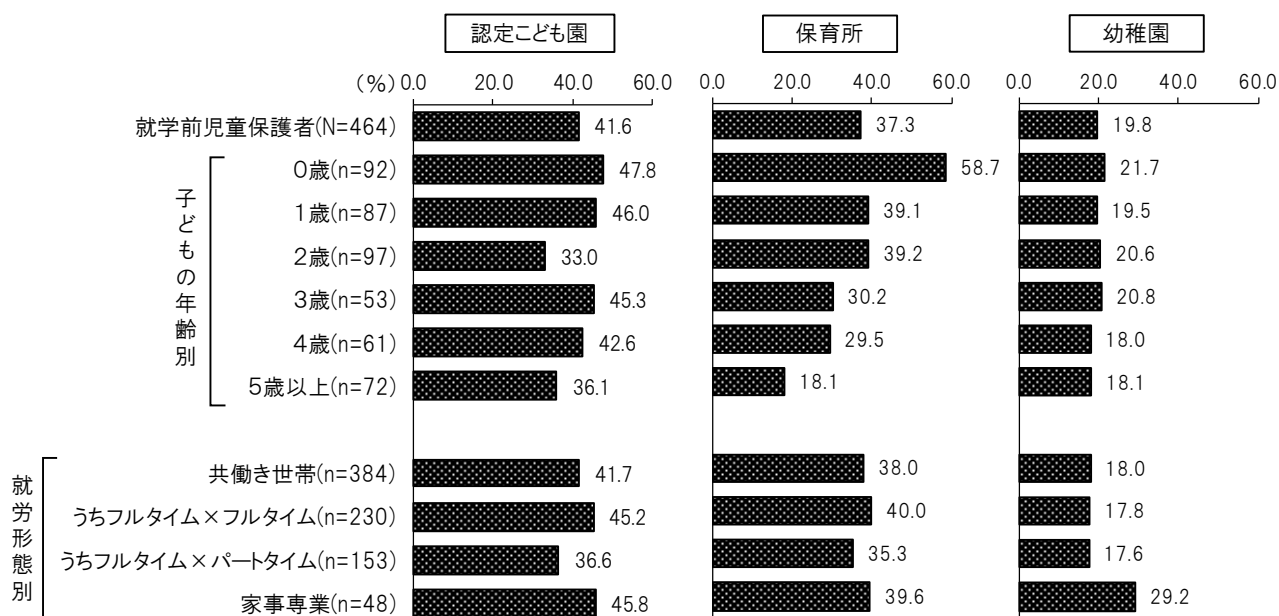
- 施設やサービスの平日の利用希望については「認定こども園」が約4割と最もニーズが高く、次いで「保育所」「幼稚園」などの順となっています。

【 今後の施設やサービスの利用希望（複数回答） 】



- 「保育所」は0歳児を中心とする低年齢児のニーズが高くなっています。また、現在、家事専門の4割程度又はそれ以上が認定こども園や保育所の利用を希望しており、今後の就労を見据えたニーズがうかがえます。

【 子どもの年齢別・就労形態別利用希望 】

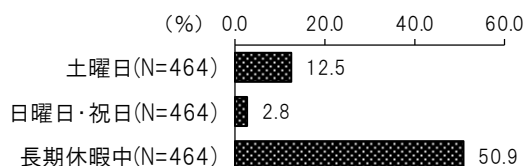


3 各種教育・保育サービスのニーズについて

(1) 土日等の利用希望

- 教育・保育施設について、土曜日の利用希望者は 12.5%ですが、日曜日・祝日については 2.8%と少ない状況です。一方、夏休み等の長期休暇中については、約半数が利用を希望しています。

【 土・日・祝日等の利用希望 】

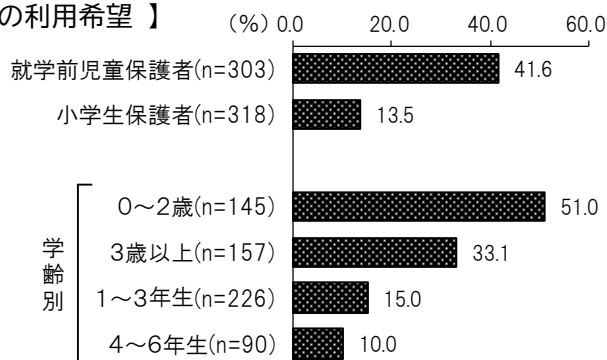


注：土曜日、日曜日・祝日は「ほぼ毎週利用したい」「月に1～2回は利用したい」の合計値、長期休暇中は「ほぼ毎日利用したい」「週に数日利用したい」の合計値

(2) 病児・病後児のための保育施設等の利用希望

- 病児・病後児のための保育施設等については、就学前児童保護者で約4割、小学生保護者で1割程度となっており、就学前児童保護者で、特に0～2歳児のニーズの高さが目立っています。

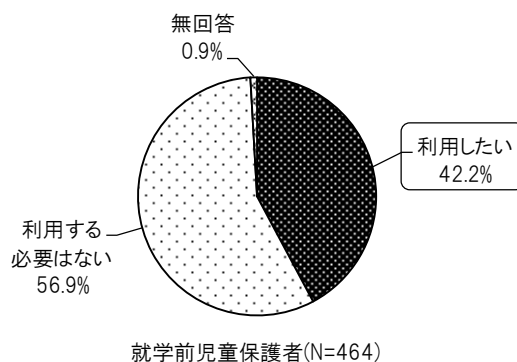
【 病児・病後児のための保育施設等の利用希望 】



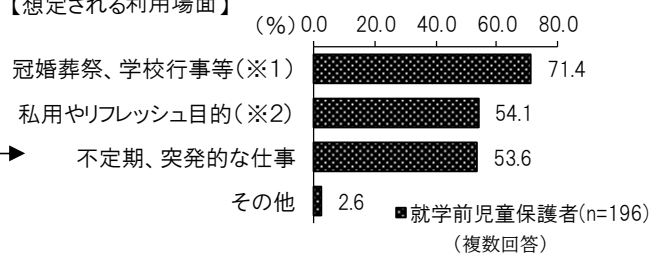
(3) 一時預かり事業等の利用希望

- 一時預かり事業については、約4割のニーズがみられ、特に「冠婚葬祭、学校行事、子どもや保護者の通院等」での利用が見込まれています。

【 一時預かり事業の利用希望 】



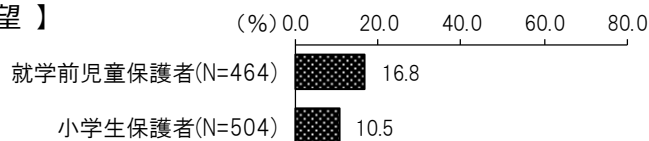
【想定される利用場面】



※1：冠婚葬祭、学校行事、子どもや保護者の通院等
 ※2：私用（買物、子どもや親の習い事等）やリフレッシュ目的

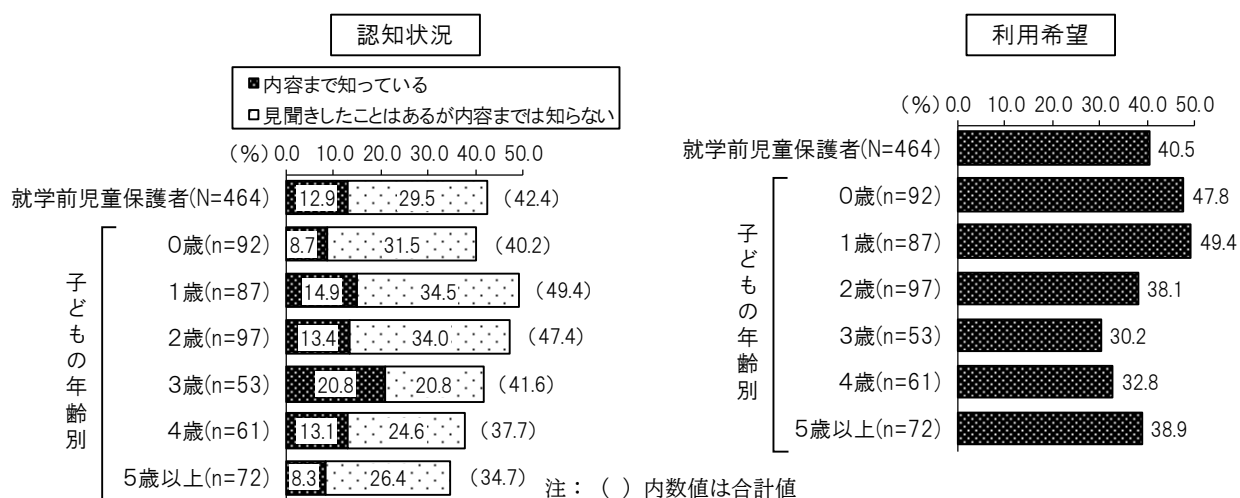
- 宿泊を伴う預かりの利用希望については、就学前児童保護者で 16.8%、小学生保護者で 10.5%と、いずれもニーズは2割未満となっています。

【 宿泊を伴う預かりの利用希望 】



- こども誰でも通園制度（仮称）の認知率は約4割となっており、特に1歳～2歳児で認知率が高くなっています。また、0～1歳児の半数近くが今後の利用を希望しています。

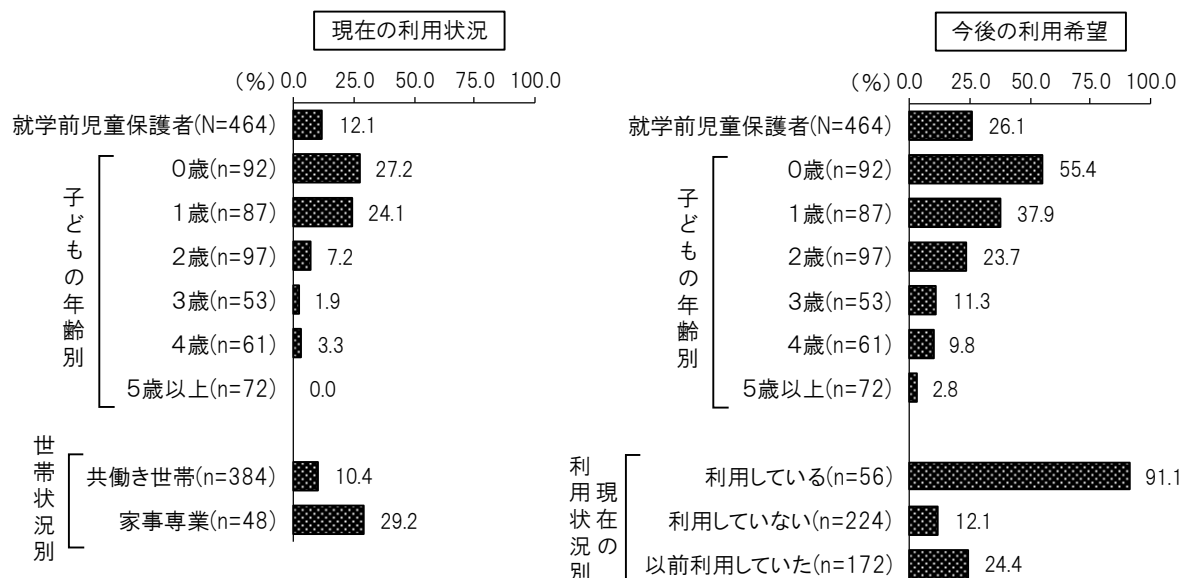
【 こども誰でも通園制度（仮称）について 】



(4) 地域子育て支援センターの利用希望

- 地域子育て支援センターを現在利用している人は0歳～1歳児に多く、今後の利用希望も同年代が多くなっています。また、現在利用している人の約9割が利用希望を示しており、リピーターが多いことが分かります。

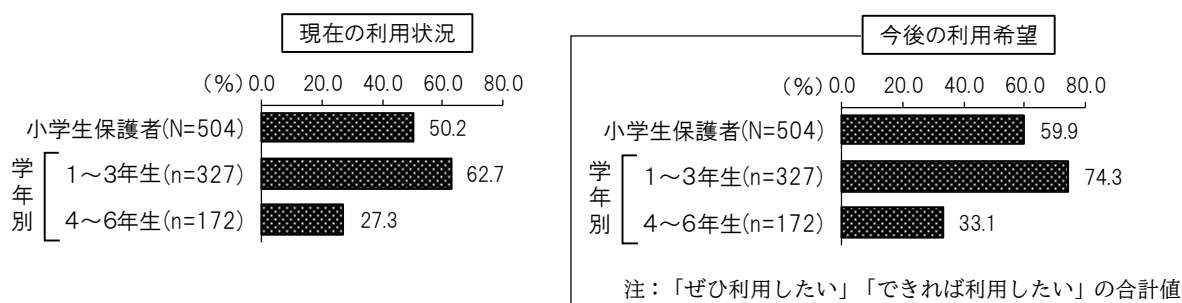
【 地域子育て支援センターについて 】



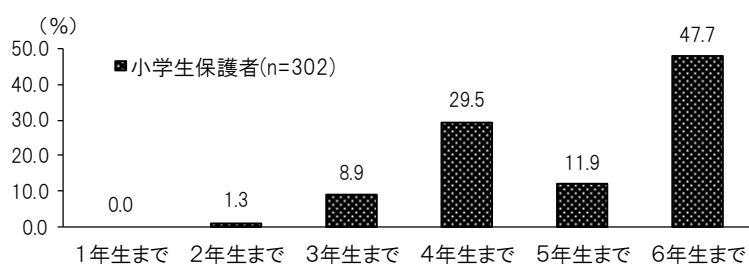
4 放課後児童クラブのニーズについて

- 放課後児童クラブの利用者は、1～3年生で6割以上みられますが、4～6年生になると利用者が減少します。
- 今後の利用希望については、約6割と現在の利用割合を上回っており、特に1～3年生でニーズが高くなっています。また、利用したい学年は6年生までが最も多いことが特徴です。

【 放課後児童クラブについて 】



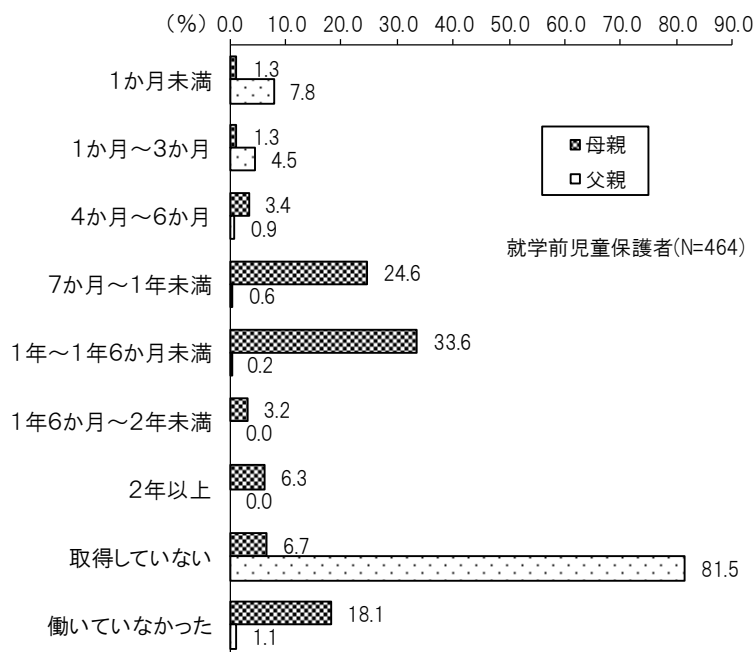
【 利用したい学年 】



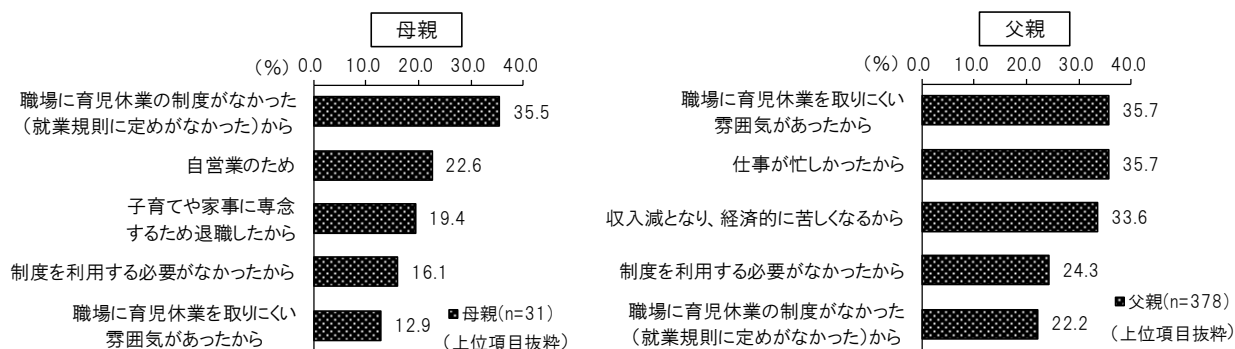
5 育児休業の取得状況について

- 母親の育児休業取得状況をみると「7か月～1年6か月未満」が多く、父親は約8割以上が「取得していない」と回答しています。父親が育児休業を取得しなかった理由は「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったから」「仕事が忙しかったから」を筆頭に「収入減となり、経済的に苦しくなるから」など、母親が取れなかった理由と、その内容に大きな差がみられます。

【 育児休業の取得状況 】



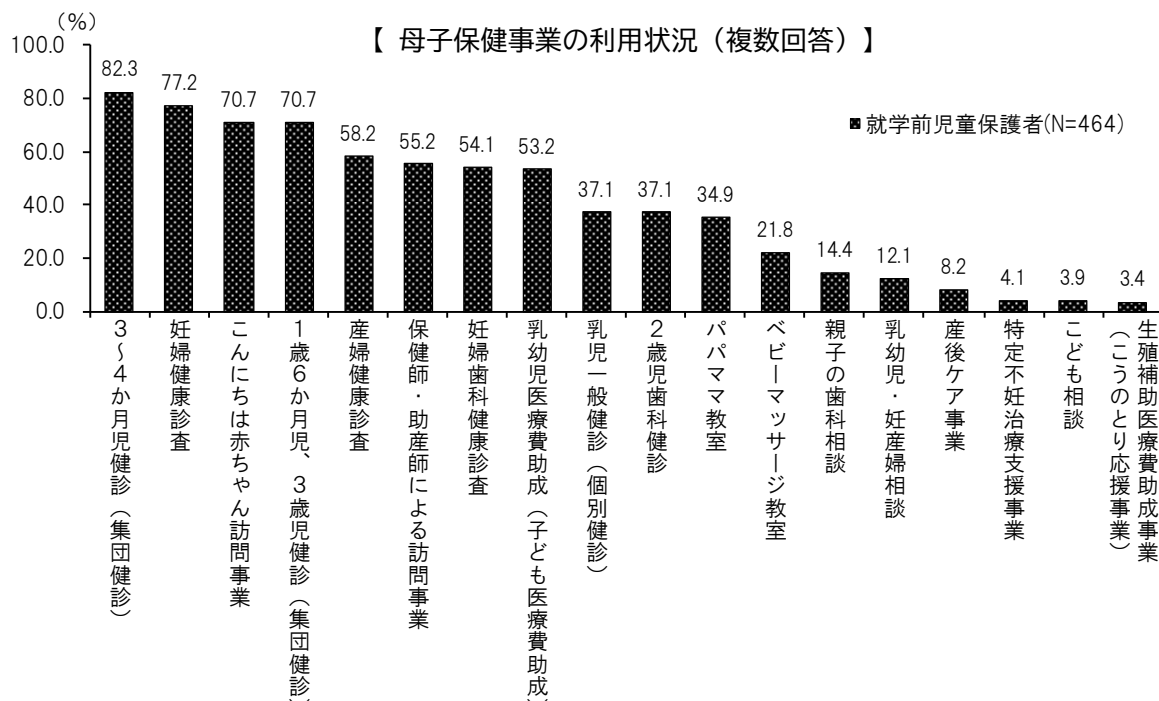
【 育児休業を取得しなかった理由（複数回答） 】



6 妊娠期からの母子保健事業について

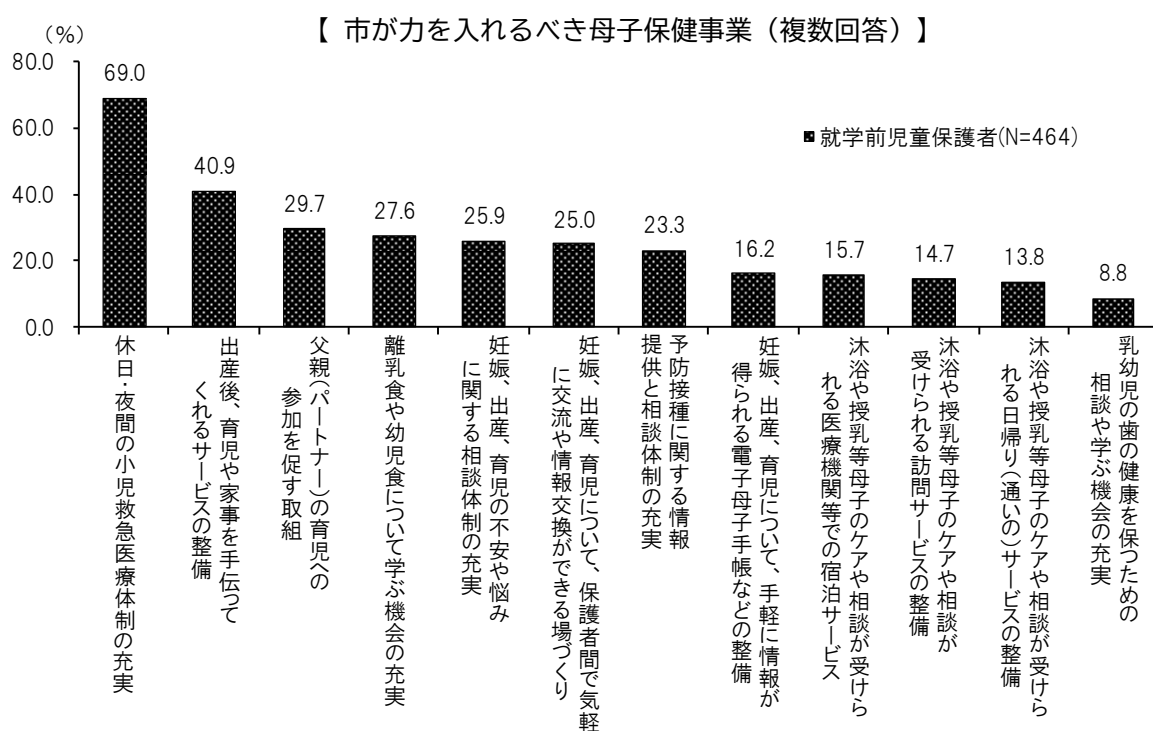
(1) 母子保健事業の利用状況

- 母子保健事業の利用は「3～4か月児健診」をはじめ「妊婦健康診査」や「こんにちは赤ちゃん訪問事業」などが7割以上と多くみられます。



(2) 市が力を入れるべき母子保健事業について

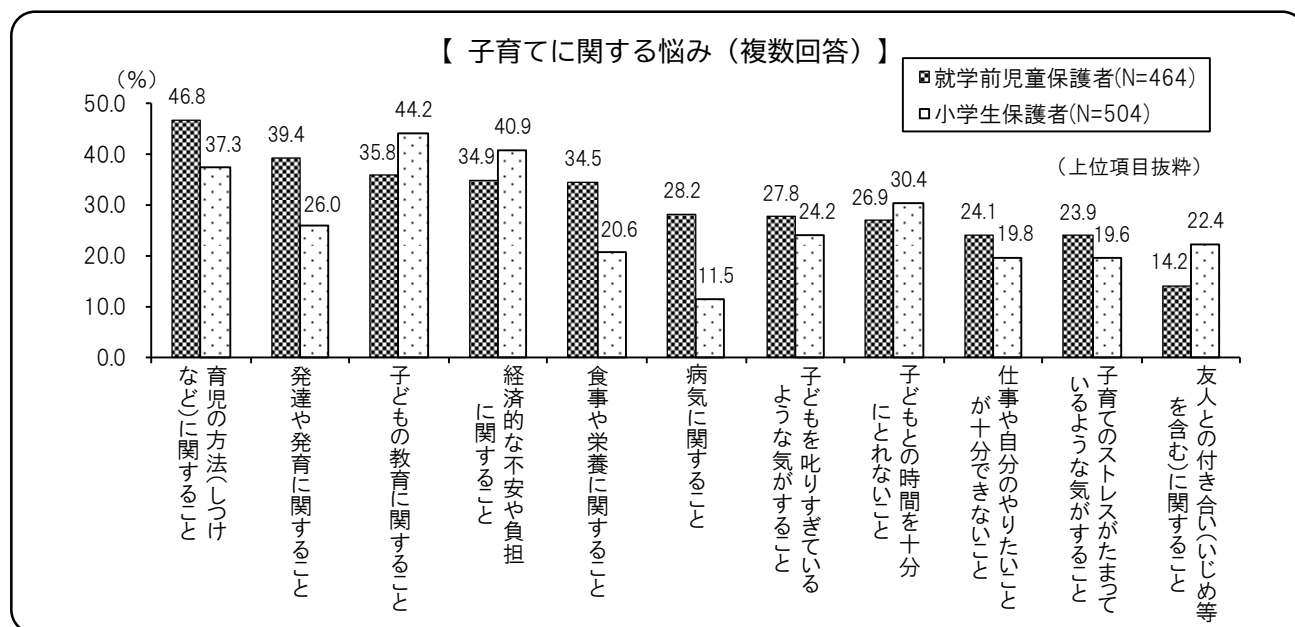
- 市が力を入れるべき母子保健事業については「休日・夜間の小児救急医療体制の充実」が最も多く、次いで「出産後、育児や家事を手伝ってくれるサービスの整備」「父親（パートナー）の育児への参加を促す取組」などが求められています。



7 子育て支援施策について

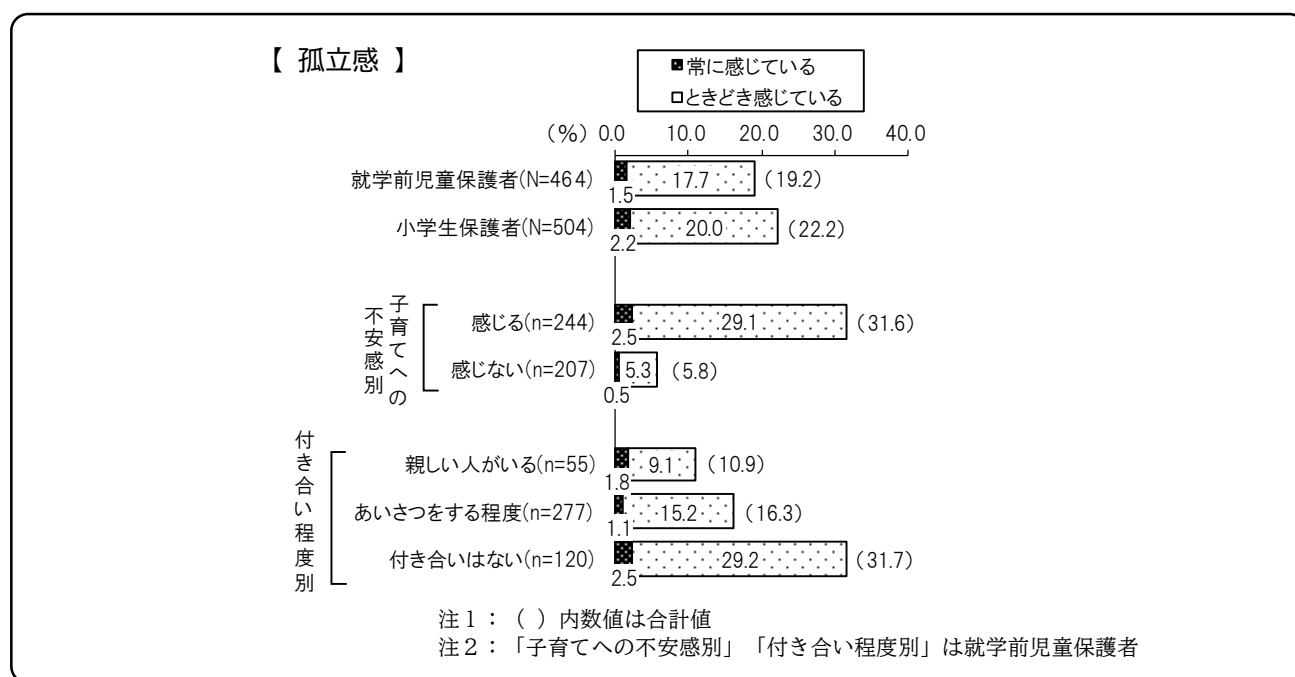
(1) 子育てに関する悩みなどについて

- 就学前児童保護者では、育児の方法（しつけなど）をはじめ、子どもの発達や発育、子どもの教育、経済的な不安などが、悩みとして上位に回答されています。小学生保護者では就学前児童保護者に比べて、特に子どもの教育に関する悩みが多くみられます。



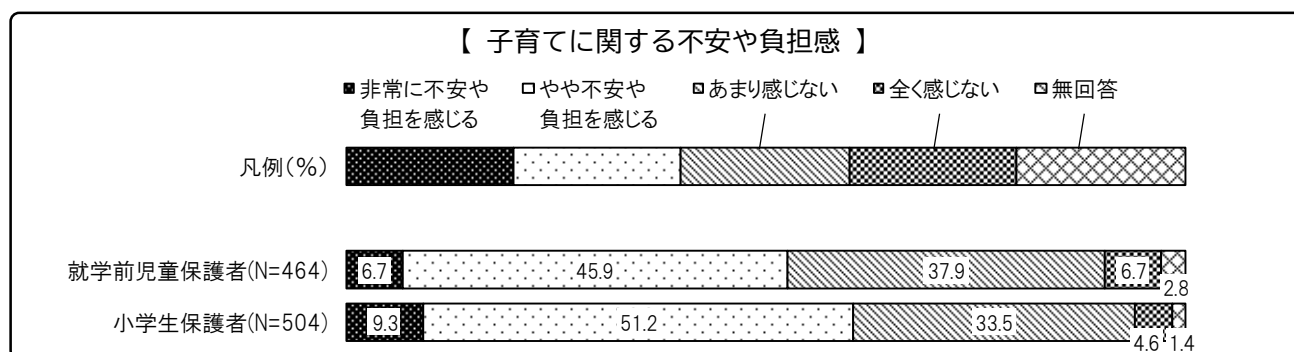
(2) 孤立感について

- 就学前児童、小学生保護者共に、約2割が孤立を感じています。特に子育てに不安を感じる人や近所付き合いが薄い人ほど孤立を感じる割合が高くなっています。



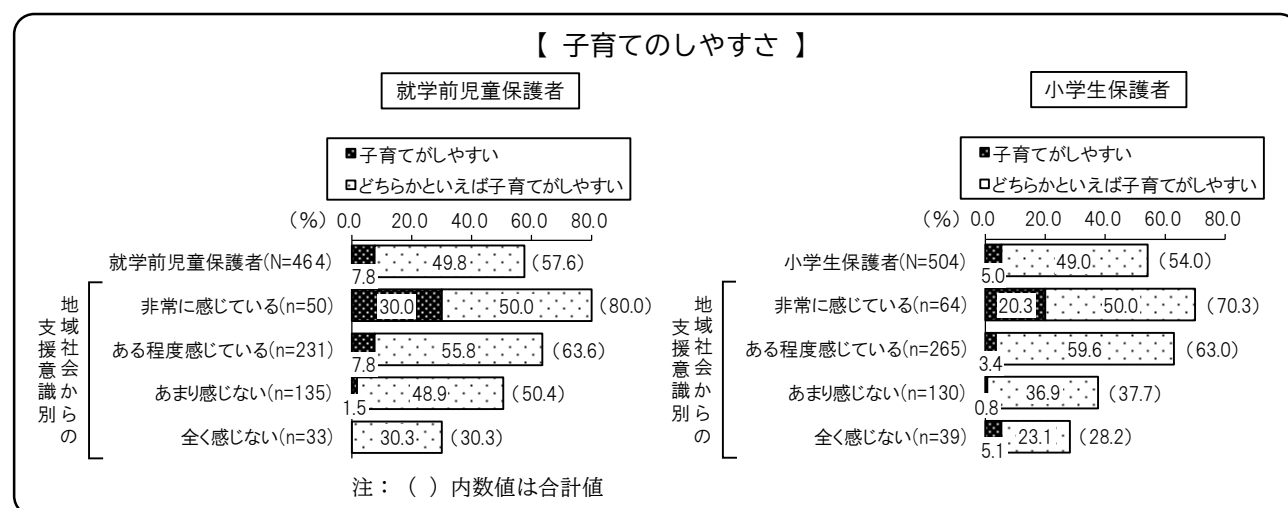
(3) 子育てに関する不安や負担感について

- 就学前児童、小学生保護者共に半数以上が、子育てに不安や負担を感じると回答しています。

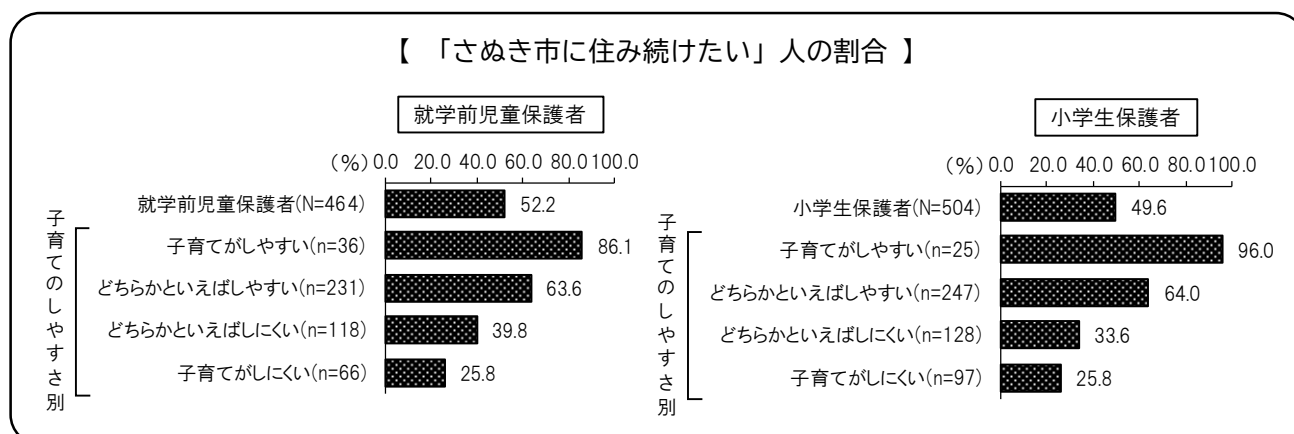


(4) 子育てのしやすさについて

- さぬき市が子育てをしやすいと感じる人は、就学前児童、小学生保護者共に過半数となっており、特に地域社会から支援意識を感じている人ほど子育てをしやすいと感じる人も多い傾向にあります。

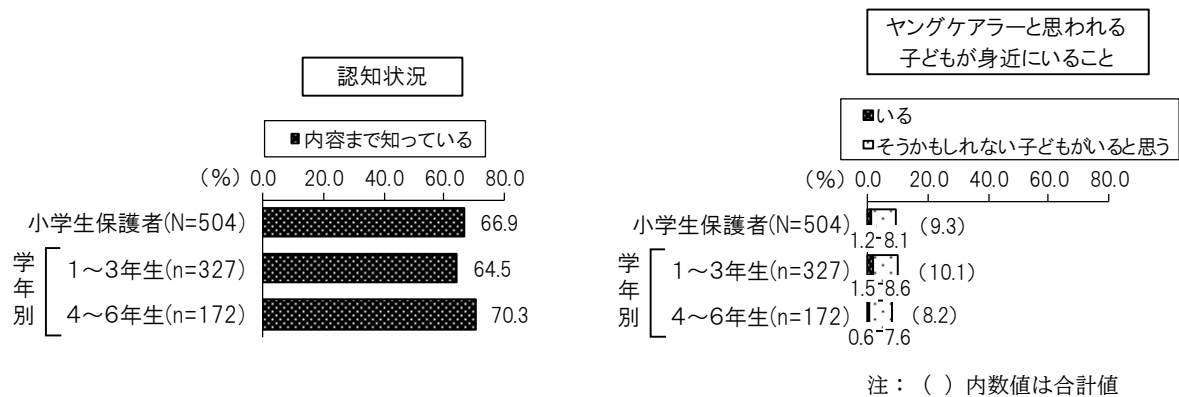


- これからもさぬき市に住み続けたいと思う人は、就学前児童、小学生保護者共に約半数となっており、子育てしやすいまちだと感じる人ほどさぬき市に住み続けたいという人も多く、相関性がうかがえます。



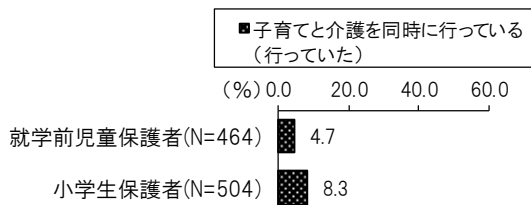
- ヤングケアラーについて、小学生保護者の6割以上が内容まで知っており、1割程度がヤングケアラーと思われる子どもが身近にいると回答しています。

【 ヤングケアラーについて 】

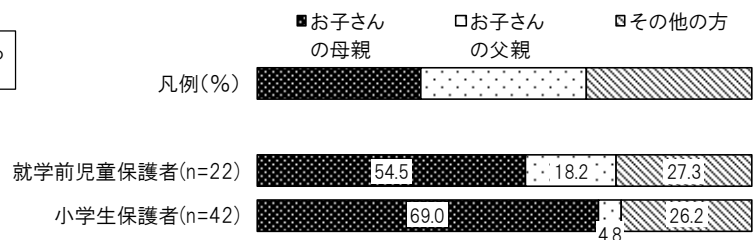


- 子育てと介護を同時に行うダブルケアの状況は、1割未満となっています。そのうち、小学生保護者では約7割が母親と回答しており、就学前児童保護者の母親の割合を大きく上回っています。

【 ダブルケアの状況 】

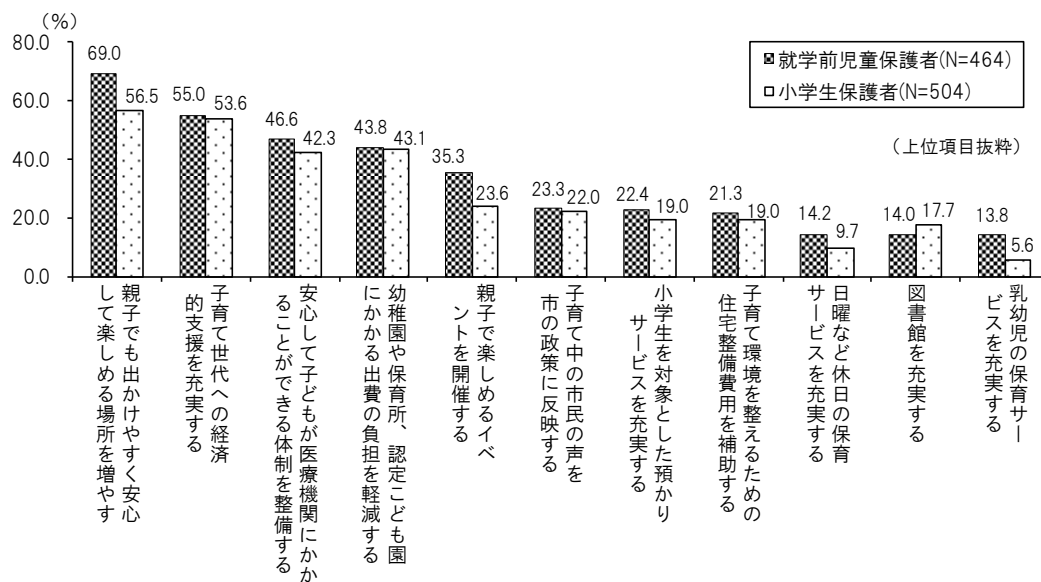


【 ダブルケアを行っている人 】



- 子育てしやすいまちにするために必要な支援として、就学前児童、小学生保護者共に、「親子でも出かけやすく楽しめる場所」「経済的支援」が上位に回答されています。

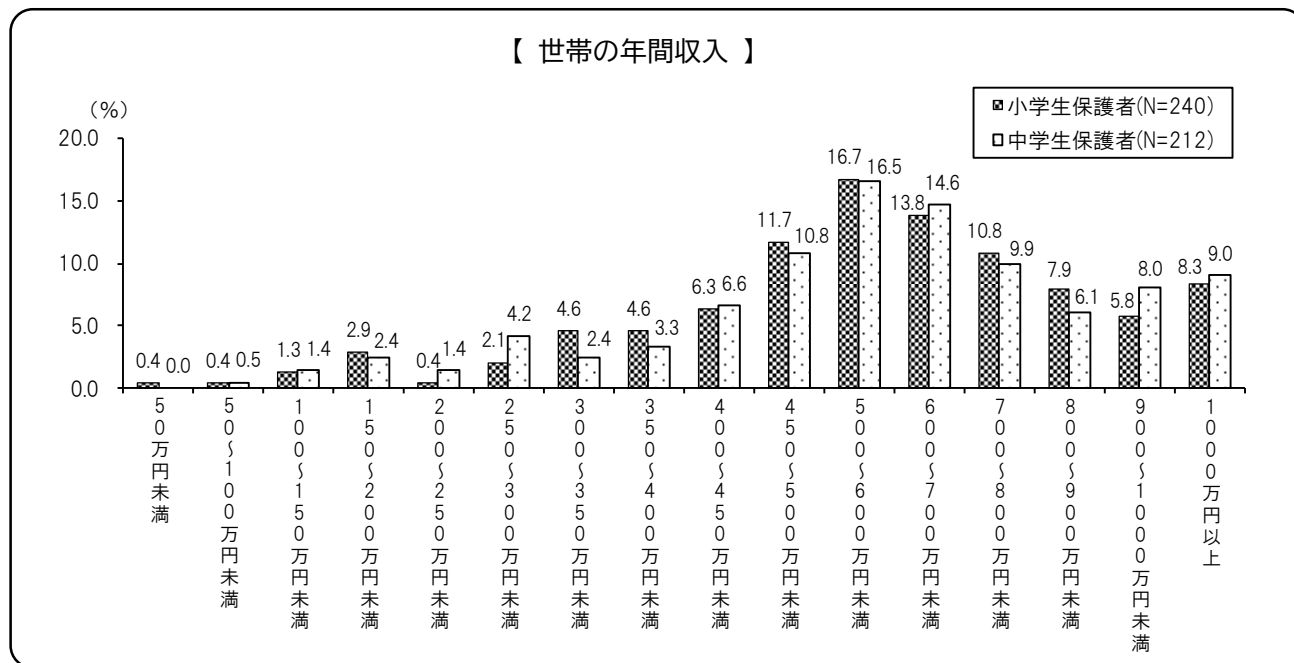
【子育てしやすいまちにするために必要だと思う支援（複数回答）】



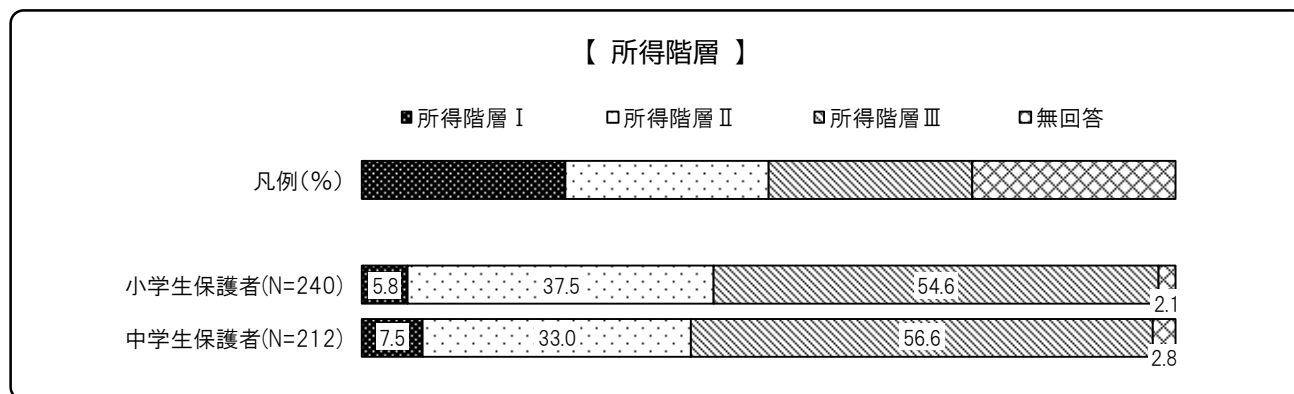
注：「幼稚園や保育所、認定こども園にかかる出費の負担を軽減する」の選択肢は、小学生保護者では「小学校にかかる出費の負担を軽減する」となっている。

〔2－1〕子どもの生活実態に関する調査（保護者）より

- 世帯全体の年間収入については、小学生保護者、中学生保護者共に「500～600 万円未満」の割合が最も高く「450～700 万円未満」で、全体の4割を占めています。



- 所得階層別では「所得階層Ⅰ（低所得）」に該当する小学生保護者は5.8%、中学生では7.5%みられました。

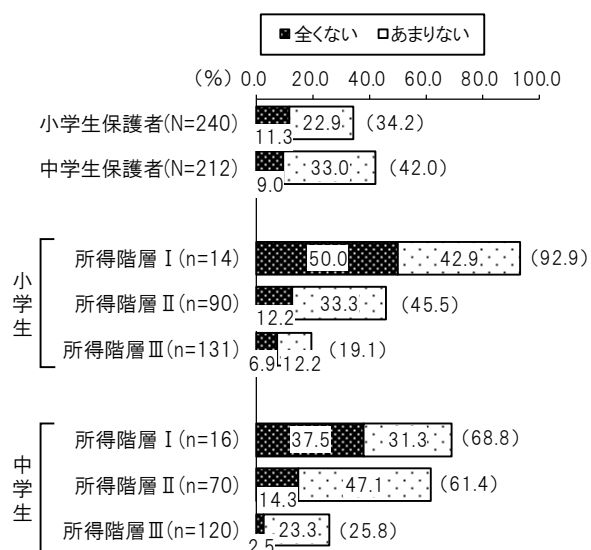


【 所得階層について 】

- 年間収入に関する質問において、回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする。（例えば「50～100 万円未満」であれば75 万円）
- 上記の値を、同居家族の人数の平方根をとった値で除す。
- 上記①②の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、さらに、その2分の1未満であるか否かで所得階層を分類する。
 - 所得階層Ⅰ：中央値の2分の1未満
 - 所得階層Ⅱ：中央値の2分の1以上かつ中央値未満
 - 所得階層Ⅲ：中央値以上

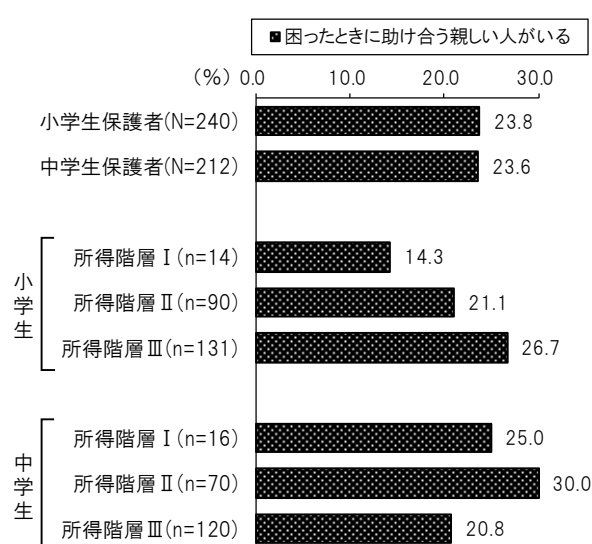
- 現在の生活の経済的ゆとりについて、小学生保護者の場合、所得階層Ⅰで「ゆとりがない」が他の階層を大きく上回っています。
- 近所の人との付き合い程度をみると、約2割が「困ったときに助け合う親しい人がある」と回答していますが、小学生保護者では所得階層が低いほど「ほとんど近所付き合いはない」が多くみられます。

【 経済的ゆとりの状況 】



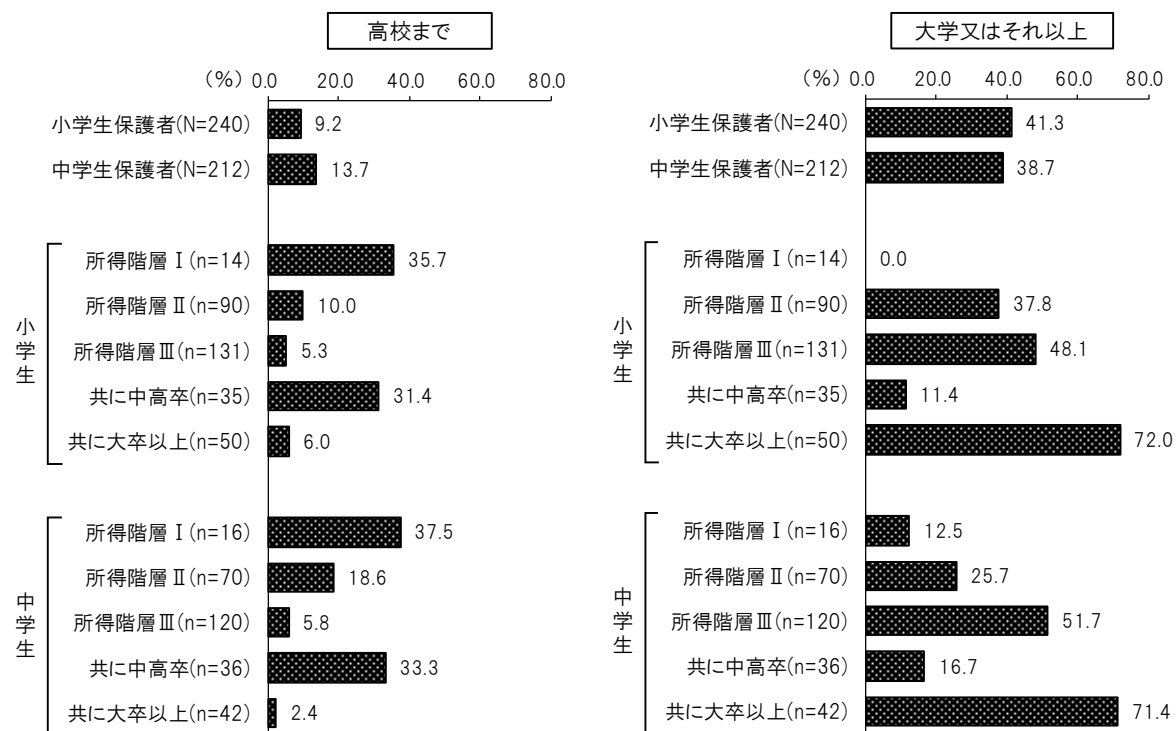
注：（ ）内数値は合計値

【 近所付き合いの状況 】



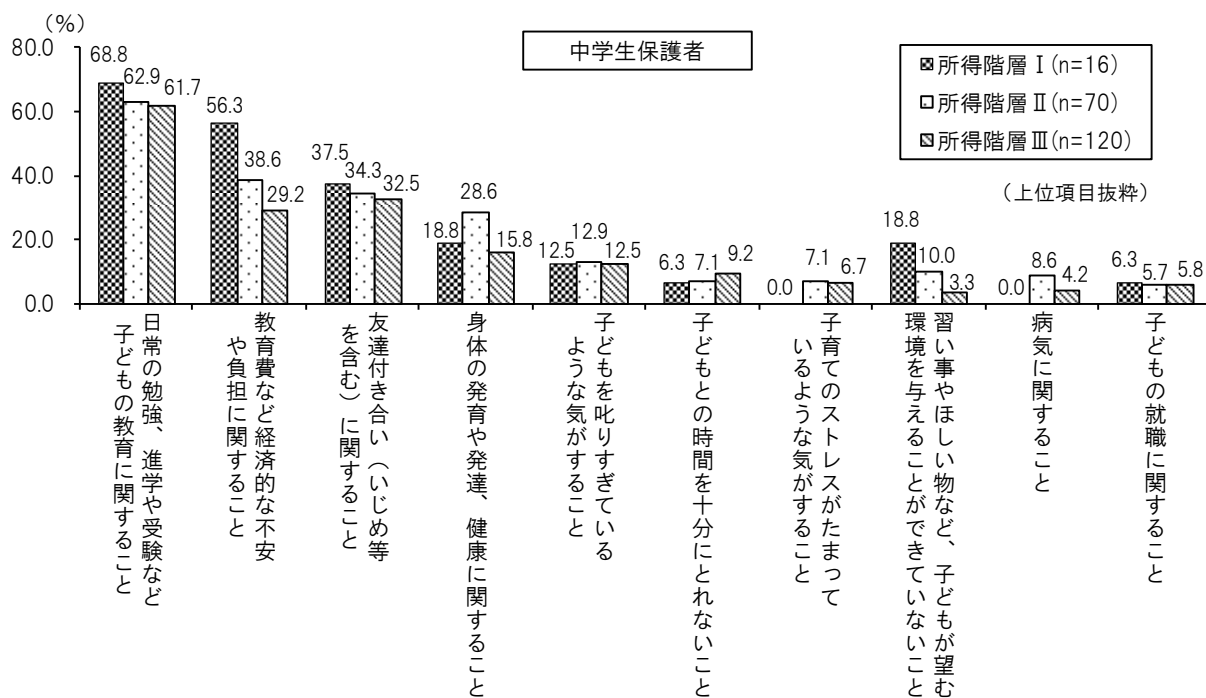
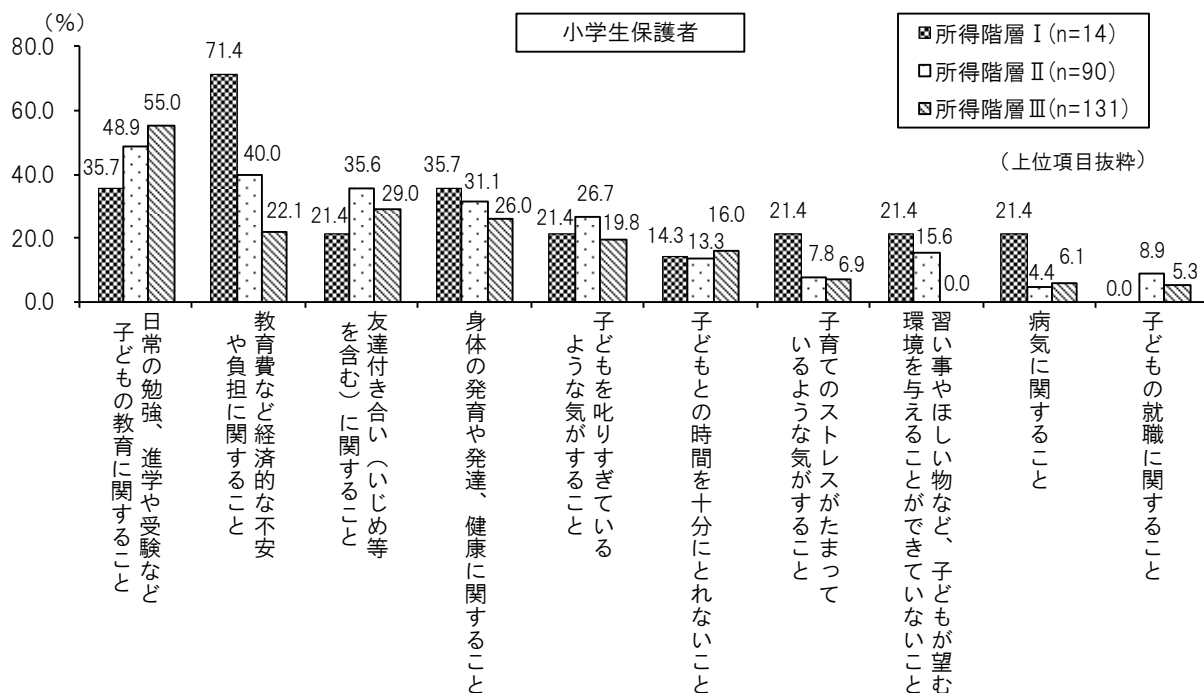
- 子どもの進学先については、所得階層が低いほど「高校まで」の割合が高く、所得階層が高いほど「大学又はそれ以上」の割合が高くなっています。また、保護者の最終学歴別では、共に中高卒では「高校まで」、共に大卒以上で「大学又はそれ以上」がそれぞれ他の層に比べて多く、相関性がうかがえます。

【 子どもの進学先 】



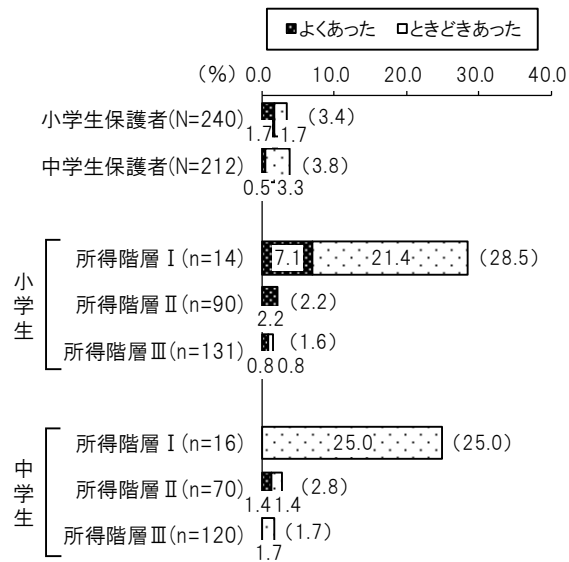
- 子どものことでの悩みは「日常の勉強、進学や受験など子どもの教育に関すること」を筆頭に「教育費など経済的な不安や負担に関すること」「友達付き合い（いじめ等を含む）に関すること」などが続きます。また、所得階層Ⅰで「教育費など経済的な不安や負担に関すること」が他の階層を大きく上回っています。

【子どもに関する悩み（複数回答）】

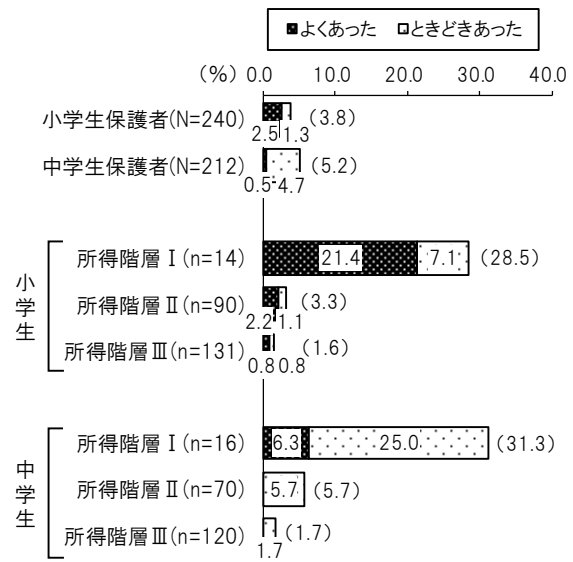


- 食料が買えなかった経験について「あった」は1割程度ですが、所得階層Ⅰではその割合が高くなっています。
- 衣服についても同傾向ですが、特に小学生の所得階層Ⅰにおいて「よくあった」割合の高さが目立っています。

【 食料が買えなかった経験 】

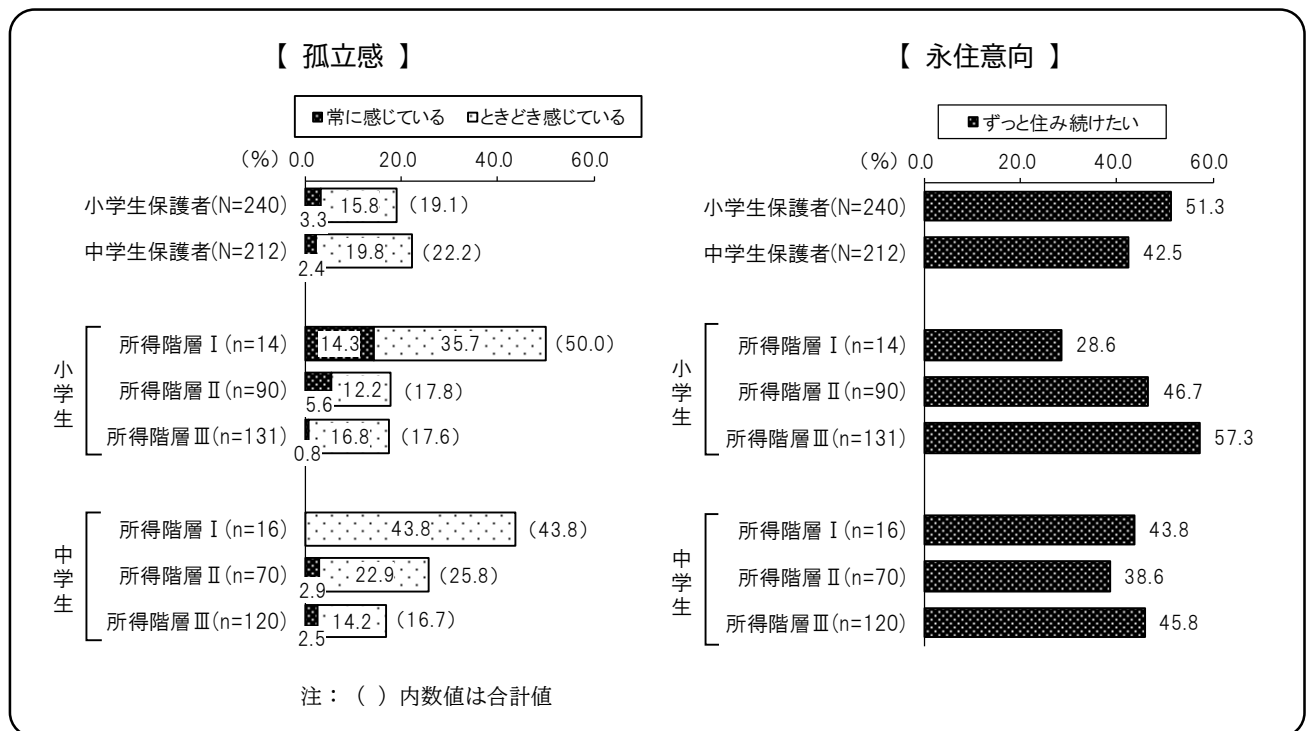


【 衣服が買えなかった経験 】

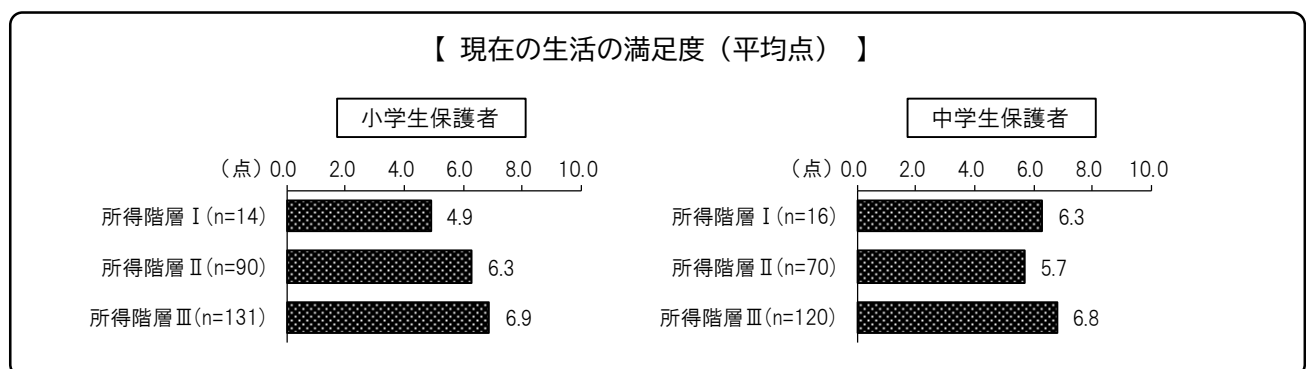


注：（ ）内数値は合計値

- 「孤立を感じている」人は2割前後ですが、所得階層Ⅰでは他の階層に比べて高くなっています。
- さぬき市に「ずっと住み続けたい」割合は、小学生保護者で半数以上、中学生保護者で4割以上みられますが、特に小学生保護者において、所得階層が低い層ほどその割合は低下する傾向にあります。

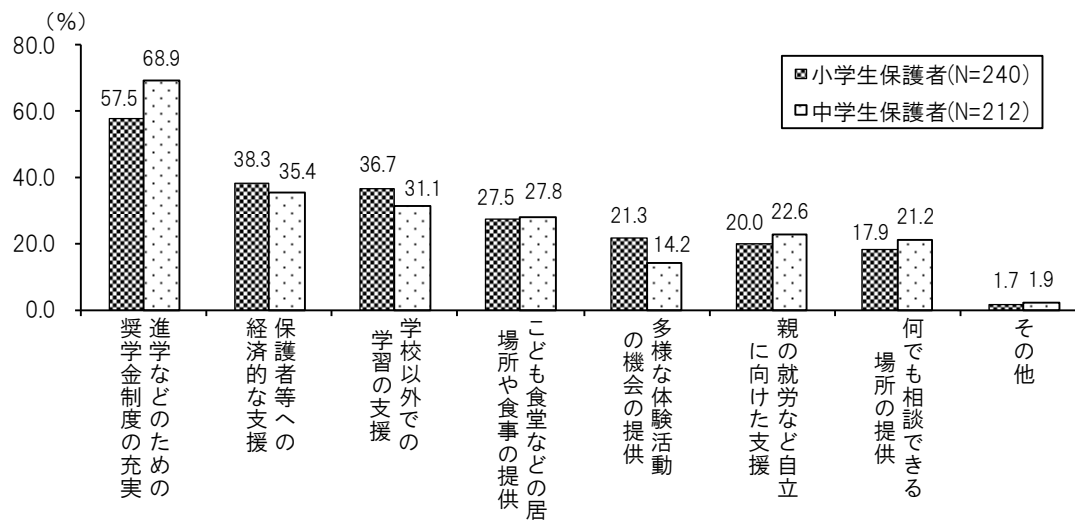


- 現在の生活の満足度について、平均点数は、小学生保護者で 6.5 点、中学生保護者で 6.4 点となっていますが、小学生保護者は所得階層が低いほど点数も低い傾向にあります。



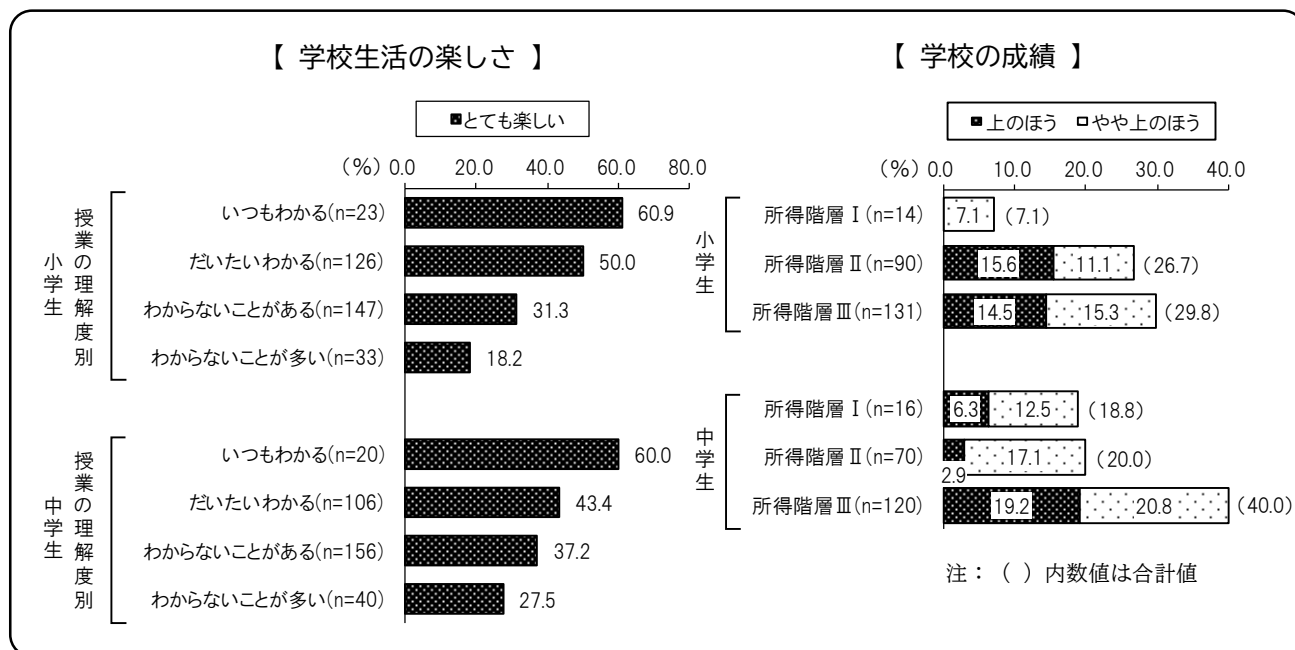
- 子どもの貧困に関して必要だと思う支援については「進学などのための奨学金制度の充実」を筆頭に「保護者等への経済的な支援」「学校以外での学習の支援」「こども食堂などの居場所や食事の提供」の順となっています。

【子どもの貧困に関して必要だと思う支援（複数回答）】

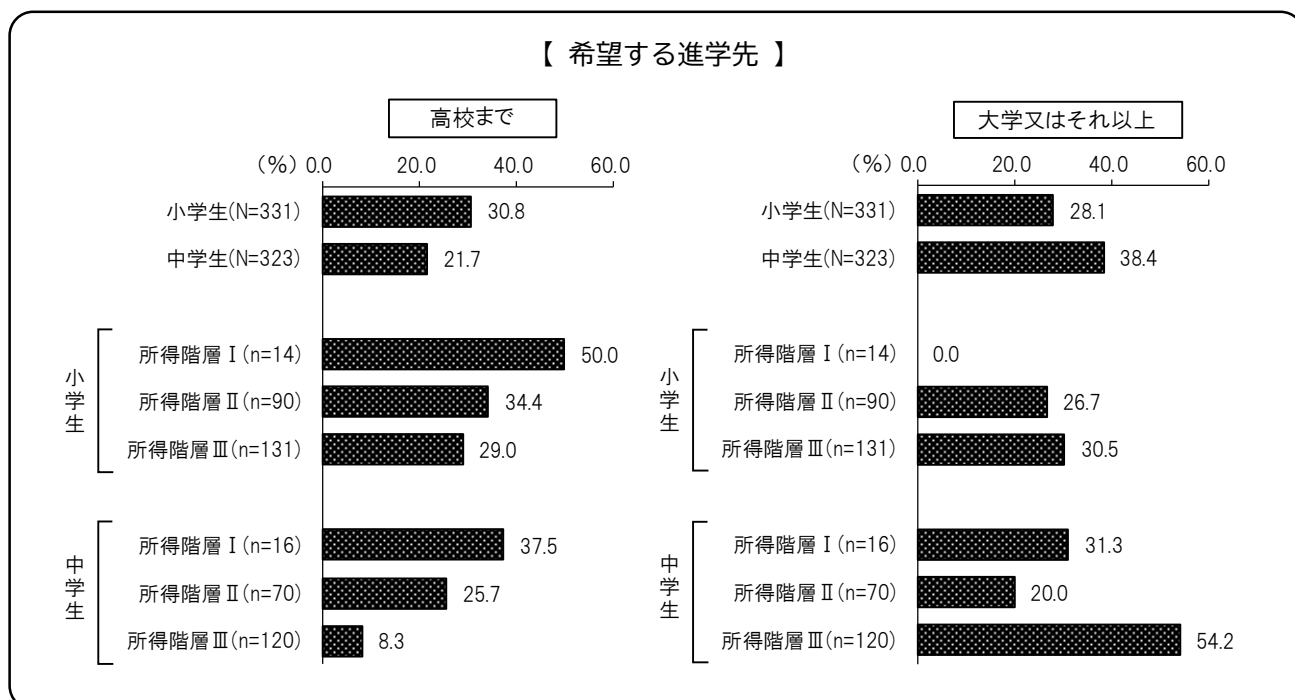


【2－2】小学生・中学生の生活についてのアンケート調査（児童・生徒）より

- 学校生活の楽しさについては、小学生、中学生共に授業の理解度と大きな相関性がうかがえます。
- 学校の成績については、所得階層が高い層ほど「上のほう」の割合が高く、相関性がうかがえます。

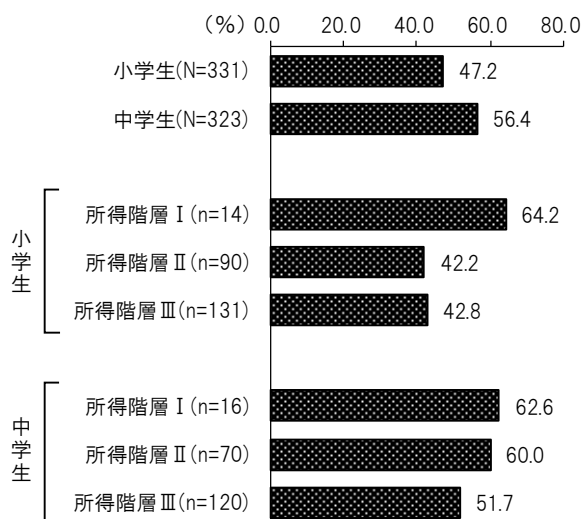


- 希望する進学先については、保護者の傾向と同様、所得階層が低い層ほど「高校まで」の割合が高く、中学生の所得階層Ⅲでは「大学又はそれ以上」の割合が他の階層に比べて高くなっています。



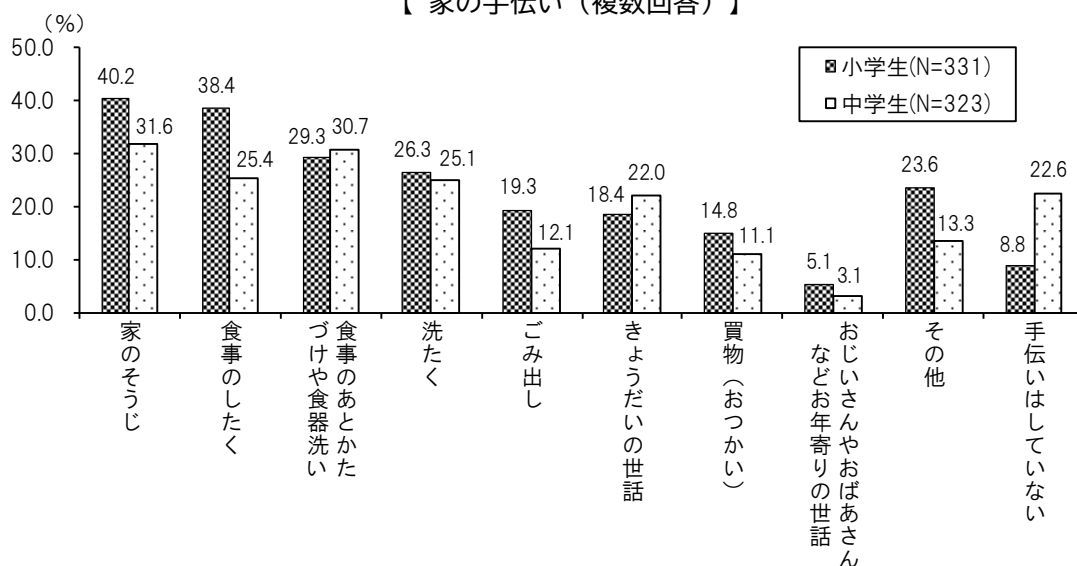
- スマートフォン等の使用時間について、所得階層別では、小学生、中学生共に所得階層が低い層ほど使用時間も長い傾向にあります。

【 スマートフォン等の使用時間（２時間以上合計） 】

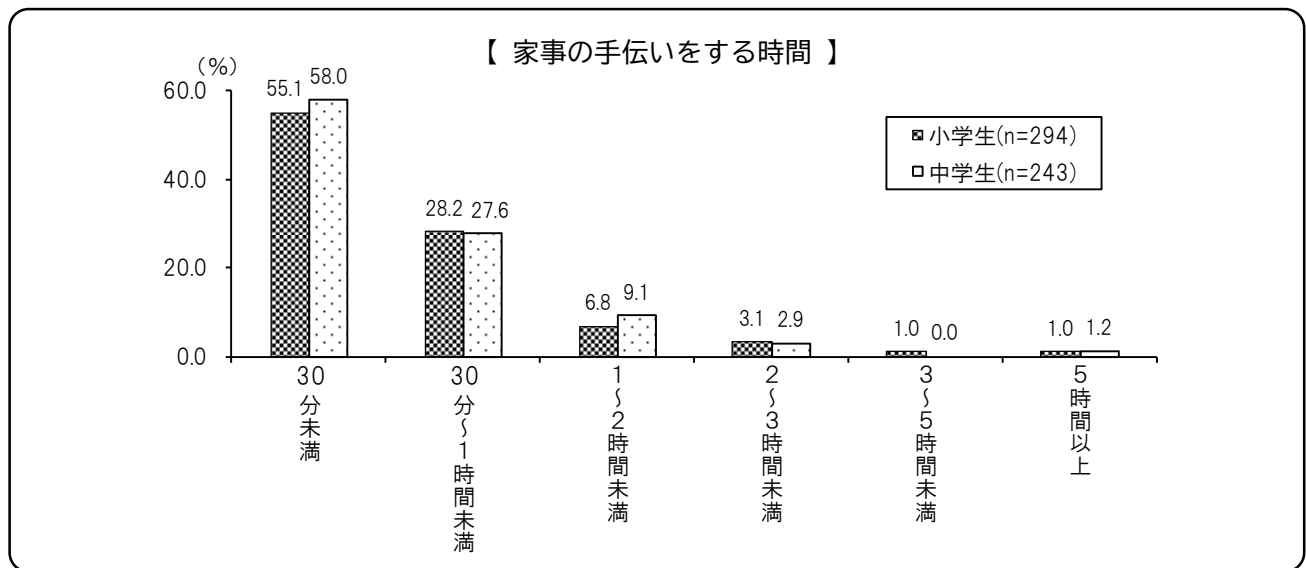


- 家の手伝いについては「家のそうじ」が最も多く、次いで、小学生は「食事のしたく」、中学生は「食事のあとかたづけや食器洗い」の順となっています。一方、中学生の２割以上が「手伝いはしていない」と回答しています。

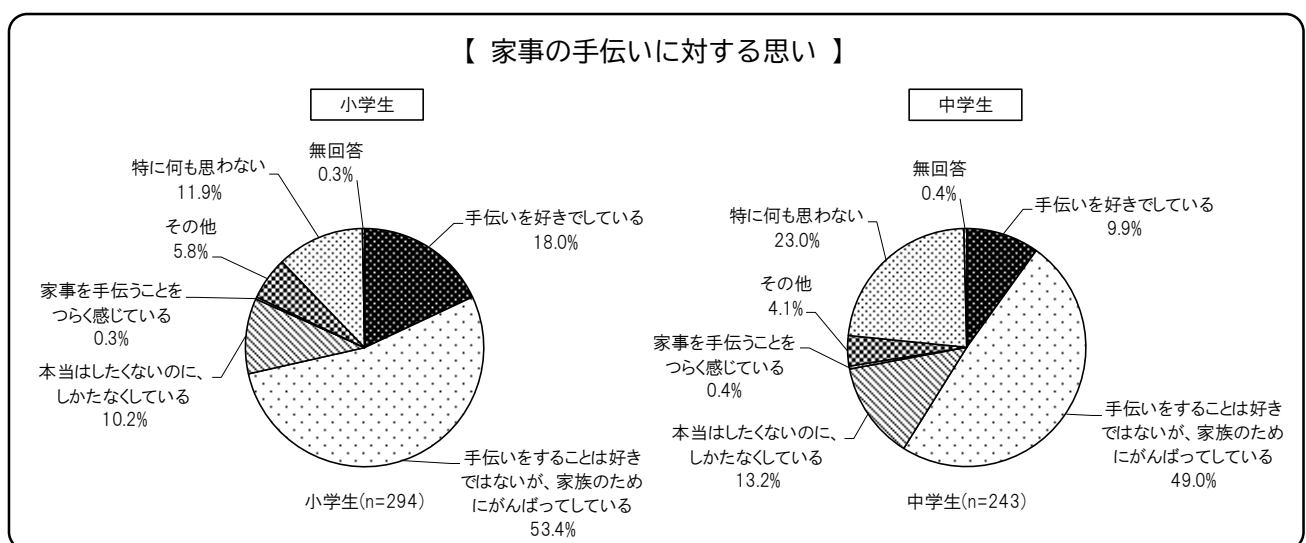
【 家の手伝い（複数回答） 】



- 家事の手伝いをする時間については「30 分未満」が最も多くなっていますが、「2 時間以上」と回答した児童・生徒も僅かながらみられます。

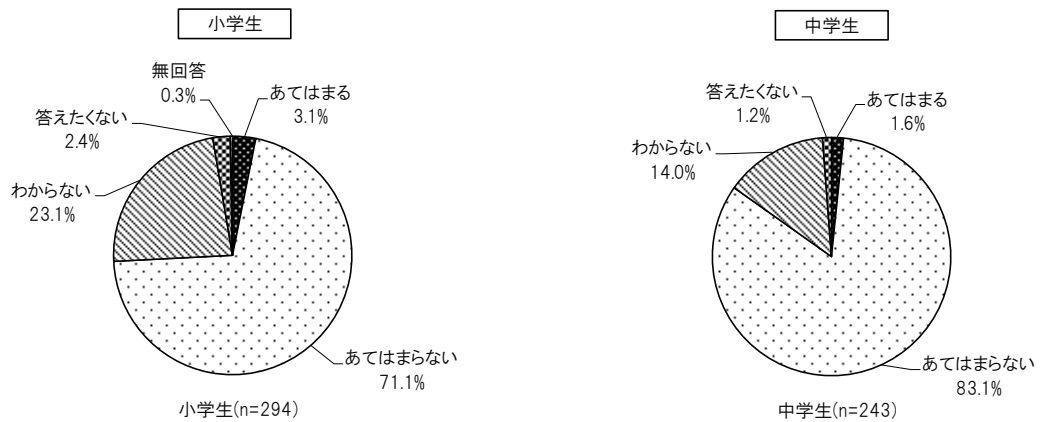


- 家事の手伝いについて「手伝いをすることは好きではないが、家族のためにがんばっている」の割合が最も高くなっていますが「しかたなくしている」や「つらく感じている」児童・生徒も一定程度みられます。



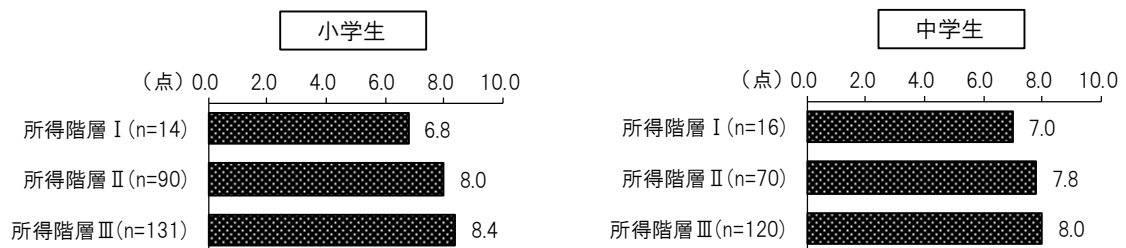
- ヤングケアラーの自覚について、小学生の 3.1%、中学生の 1.6%が「あてはまる」と回答しています。

【 ヤングケアラーの自覚について 】



- 現在の生活の幸福度については、小学生、中学生共に所得階層Ⅰで低くなっています。

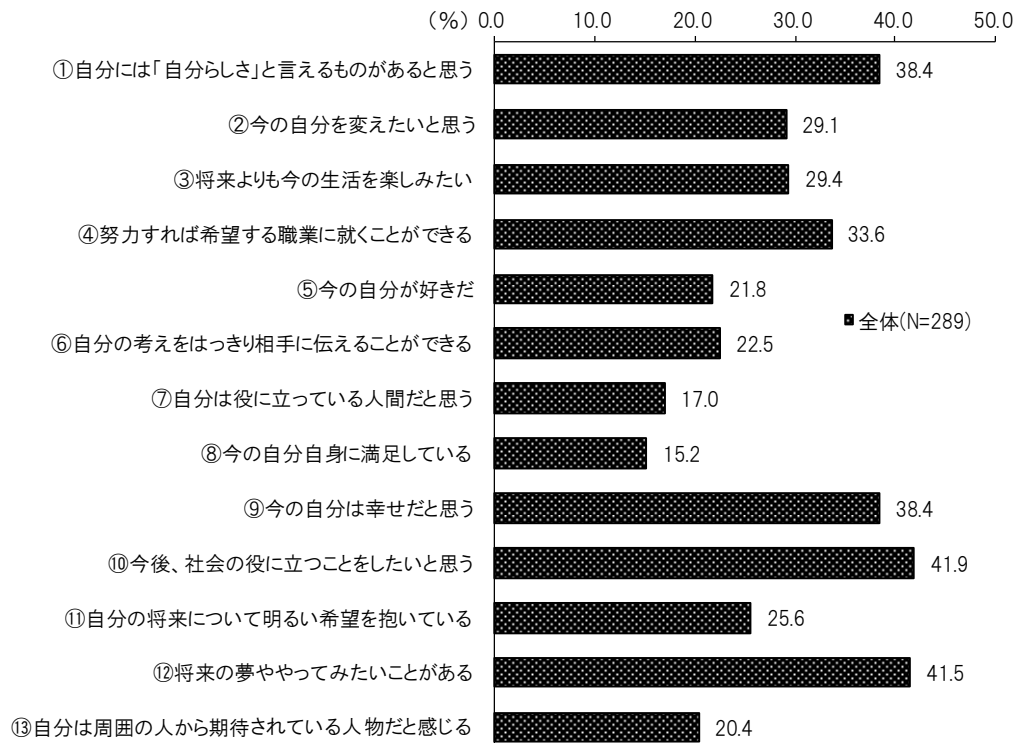
【 現在の生活の幸福度（平均点） 】



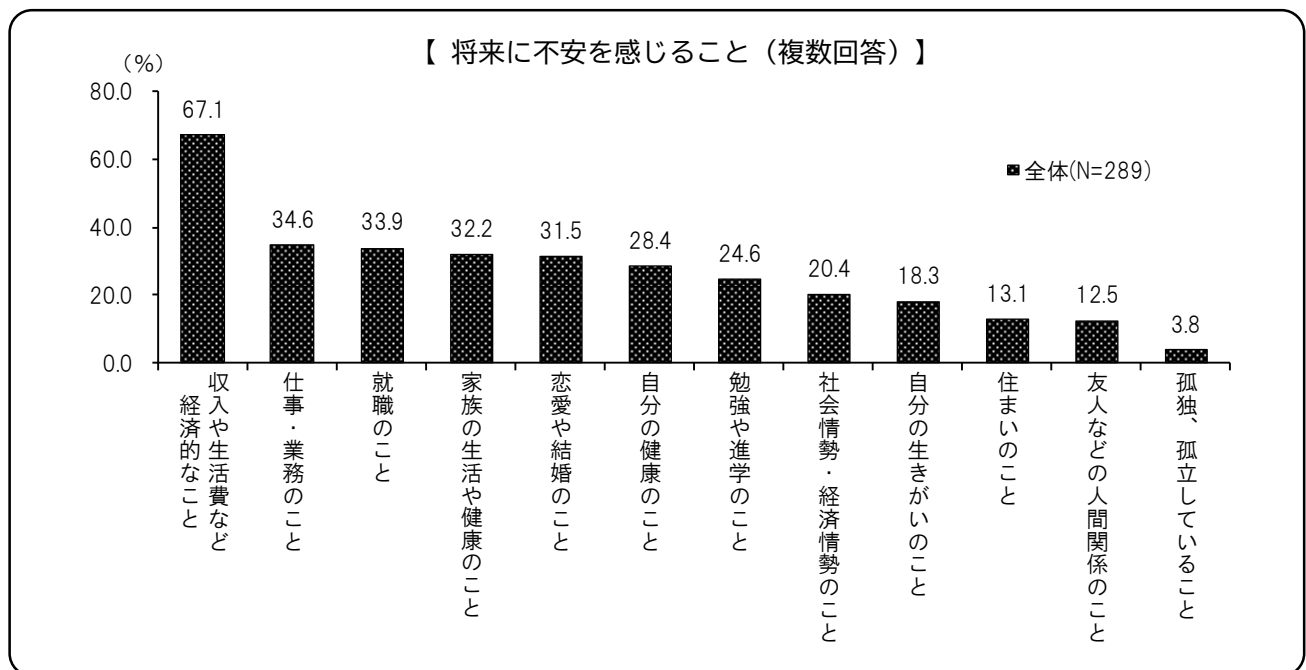
[3] さぬき市市民の意識と生活に関するアンケート調査より（16 歳～29 歳の市民）

- 現在の思いや意識については「あてはまる」割合が高い順に「⑩ 今後、社会の役に立つことをしたいと思う」「⑫ 将来の夢ややってみたいことがある」「① 自分には自分らしさと言えるものがあると思う」「⑨ 今の自分は幸せだと思う」などの順となっています。

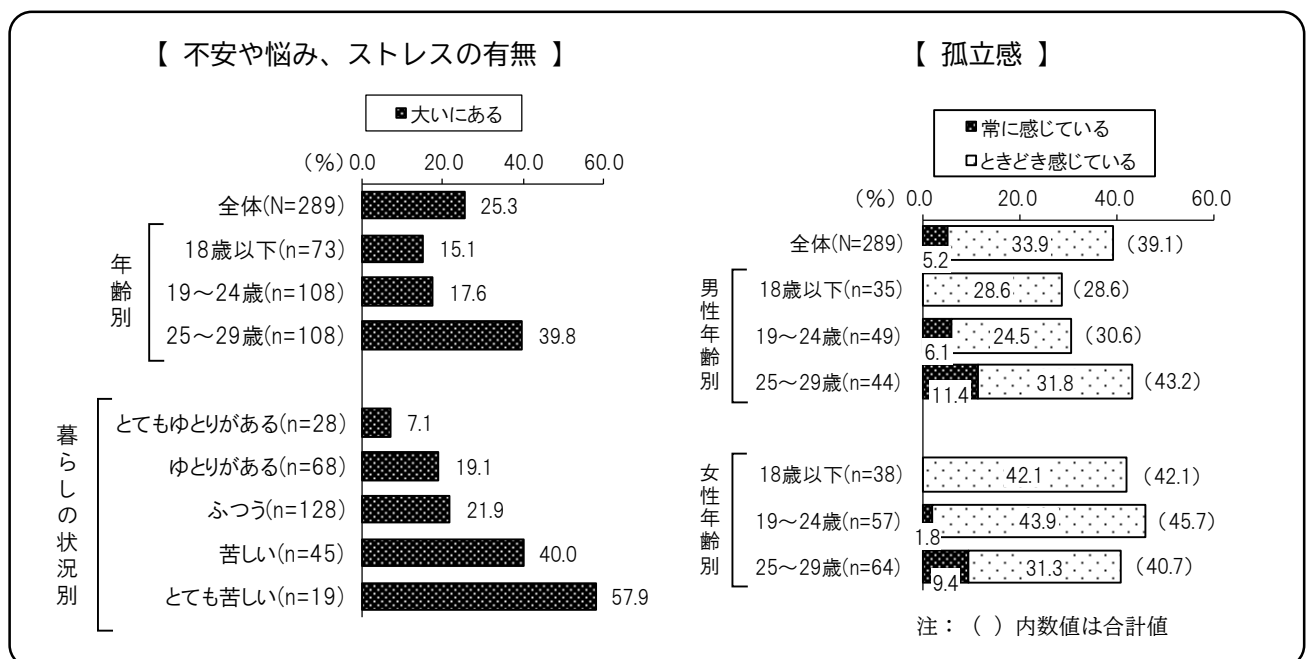
【 現在の思いや意識（「あてはまる」の割合） 】



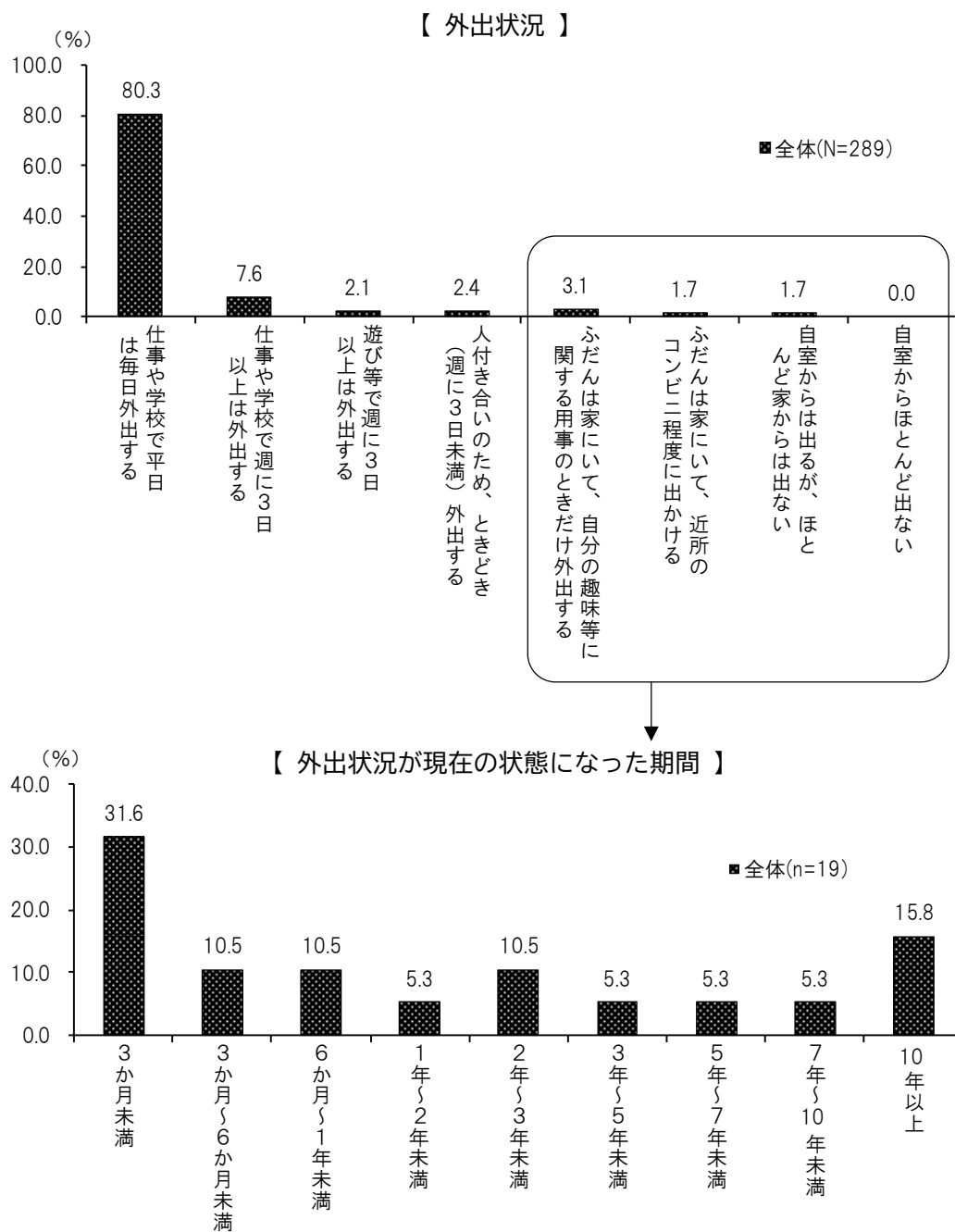
- 将来への不安については「収入や生活費など経済的なこと」を筆頭に「仕事・業務のこと」「就職のこと」「家族の生活や健康のこと」などの順となっており、経済的な不安が上位に回答されています。



- 不安や悩み、ストレスについては、年齢が上がるほど、また、暮らしが苦しい層ほどストレスを抱えている若者が多くなっています。
- 孤立感については、男女共に年齢が上がるほど孤立を感じる割合も高い傾向にあります。

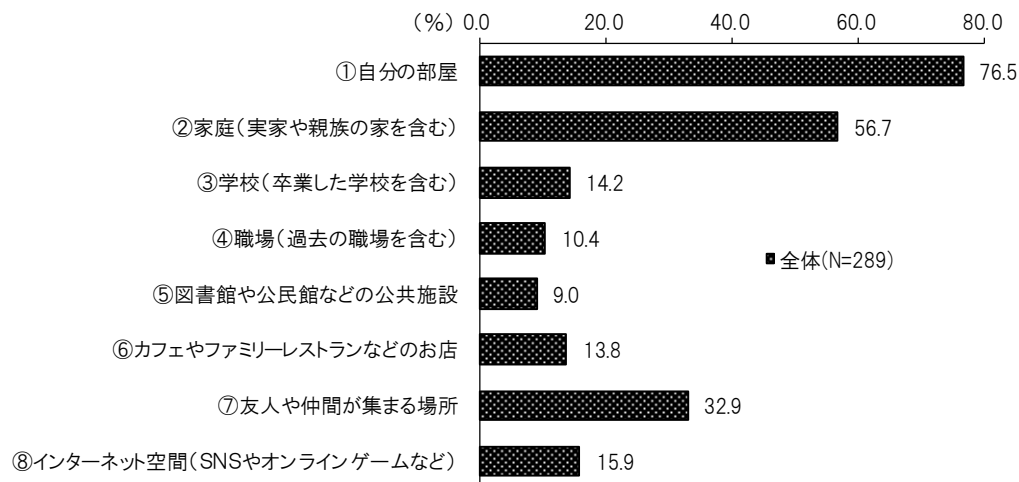


- 外出状況については、大半が「仕事や学校で平日は毎日外出する」と回答していますが、外出をしない人において、その期間が「10 年以上」に上る人が1 割台みられます。



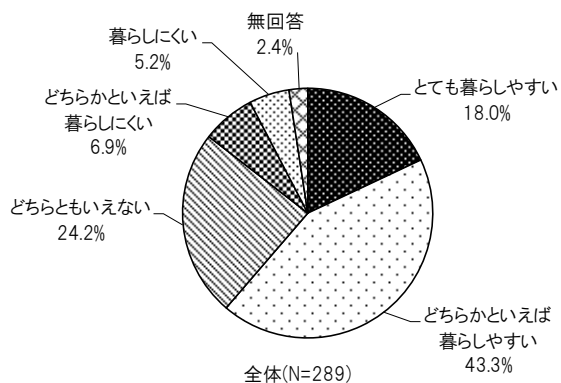
- 「居心地の良い場所」について「あてはまる」の割合が高い順に「① 自分の部屋」「② 家庭（実家や親族の家を含む）」「⑦ 友人や仲間が集まる場所」の順となっています。

【 居心地の良い場所（「あてはまる」の割合） 】

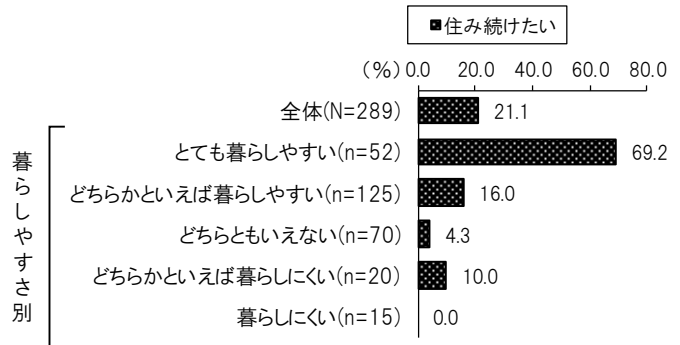


- さぬき市を「暮らしやすい」と考える人は6割以上みられます。また、約2割がさぬき市に「住み続けたい」と回答していますが、暮らしやすさの評価が高い人ほどその割合も高い傾向にあります。

【 さぬき市の暮らしやすさ 】

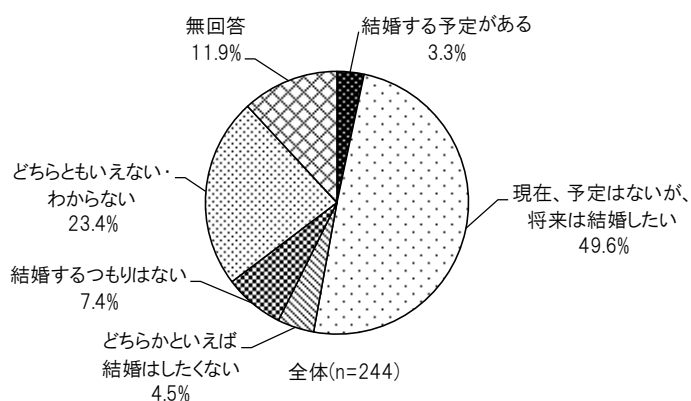


【 永住意向 】



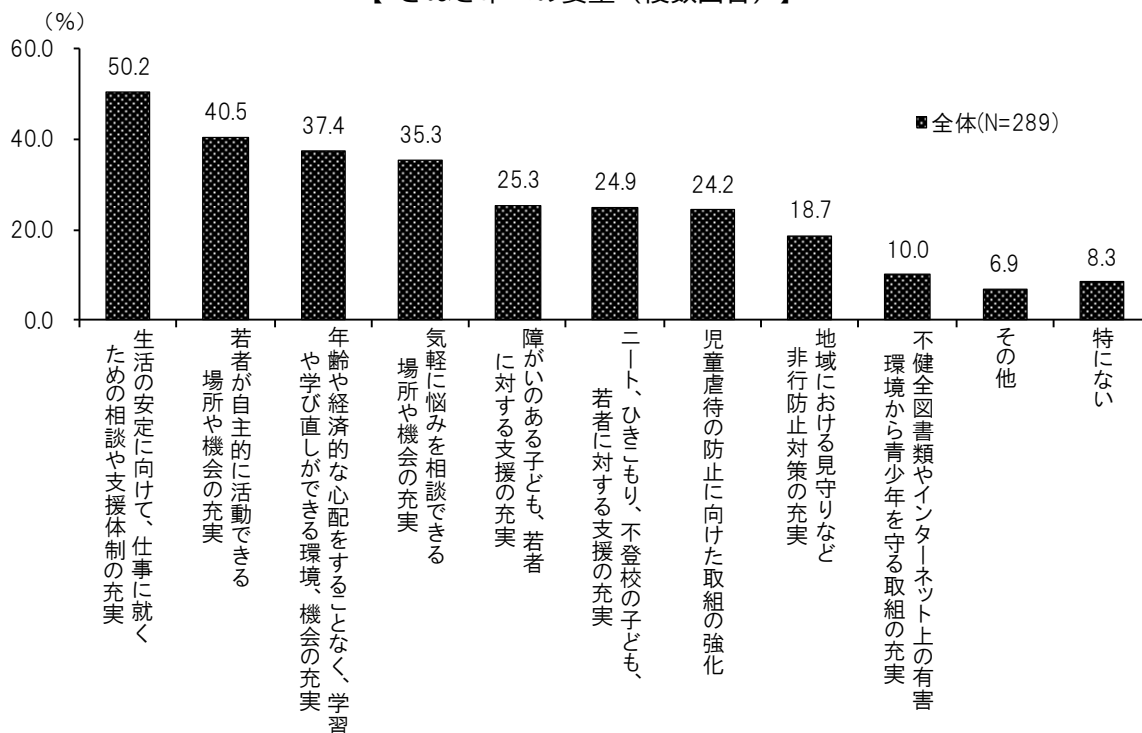
- 結婚については、約半数が「現在、予定はないが、将来は結婚したい」と回答していますが「どちらかといえば結婚はしたくない」「結婚するつもりはない」の合計は11.9%となっています。

【 結婚の予定 】



- 市に取り組んでももらいたいことについては「生活の安定に向けて、仕事に就くための相談や支援体制の充実」を筆頭に「若者が自主的に活動できる場所や機会の充実」「年齢や経済的な心配をすることなく、学習や学び直しができる環境、機会の充実」などの順となっています。

【 さぬき市への要望（複数回答） 】



【5】現状分析から読み取れる本市の課題

1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない母子保健事業の充実

- 本市では、こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業や乳幼児健康診査をはじめ、電子母子手帳（アプリ）にて子育てに関する情報を提供するなど、子どもの成長段階に応じた様々な支援や食育などを推進してきました。今後も、母子保健に関する、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実が必要であるとともに、伴走型相談支援と経済的支援を組み合わせた事業の実施、子育て支援情報の発信、小児医療体制の充実など、安心して生み、育てることができる環境の整備が必要です。また、健やかな身体と豊かな人間性を育むことができるよう、望ましい食習慣や生活習慣を身に付ける食育の推進が必要です。

2 保護者の保育ニーズへの対応と受け入れ体制の整備

- アンケート調査結果では母親の就労に対するニーズは高く、特に入所を希望する児童の低年齢化を踏まえ、ニーズに応じた適切な保育サービスの受け入れ体制の整備とともに、多様な保育サービスの展開により、安心して子どもを預けることができる環境づくりが必要です。一方で、本市の子どもの人口や出生数は減少傾向にあることから、より適切な供給量の整備に向けた検討をはじめ、地域の実情に応じたクラスの編成や0歳児から就学までの一貫した教育、保育の実現に向けた人材の確保及び質の向上のための取組が必要です。
- 子育ての悩みを誰にも相談できずに抱え込むことを防止するとともに、孤立を防止するためにも、子育て中の保護者における不安や負担感の解消に向けた、相談支援等の充実が必要です。また、市の相談窓口をはじめ公的な相談機関の周知や利用の促進が求められます。
- 現在、就労しておらず「すぐにでも働きたい」と考える小学生の保護者は約7割みられます。今後の放課後児童クラブに対するニーズは、引き続き高いことが想定されます。クラブの安定した運営ができるよう、支援員の確保をはじめ、新規クラブの立ち上げ支援や放課後子ども教室との一体的な実施など、多様な運営の在り方を検討する必要があります。
- 本市が推進している男女共同参画施策との連携により、子育て家庭における多様な働き方の促進をはじめ、性別にかかわらず家事や子育てに参画することの促進など、様々な手段を活用した啓発活動の充実が必要です。特にワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）を図るための取組の継続的な推進が必要です。

3 児童・生徒の学ぶ力を伸ばす地域特性を生かした環境づくり

- 本市では、これまで、地域のなかで子どもが育つ環境の整備をはじめ、健やかな成長を支援する学びの場の提供に努めてきました。今後も、児童・生徒一人一人の能力の向上を目指し、体験プログラムの推進や地域文化、伝統活動への参加の促進など、個性を発揮できる環境づくりの充実が必要です。また、子どもの心豊かな成長を育むため、親子教室等、休日の活動プログラムの参加を促進するなど、子育て力を高める家庭教育の推進が必要です。

4 配慮が必要な子どもへの支援の充実

- ひとり親家庭への支援対策や児童虐待防止対策、複雑なケースへの対応をはじめ、地域共生社会の考え方を踏まえた、障害の有無にかかわらず適切な教育・保育が提供できる体制づくりなど、全ての子どもが安心して暮らすことができる社会づくりの推進が必要です。

5 子どもが安全に安心して暮らすことができるまちづくり

- アンケート調査結果では、さぬき市は子育てをしやすいと感じる人が就学前児童保護者で6割近くを占めており、子育てしやすいと感じる人ほどさぬき市に住み続けたいという人も多く、大きな相関性がうかがえます。地域で子育て支援の活動を推進する関係団体等への支援をはじめ、地域住民と保護者、関係機関が連携して、地域全体で子育てを支え、見守る環境づくりの一層の推進が必要です。
- 子どもが安全に生活できるよう、関係機関と連携し、交通安全対策をはじめ、防犯、防災対策の推進など、全ての子どもを守る生活環境の継続的な整備が必要です。

6 子どもの貧困と格差の解消に向けた取組の充実

- アンケート調査結果では、子どもの進学に対する意識は、所得階層が低い層では「高校まで」の割合が高く、所得階層が高い層では「大学又はそれ以上」が高いなど、相関性がうかがえます。また、所得階層が低い世帯では、ほかの層に比べて「教育費など経済的な不安や負担」を感じる割合が高い傾向にあります。子どもの生活の状況等に左右されず、落ち着いて勉強できる環境など、学びの支援体制を構築し、本人の意思で進学先を選択できるような環境づくりが必要です。
- 経済的に困難な状況にある子育て世帯に対しては、子どもが安定した日常生活を送ることができるよう、経済的支援と、それらの制度の周知を図る必要があります。そのためには、誰もが福祉課題に関心を持ち、見守り活動を含む支援体制の構築をはじめ、地域住民や関係機関との連携が必要です。

7 子ども・若者が活躍し暮らしやすいまちづくり

- 若者に対するアンケート調査結果では、さぬき市は「とても暮らしやすい」と思う若者ほど、さぬき市に「住み続けたい」と回答しており「暮らしにくい」と思う人との大きな差がみられます。また、現在、未婚の若者における今後の結婚希望者は、予定者も含めて半数以上を占めています。本市に暮らす若者の、今後の生活の安定に向けて、定住や就労への支援をはじめ、自主的に活動や活躍ができる居場所づくりの検討など、若者への多様な支援体制づくりが求められています。

第4章 子ども施策の推進に関する考え方

【1】基本的な方針と基本理念

第2期計画においては、その基本理念を「ゆるぎたるぎで みんなで子育て のびのび育て さぬきっ子」を基本理念に掲げ、さぬき市の未来を担う宝である全ての子どもが、明るくのびやかに育ち、自身で未来を切り開いていける人に育つことができる環境づくりを目指して、これまで様々な施策を推進してきました。

この度、本計画においては「第2期計画」で取り組んできた施策を含む「こども計画」へと、支援対象を拡大するとともに、更なる施策の充実を図ることになります。

「こども計画」の基盤となる国の「こども大綱」においては、全ての子どもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知識等を身に付けながら心身共に健やかに成長できる「こどもまんなか社会」を目指しています。

第2期計画における基本理念は、この「こども大綱」が目指す社会づくりにもつながるものであり、地域全体で子どもから若者、保護者など、全ての関わりのある人へ向けた施策の総合的な推進を図り、子どもが大きな夢を持って心豊かに成長し、誰もが自分らしくのびのびと生きることができるまちづくりに向けて、この基本理念を継承します。

● 基 本 理 念 ●

ゆるぎたるぎで みんなで子育て のびのび育て さぬきっ子

「第2期計画」において位置付けた、子ども・子育て支援施策の具体的取組は、その更なる充実を図ることで「第3期 さぬき市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第3期計画」という。）として位置付けます。

本計画は、その「第3期計画」をはじめ「こどもの貧困対策推進計画※」「子ども・若者計画※」及びその他法令等で定める子ども政策に関する計画と一体的に策定する総合的な計画です。

本計画では、基本理念の実現に向けて、これまでの取組やアンケート調査結果から読み取れるニーズや課題などを踏まえ、次の施策体系に掲げる7つの基本目標を定め、具体的な取組を展開します。

※ 「こども」「子ども」の表記については、それぞれの根拠法に基づき使い分けています。

【2】施策体系

【基本目標1】

健やかな成長を支える環境づくり

(主な対象：妊娠期～幼児期)

基本施策1 妊娠期からの切れ目のない支援

基本施策2 食育の推進

基本施策3 小児医療体制の充実

【基本目標2】

子育てを支える基盤づくり

(主な対象：幼児期～学童期)

基本施策1 受け入れ体制の整備と人材の確保

基本施策2 地域における多様な子育て支援体制の整備

基本施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進

【基本目標3】

学ぶ力を育む環境づくり

(主な対象：幼児期～学童期～思春期)

基本施策1 心豊かな成長を支える学びの場づくり

基本施策2 家庭や地域の教育力の向上

基本施策3 保健教育、相談支援の充実

【基本目標4】

特別な支援が必要な子どもへの支援

(主な対象：全ての子ども)

基本施策1 ひとり親家庭への自立支援

基本施策2 障害のある子どもへの支援

基本施策3 児童虐待防止対策の推進

【基本目標5】

安全、安心な子どもの生活環境づくり

(主な対象：全ての子ども)

基本施策1 安全・安心なまちづくりの推進

基本施策2 子どもを守る防災対策の推進

【基本目標6】

子どもの貧困と格差の解消

「さぬき市こどもの貧困対策推進計画」

(主な対象：全ての子ども)

基本施策1 教育・学習への支援

基本施策2 生活及び就労への支援

基本施策3 経済的支援

【基本目標7】

子ども・若者の未来づくり

「さぬき市子ども・若者計画」

(主な対象：学童期～思春期～青年期)

基本施策1 子ども・若者が活躍しやすい環境づくり

基本施策2 子ども・若者の生活や就業を支える環境づくり

基本施策3 社会参加・仲間づくりの促進

第5章 施策の展開

基本目標1 健やかな成長を支える環境づくり（主な対象：妊娠期～幼児期）

母子保健に関する、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図るとともに、育児相談などが気軽に利用できるよう、多様な媒体を活用した周知、情報提供の充実や小児医療体制の充実など、安心して生み、育てることができる環境づくりを推進します。

幼児期から望ましい食習慣や生活習慣を身に付け、健やかな体と豊かな人間性を育むことができるよう「さぬき市食育推進計画」に基づき、市全体で食育を推進します。

【基本施策1】 妊娠期からの切れ目のない支援

施策名	具体的施策の内容	担当課
妊婦のための支援給付事業	○ 妊娠時から出産、子育てまで、身近な伴走型相談支援と経済的支援を組み合わせた事業を実施するとともに、妊娠届出時や出生届出時の面談を活用し、妊婦支援給付金を対象者へ支給します。	国保・健康課
初回産科受診料給付等事業	○ 住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦の経済的負担を減らすため、妊娠判定に要する1回目の受診料の一部を助成します。	国保・健康課
こうのとりの応援事業	○ 生殖補助医療（体外受精及び顕微授精）について、治療費の一部を助成します。	国保・健康課
母子健康手帳、母子保健ガイドブックの活用促進	○ 安心、安全な妊娠、出産や子育てに向けて、こども家庭センターにおける妊婦面接等において、母子（親子）健康手帳や母子保健ガイドブックの活用を促進するとともに、母子保健サービスの紹介や電子母子手帳（アプリ）による情報発信を行います。	国保・健康課
妊産婦健康診査の充実	○ 妊婦健康診査受診票、産婦健康診査受診票を交付し、適切な受診を促進するとともに、無料妊婦歯科健診を受けられる機会を設けます。	国保・健康課

施策名	具体的施策の内容	担当課
パパママ教室の充実	○ パパママ教室において、体験型の講義を盛り込み、参加者同士の交流を図るなど、参加者のニーズに応じた教室の開催に努めます。	国保・健康課
妊産婦に対する訪問指導の充実	○ 保健師や助産師による妊産婦の訪問指導を実施し、相談体制の充実に努めます。	国保・健康課
産後ケア事業の充実	○ 委託施設において、宿泊型やデイサービス型、訪問型の産後ケア事業を実施するとともに、利用者の負担の軽減を図るため、交通費の一部を助成します。	国保・健康課
ベビーマッサージ教室の実施	○ 乳児期の親子を対象に、スキンシップを促すようなベビーマッサージ教室を実施します。	国保・健康課
乳幼児健康診査の充実	○ 1 か月児健康診査受診票、乳児健康診査受診票及び新生児聴覚スクリーニング検査受診票を交付するとともに、未受診者に対して、状況の確認や情報提供等を行い、受診率の向上に努めます。	国保・健康課
予防接種実施率の向上	○ 定期予防接種を実施し、疾病の予防に努めるとともに、未接種者に対して、状況確認や情報提供等を行います。	国保・健康課
乳幼児訪問の充実	○ 保健師や助産師、民生委員・児童委員と連携し、妊産婦及び新生児・乳幼児を対象に訪問を実施し、相談体制の充実に努めます。	国保・健康課
こんにちは赤ちゃん事業の実施	○ 生後4 か月までの乳児家庭を対象に、保健師、助産師、各地域の民生委員・児童委員等による全戸訪問を行い、子育て支援に関する適切なサービスの利用を促進するとともに、関係者が連携し、支援が必要な家庭を早期に発見し、必要な支援につながるよう努めます。	子育て支援課

【 基本施策 2 】 食育の推進

施策名	具体的施策の内容	担当課
食育の推進	○ 「さぬき・すこやかプラン 2 1（第 3 次）」に基づき、食に関わる関係機関との協力、連携により、食育を推進するとともに、活動人員の確保に努めます。 ○ 乳幼児健診時の栄養相談や関係団体への献立等資料の提供、相談を実施します。	国保・健康課
食生活改善事業の実施	○ 地場産物や学校給食を活用して、栄養教諭等教職員が食に関する指導を実施するとともに、家庭での食育の重要性について啓発します。 ○ 小児生活習慣病予防健診において、有所見者及び要再検者となった児童・生徒に対する事後指導を積極的に行うとともに、事後指導を継続的に実施するため、実施体制の構築に努めます。	学校教育課

【 基本施策 3 】 小児医療体制の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課
医療費助成制度の充実	○ 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児期から 18 歳年度末までの子どもの保険診療に係る医療費を助成するとともに「母子保健法」に基づき、未熟児養育医療の支給を行います。 ○ 適切な医療費助成制度の運用に努めます。	子育て支援課
夜間小児救急医療体制の充実	○ 大川地区医師会の開業医及び香川大学医学部附属病院の小児科医の協力により、大川地区夜間小児急病診療室を運営し、1 年 365 日診療を行います。 ○ 今後厳しくなる小児科医の確保に努めます。	市民病院

基本目標２ 子育てを支える基盤づくり（主な対象：幼児期～学童期）

保護者の就労形態の多様化や就労ニーズの変化などにきめ細かく対応し、計画的な子育て支援基盤の整備と人材の確保に努めます。また、ニーズに応じた多様な保育サービスの提供を推進します。

子育ての悩みや不安の解消、子育ての孤立を防ぐため、多様な相談支援に取り組むとともに、本市の男女共同参画施策との連携により、仕事と子育て、家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）を支える環境の整備を推進します。

【基本施策１】受け入れ体制の整備と人材の確保

施策名	具体的施策の内容	担当課
保育ニーズに対応した適切な受け入れ体制の整備	○ 市内の幼稚園、保育所、認定こども園等、教育・保育施設について、保護者のニーズや子どもの人口推移等を踏まえ、適切な利用定員の確保を図ります。 ○ 育児休業明けの職場復帰や子どもが低年齢児から就労する保護者の増加などによる、低年齢児の受け入れに適切に対応します。	幼保こども園課
人材の確保と育成	○ 保育士等からの相談への対応や勤務環境の改善等について支援するとともに、人材の確保を図ります。 ○ 保育士等の研修機会を確保し、人材の育成を図ります。	幼保こども園課

【基本施策２】地域における多様な子育て支援体制の整備

施策名	具体的施策の内容	担当課
子育てに関する講座や研修会の開催	○ 地域の子育て支援センターや幼稚園、保育所等と連携し、研修会や育児講座等を開催します。 ○ さぬき市子育て支援センター連絡会を開催し、保健師、栄養士の来園日等の確認、報告を実施し、効率的な運用を図ります。 ○ 各幼稚園、保育所、認定こども園で実施している入所（園）説明会や家庭教育学級等の機会を活用し、保護者を対象とした研修を実施します。	子育て支援課 幼保こども園課

施策名	具体的施策の内容	担当課
地域子育て支援センターの充実	○ さぬき市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱に基づき、さぬき市内の子育て支援センターの運営を支援します。 ○ 子育て支援センターで幼稚園や保育施設に通っていない子どもの保護者への相談や交流の場の提供、イベントの開催など、支援施策を実施するとともに、利用の促進に向け、周知に努めます。	子育て支援課
子育て支援情報の提供	○ 市のホームページやSNS「ハートフルタウン」「さぬきッズダイアリー（子育て支援アプリ）」等を活用して、市内の子育て支援に関する情報や地域の行事開催予定、実施状況を発信します。 ○ 子育てハンドブック「すくすく さぬきッズ」を定期的に更新し、窓口での配布をはじめ、様々な機会を通じて子育て世帯に配布します。	子育て支援課
総合相談窓口の機能強化	○ こども家庭センター（さぬきッズ子育てサポートセンター）において、子育て支援相談員、母子保健コーディネーターを配置し、児童福祉と母子保健施策を一体的に推進することで、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を関係機関と連携して行います。 ○ 保健センター等では、乳幼児相談や歯科相談を実施します。	国保・健康課 子育て支援課 幼保こども園課
庁内連絡会議の開催	○ こども家庭センターにおいて情報共有会を開催するとともに、発達障害等支援連携会議及び同事務局会議を開催し、子育てに関する情報交換や課題の共有化、子どもに関する事業の調整を図ります。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センターの運営	○ 「ファミリー・サポート・センター事業」の利用の促進に努めるとともに、養成講座の開催等を通して、会員の確保に努めます。 ○ ひとり親家庭や低所得世帯、ダブルケア世帯、障害のある子ども、多胎児がいる家庭などの優先的な利用を支援します。	子育て支援課 社会福祉協議会

施策名	具体的施策の内容	担当課
放課後児童クラブの充実	○ 放課後児童支援員の安定的な確保と、利用者の増加に対応した空き教室の活用などに取り組みます。	子育て支援課
放課後子ども教室の充実	○ 放課後や土曜日に、小学校内や小学校に隣接した体育館などで、地域住民や学生ボランティア等の協力において、地域の実情に応じた異年齢の子どもが安全で楽しく過ごすことができる「居場所」を提供します。 ○ 地域ボランティアの協力を得られるよう、関係団体との連携の強化及び活動場所について協議、検討するとともに、事業の周知やボランティアの募集に努めます。	生涯学習課
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施及び連携	○ 関係課と連携し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の合同交流会を推進し、全ての児童の安全、安心な居場所の確保に努めます。 ○ 連携型の子ども教室の実施に向け、よりスムーズに連携できる仕組みづくりについて検討します。	子育て支援課 生涯学習課
第三者評価制度の導入検討	○ 放課後児童クラブの運営について、放課後子どもプラン運営委員会で実績及び計画を報告するとともに、私立保育園や認定こども園等に対して、香川県が実施している福祉サービス第三者評価制度の導入を促進します。	子育て支援課 幼保こども園課
家庭教育学級の充実	○ 各幼稚園、保育所、認定こども園で実施している入園説明会や家庭教育学級等の機会を活用し、保護者の学習会等を実施します。	幼保こども園課 生涯学習課

【 基本施策3 】 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策名	具体的施策の内容	担当課
多様な働き方への理解の促進	○ 仕事と生活の調和がとれた、多様な働き方を選択できる社会への理解の促進に向けて、様々な機会を活用し、関連制度の周知、啓発に努めます。	秘書広報課 人権推進課 商工観光課
働きやすい職場環境整備への理解促進	○ 誰もが働きやすい職場環境の整備が生産、経営活動にもたらす効果を事業所等が理解し、実践してもらえるよう、講演会等の開催やハラスメント相談窓口の周知など、関係機関と連携した啓発活動に取り組みます。	人権推進課 商工観光課

基本目標３ 学ぶ力を育む環境づくり（主な対象：幼児期～学童期～思春期）

学びの場において、一人一人の個性と能力が十分に発揮できるよう、きめ細かな教育の推進と基礎学力の向上を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等を配置し、心の悩みや問題を抱える児童・生徒に対する支援体制の充実に努めます。

地域で活動する人材や関係団体と連携し、親子が気軽に体験活動やふれあい活動に参加できる環境づくりを推進するとともに、家庭教育について学ぶ機会の充実など、子育て力を高める環境づくりを推進します。

【基本施策１】心豊かな成長を支える学びの場づくり

施策名	具体的施策の内容	担当課
ブックスタート事業の充実	○ ３～４か月児健診時に全ての乳幼児と保護者に絵本を通した親子のふれあいの大切さを伝えるとともに、お気に入りの絵本とブックスタートパックを手渡しします。	子育て支援課
２３が６０読書運動の推進	○ 学校訪問や図書館活動支援員研修会等を通して「２３（にさん）が６０（ろくまる）読書運動」を推進し、読書活動の充実を図ります。 ○ 定期的に各学校の取組内容を確認し、効果の検証に努めます。	学校教育課
国際理解教育の充実	○ 小・中学校に、外国語指導助手や外国語活動支援員を派遣し、中学校の英語授業や小学校の教科としての外国語、外国語活動の充実を図り、国際理解教育を推進するとともに、異文化の理解、国際交流及び英語を話す機会の創出に努めます。	学校教育課
子どもの参加による体験プログラムの企画と実施	○ 理科教育を支援する趣旨に基づき、徳島文理大学などで開催する「大学・地域共創プラットフォーム香川」主催の「香川わくわく子ども大学」への協力や「平賀源内先生顕彰会」の協力により「平賀源内先生こども科学教室」などを開催します。また、子どもが参加できる体験プログラムの企画、実施に努めます。	生涯学習課
生涯学習・生涯スポーツ環境の整備	○ 公民館等の施設を計画的に修繕し、生涯学習、生涯スポーツ環境の整備に努めます。 ○ スポーツ推進委員の活動の一環として、市内小学生、市民を対象にニュースポーツ教室を開催します。	生涯学習課

施策名	具体的施策の内容	担当課
地域文化・伝統活動への参加促進	○ 歴史学習会等を実施し、南川太鼓など地域文化、伝統活動への参加を促進するとともに、後継者を育成するための指導者の養成に努めます。	生涯学習課
図書館の充実	○ 児童向け図書の充実や図書館での子どもを対象とした行事を充実し、読書活動や図書館利用の普及に努めます。	生涯学習課
児童館活動の充実と施設整備	○ 子どもが遊びや体験を通して、安全、安心に過ごせる場を提供するとともに、地域ボランティア等の活動に対する支援や空調、遊具等の施設整備に努めます。	子育て支援課
放課後児童クラブの充実と施設整備	○ 安全、安心に過ごせる場を提供するため、放課後児童クラブの小学校敷地内への移転を進めます。	子育て支援課
校庭開放・空き教室の活用	○ 夜間や休日に校庭や体育館を開放し、スポーツ少年団や各種スポーツ団体及び子ども会の活動場所として提供します。	生涯学習課

【 基本施策２ 】 家庭や地域の教育力の向上

施策名	具体的施策の内容	担当課
親子教室等の休日の活動プログラムの充実	○ 各公民館を拠点に、親子でふれあいながら学習するプログラムを実施するとともに、参加の促進に向け、プログラムの充実を図ります。	生涯学習課
地域活動団体への支援	○ 子ども会活動の意義や育成者の役割を学ぶ研修会等の開催をはじめ、小学生を対象としたキャンプ等を開催するなど、子ども会を支援します。 ○ 単位スポーツ少年団の活動を推進するため、各種教室や講習、単位団活動への補助を行います。	生涯学習課

【 基本施策3 】 保健教育、相談支援の充実

施策名	具体的施策の内容	担当課
思春期保健教育の充実	○ 思春期特有の心の変化に対する事業として、健康の自己管理に関する教室や基本的生活習慣に関する教室、心の健康教室等を実施します。 ○ 各学校において、学校保健委員会を開催し、学校と家庭、地域が連携して児童・生徒一人一人の課題に応じた取組を行います。 ○ 学級活動、保健、体育科の授業等における基本的な生活習慣や食生活、生命に関する安全指導、性に関する指導の充実を図ります。	国保・健康課 学校教育課
相談事業の充実	○ 市内小・中学校の教育相談担当教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや心の教室相談員等の教育相談担当者合同研修会及び情報交換会を行うとともに、各担当の理解と連携を図る場となるよう努めます。	学校教育課

基本目標4 特別な支援が必要な子どもへの支援（主な対象：全ての子ども）

経済的支援が必要な家庭や子どもの状況を把握し、特にひとり親家庭や生活が困難な状況にある家庭については、国や県の制度の積極的な活用を促進をはじめ、関係機関と連携した支援に取り組みます。

様々な機会を通して児童虐待を早期に発見し、迅速かつ適切に対応できるよう、啓発活動の充実をはじめ、関係機関や地域との連携を強化します。

障害のある子どもや発達に不安を抱える子どもなど、配慮を必要としている子どもへの、適切な福祉サービスの提供をはじめ、家庭の事情に応じたきめ細かな相談対応などの支援を推進します。

【基本施策1】ひとり親家庭への自立支援

施策名	具体的施策の内容	担当課
母子・父子自立支援員の配置と総合的な支援の実施	○ 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上、求職活動に関する支援を行うとともに、ハローワークと連携した出張相談日を開設し、就労を支援します。 ○ 児童扶養手当現況届の際の声掛けをはじめ、市の広報紙やホームページ等を活用して制度の周知に努めます。	子育て支援課
自立支援教育訓練給付事業	○ 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている母子家庭の母又は父子家庭の父で、国があらかじめ指定した講座を受講した人について、自立支援教育訓練給付金を支給します。	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金給付事業	○ 母子家庭の母又は父子家庭の父がその経済的自立に効果が高い資格の取得を目的とする養成機関で6カ月以上修業する場合に、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給します。	子育て支援課
ひとり親家庭等子育て支援助成金の支給	○ ファミリー・サポート・センターの利用料を助成し、ひとり親等の就労の支援及び育児の負担の軽減を図ります。	子育て支援課

【 基本施策 2 】 障害のある子どもへの支援

施策名	具体的施策の内容	担当課
児童発達支援事業の充実	○ 発達障害等に関する専門的な相談を実施する体制の質の確保、向上と、安定した相談体制の整備に努めます。 ○ 発達障害の早期発見をはじめ、継続的な相談、保護者への医療機関の紹介、助言等の支援を行うため、さぬき市発達障害等支援連携会議を定期的開催します。 ○ 「早期支援コーディネーターによる巡回訪問事業」(さぬき市独自事業)において、専門知識を持った早期支援コーディネーターが巡回訪問し、就学に向けた支援を実施します。 ○ 年度初めの園長・校長研修会で児童発達支援事業についての周知に努め、機関支援や早期支援を効果的に活用します。	障害福祉課 国保・健康課 子育て支援課 幼保こども園課 学校教育課
早期発見・早期対応	○ 1歳6か月児健診や3歳児健診等の場において、専門職によるスクリーニングやフォローを行うことで、障害や発達の遅れの早期発見、早期対応を支援します。 ○ こども相談の活用を促進するとともに、就学前施設や早期支援コーディネーターとの連携を強化します。	国保・健康課 障害福祉課
教育相談・就学指導の充実	○ 就学前児童の教育相談、就学指導について、幼稚園や保育所、認定こども園、小学1年生を対象に、早期支援コーディネーターによる巡回指導を行います。	幼保こども園課
障害児保育・特別支援教育	○ 全ての幼稚園、保育所等で障害のある子どもを受け入れます。	幼保こども園課
医療的ケア児への支援	○ 医療的ケア児が、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を要する子どもに対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的な支援体制を構築します。	障害福祉課 国保・健康課 子育て支援課 幼保こども園課 学校教育課
障害児支援教育の充実	○ 心身に障害のある子どもが他の子どもと共に充実した集団生活が送れるよう、生活補助員や加配の保育士、保育教諭を配置します。	幼保こども園課

【 基本施策 3 】 児童虐待防止対策の推進

施策名	具体的施策の内容	担当課
児童虐待防止対策の推進	○ こども家庭センターにおいて、関係機関と連携、協働し、子どもと家庭に関する実情の把握、情報の提供、相談等への対応など、包括的な支援を行います。 ○ 要保護児童対策地域協議会において、要保護児童及び要支援児童、特定妊婦等の対応について、関係機関と連携して取り組みます。	子育て支援課
児童虐待防止ネットワークの充実強化	○ パネル展の開催やオレンジリボンの着用、啓発物品の配布をはじめ、市の広報紙やSNSなど多様な媒体を活用して、児童虐待防止に向けて市民への啓発活動を推進します。	子育て支援課
子育て期の親に対する「こころのケア」	○ 関係機関と連携し、保護者の育児不安や悩み等の相談について、訪問や電話、来所相談により対応するとともに、オンライン相談の活用について検討します。 ○ 妊産婦相談や保健指導を実施し、必要に応じて、産後ケア事業の利用を促進し、産婦や乳児に対する心身のケア、育児を支援します。	国保・健康課 子育て支援課
妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の推進	○ 母子保健と児童福祉の両機能を備えた、こども家庭センター（さぬきッズ子育てサポートセンター）において、妊娠届出時の面接から切れ目のない相談支援を行い、必要なサービスの利用促進や情報提供に努めます。 ○ 乳幼児相談への参加を促進するため、ニーズの把握や対象に沿った相談の機会について検討します。	国保・健康課 子育て支援課

基本目標５ 安全、安心な子どもの生活環境づくり（主な対象：全ての子ども）

地域の関係機関と連携し、子どもの健全で豊かな人間性を育成する環境づくりを推進します。また、災害時の子育て家庭への支援対策をはじめ、関係機関と連携した地域の防犯対策など、子どもが事故や犯罪に巻き込まれないよう、安全、安心な生活環境の整備を推進します。

【基本施策１】安全・安心なまちづくりの推進

施策名	具体的施策の内容	担当課
児童向け公園の整備	○ 遊具などの公園施設の安全点検や更新、修繕など、安心して利用できる公園の維持、管理に努めます。 ○ 子どもをはじめ、障害のある人や高齢者など、誰もが利用しやすい公園の整備や在り方を検討します。	都市整備課
交通安全運動及び交通安全教室の開催	○ 関係機関と連携し、交通安全キャンペーンや交通安全教室等の交通安全啓発活動を実施し、交通安全意識の高揚に努めます。 ○ 交通安全母の会やさぬき警察署と協力し、小学校の通学路において、下校中の児童・生徒の見守り活動及び危険箇所の調査を実施します。	危機管理課
防犯灯等の整備	○ 防犯灯の新設や修繕等、整備について、地域からの要望に可能な限り速やかに対応します。	危機管理課
見守り活動の推進	○ 交通指導員及び交通安全母の会会員による登校時の街頭での見守り活動を行うとともに、担い手の確保に努めます。 ○ 交通指導員会を開催し、児童・生徒の通学状況や交通事故発生情報等の意見交換を実施します。	危機管理課
犯罪から身を守るための啓発の推進	○ さぬき警察署と連携し、市内のイベント等で啓発用品を配布することや啓発活動を実施し、防犯意識の高揚に努めます。 ○ 子どもが安全、安心に暮らせるよう「青色防犯パトロール車」による巡回や防犯キャンペーン及び有害環境浄化の広報啓発活動、幼稚園や保育所、小学校における不審者対応訓練を推進します。 ○ 少年育成センターの「子どもＳＯＳ」事業に取り組みます。	危機管理課 学校教育課

施策名	具体的施策の内容	担当課
青少年健全育成事業	○ 市内に設置した白ポストの有害図書を定期的に回収するとともに、市の広報紙に「少年育成センターだより」を掲載し、啓発に努めます。 ○ 非行防止を目的としたさぬき市少年育成センター補導員や関係機関と連携し、青少年の健全育成活動を推進します。 ○ 高齢化が課題の少年育成センターの補導員については、人材の確保に努めます。	学校教育課

【 基本施策２ 】 子どもを守る防災対策の推進

施策名	具体的施策の内容	担当課
災害時、避難時の子どもへの対応	○ 児童館や放課後児童クラブにおいて、防災、避難、防犯訓練や防災研修会を実施します。 ○ 幼稚園や保育所、認定こども園において、災害時の対応マニュアルの定期的な見直しや修正、避難訓練等を行い、災害時に子どもを守るとともに、子ども自身が自分の命は自分で守ろうとする力を身に付けます。 ○ 危機管理マニュアルの定期的な見直しやより実効性のある避難訓練、地域や関係課と連携した防災教育に取り組み、子どもが自らの安全を確保することができる基礎的な資質、能力を身に付けられるよう努めます。	子育て支援課 幼保こども園課 学校教育課

基本目標6 子どもの貧困と格差の解消（「さぬき市こどもの貧困対策推進計画」）
（主な対象：全ての子ども）

子どもの将来が、保護者の経済環境や生まれ育った環境によって左右されることがないよう、全ての子どもが学ぶ意欲を高め、夢に挑戦できるよう、子どもの健やかな育ちと学びの環境づくりを推進します。

生活困難な状態にある子どもの早期発見体制の構築をはじめ、保護者が安心して子育てできるよう、様々な相談への対応など、必要な支援を行い、生活の安定と自立の促進、子育て家庭の福祉の増進を図るための様々な施策に取り組みます。また、関係機関と連携し、職業生活の安定と向上のための、状況に応じたきめ細かな支援に努めます。

本計画においては、この基本目標6を「さぬき市こどもの貧困対策推進計画」として位置付けます。

【基本施策1】教育・学習への支援

施策名	具体的施策の内容	担当課
幼児教育・保育の無償化	○ 全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう、国の制度に基づき、主に3～5歳児を対象とした幼児教育・保育の無償化を継続します。	幼保こども園課
幼児教育・保育施設と小学校との連携	○ 幼稚園、保育所、認定こども園から就学後の教育への円滑な移行を図るため、各園と小学校の連携を強化し、支援が必要な子どもへの切れ目ない支援に努めます。	幼保こども園課 学校教育課
児童・生徒への相談支援体制の構築	○ 学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員を派遣、配置することにより、各学校における相談体制の構築を図ります。 ○ 教育相談を担当する教職員をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員を対象とした研修会を開催し、複雑化、多様化する児童・生徒の悩みに適切に対応します。	学校教育課

【基本施策2】生活及び就労への支援

施策名	具体的施策の内容	担当課
早期の発見体制の整備	○ 妊娠届出時の母子手帳の交付や乳児全戸訪問事業、乳幼児健康診査など母子保健事業の場において、生活の困窮状態を早期に発見し、支援につながるよう努めます。	子育て支援課
生活困窮者自立相談支援事業	○ 「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者の自立の促進に向けた自立相談支援事業や就労準備支援事業、家計改善支援事業を実施するとともに、関係課と連携し、アウトリーチによるニーズ調査を行います。 ○ 支援につながった相談者に対しては、より丁寧なアセスメント、プラン作成、相談者に寄り添った支援を行います。 ○ ひきこもり支援の充実に向けて、関係機関との連携や相談支援につながる体制を整備します。	社会福祉協議会
さぬき市家庭児童相談室	○ 子育ての不安や心配、経済的な問題、病気などで養育が困難であるといった問題など、様々な生活課題について、家庭児童相談員、母子父子自立支援員、保健師等が相談に応じます。	子育て支援課
子ども食堂への支援	○ 子ども食堂や学習支援等、地域の支援の場の活動状況について情報の把握に努めるとともに、社会福祉協議会と連携し、新たな子ども食堂の開設に向けた支援や情報交換会に参加し連携を強化します。	子育て支援課 社会福祉協議会
生活困窮者への支援の充実	○ 経済的な困窮世帯を対象とした食料支援として、フードパントリー※活動を実施するとともに、世帯の生活状況や困りごとなど、必要な相談支援に取り組みます。 ○ 生活困窮者等のための地域づくり事業として、市内で食料支援や居場所、学習支援等を行う支援団体との座談会を開催し、個々の対象者に応じた支援が提供できるよう、連携を図ります。	福祉総務課 子育て支援課 社会福祉協議会

※ 日常の食料品を入手することが困難な人や世帯に対して、地域のボランティアやNPO法人等により、団体や企業等から寄付してもらった食料品等を、無料で配布する会や仕組み、行動のこと。

施策名	具体的施策の内容	担当課
ひとり親家庭への支援	○ 母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供や相談支援をはじめ、自立支援教育訓練給付事業や高等職業訓練促進給付金給付事業の実施によって、就労や経済的自立を支援します。	子育て支援課

【 基本施策３ 】 経済的支援

施策名	具体的施策の内容	担当課
児童・生徒への就学援助費の支給	○ 経済的理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費、給食費など学校生活に必要な費用を援助するとともに、学校及び福祉事務所と連携し、制度の周知に努めます。	学校教育課
さぬき市奨学資金貸付制度	○ 保護者がさぬき市内に１年以上居住する学生又は生徒のうち、経済的理由によって進学が困難な方を対象に、高校、高等専門学校、専修学校、短大、大学、大学院への進学にあたって、奨学資金の貸し付けを行います。	教育総務課
実費徴収に係る補足給付事業	○ 支給認定保護者を対象に、保育活動に必要な費用や副食費等の一部を援助します。	幼保こども園課
児童扶養手当の支給	○ ひとり親家庭の保護者等に手当を支給し、児童の福祉を増進するとともに、生活の安定と自立の促進を図ります。	子育て支援課

基本目標 7 子ども・若者の未来づくり（「さぬき市子ども・若者計画」）

（主な対象：学童期～思春期～青年期）

本市に定住し、活躍を考える若者への経済的支援をはじめ、婚活から結婚後の支援など、生活の安定に向けた支援に努めるとともに、本市に暮らす若者世代が、就職等の人生の転機において、自身の希望に応じて将来を選択することができるよう、また、本市で活躍し、安心して生活できるよう、多様な支援体制の構築に努めます。

本市では、おおむね 29 歳くらいまでを「子ども・若者計画」の対象として位置付け、思春期、青年期から子育て期に至るまでの多様な支援をはじめ、関係機関と連携し、文化、芸術の振興、社会福祉の増進などについて、子どもや若者当事者の意見を聞くなどにより、誰もが生活しやすい環境づくりを推進します。

そのため、本計画においては、この基本目標 7「子ども・若者の未来づくり」を「さぬき市子ども・若者計画」として位置付けます。

【基本施策 1】子ども・若者が活躍しやすい環境づくり

施策名	具体的施策の内容	担当課
「こどもまんなか社会」の実現に向けた意識の醸成	○ 「こども基本法」をはじめ「子どもの権利条約」の理念に基づき、子ども、若者の多様性を尊重し、その暮らしを応援するため、関係機関と連携し、人権啓発や人権擁護活動等を通して、子ども、若者が権利の主体であるということについて、市民の意識の醸成を図ります。	人権推進課 子育て支援課
人権啓発事業の推進	○ 「さぬき市人権教育及び人権啓発に関する基本指針（改訂版）」に基づき、市民や職員等を対象とした各種研修会の実施や市の広報媒体等を活用した情報発信など、あらゆる機会を捉え、様々な人権課題の解決に向けた啓発活動に取り組みます。	人権推進課
男女共同参画意識の醸成	○ 「さぬき市男女共同参画プラン」に基づき、性別にかかわらず、誰もが人権意識を高め、共に認め合い支え合いながら、個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、様々な取組を推進します。	人権推進課
結婚支援	○ 香川県の「かがわ縁むすび支援センター」と連携して、市内への婚活イベント等の広報を行います。	政策課

【基本施策2】子ども・若者の生活や就業を支える環境づくり

施策名	具体的施策の内容	担当課
さぬき市三世代同居・近居支援事業	○ 市内で、三世代同居又は近居する場合、移住・定住型支援金を助成します。	政策課
さぬき市お試し滞在宿泊助成金	○ 県外からの移住を促進するため、市内で住まい探しや仕事探し等の移住活動をされる方に対して、宿泊費用の一部を助成します。この助成金の交付対象者には「さぬき市移住体験プログラム」も用意し、体験等を通じて、地域住民との交流を深めます。	政策課
さぬき市東京圏UJIターン※移住支援事業	○ 東京圏からさぬき市への移住に要する経費を補助することにより、さぬき市への移住及び定住の促進による地域の活性化を図ります。	政策課
さぬき暮らし応援補助金	○ 地方創生に資する人材の定住を促進することによる地域活性化を図るため、民間賃貸住宅に入居する若者世代、学生に「さぬき暮らし応援補助金」を交付します。	政策課
さぬき市結婚新生活支援事業	○ 若者の婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新生活に係る経費の一部を補助します。	政策課
さぬき市結婚定住奨励事業	○ 結婚してさぬき市に定住する夫婦に対して、さぬき市共通商品券を交付します。	政策課
さぬき市定住奨励金	○ さぬき市で新たに住宅を取得した人に定住奨励金を交付します。	政策課
失業者等に対する相談窓口の充実	○ さぬき市版ハローワークである「地域就職サポートセンター」において、就職支援員による求職者への相談対応及び就職のあっせんなどの支援を行います。 ○ 「かがわ若者サポートステーション」と連携して、一定期間、無業の状態にある若者などを対象に、相談会を実施し、就労の促進を図ります。	商工観光課

※ UターンとJターンとIターンの頭文字を組み合わせた名称のこと。Uターンは、地方から都市部へ移住した人が再び地方の生まれ故郷に戻る。Jターンは、地方から大都市へ移住した人が、生まれ故郷の近くの比較的規模の小さい地方大都市圏や中規模な都市に戻り定住すること。Iターンは、出身地とは別の地方に移り住むこと。

施策名	具体的施策の内容	担当課
ひきこもりへの支援の充実	○ 本人や家族からのひきこもりの相談に対して、保健師による相談への対応や地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ支援、個別プランの作成など、関係機関と連携した支援に努めます。	障害福祉課 国保・健康課 社会福祉協議会
ヤングケアラーへの支援	○ 要保護児童対策地域協議会において把握している子どものほか、関係機関による情報提供を通して、該当する児童・生徒について状況の把握を行います。 ○ ヤングケアラー支援について、学校や地域に対する啓発活動等を通して、理解の促進と支援の拡大を図ります。	子育て支援課 学校教育課
自殺対策の推進	○ 「さぬき・すこやかプラン21（第3次）」に基づき、関係機関と連携し、誰も自殺に追い込まれることのないさぬき市の実現を目指し、生きることの包括的な支援を推進します。	国保・健康課

【 基本施策3 】 社会参加・仲間づくりの促進

施策名	具体的施策の内容	担当課
安心できる居場所の提供と確保	○ 子育て支援センター等において、子育て支援相談員等による相談支援をはじめ、ＩＣＴ機器を活用したオンライン相談、子育て支援アプリの普及、地域の子育てサークルとの交流の充実などを図り、親子が気軽に集うことができる居場所づくりを推進します。 ○ 様々な理由で登校できない児童・生徒に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、個別のケースに応じた支援を行い、学校への復帰や社会的自立を図るとともに、学習意欲や自己肯定感の醸成を支援します。	子育て支援課 学校教育課
子ども・若者の居場所づくり	○ 青少年交流プラザ（志度図書館）における交流活動の推進をはじめ、子育てや若者への支援活動を行っている関係団体や民間事業者、個人等を支援し、子ども・若者の新たな居場所づくりの取組内容を検討します。	子育て支援課 生涯学習課
市民の文化活動と交流の促進	○ 生涯学習活動において、関係機関との連携を図り、幅広い年齢層を対象とした各種講座やイベント等を開催し、市民の文化活動や交流の促進及び文化、芸術の振興、社会福祉の増進に努めます。 ○ 市民の生涯学習の場として、図書館の読書環境を充実させるとともに、読み聞かせや物づくり、講座やイベントの開催等、教育、文化事業を推進し、豊かな心の育成を図ります。	生涯学習課

第6章 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

【1】子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制について

第3期計画における「子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」とは「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき「教育・保育サービス事業」と「地域子ども・子育て支援事業」それぞれの2029（令和11）年度におけるサービスの目標量と、それを実現するためのサービスの提供体制（確保方策）を推計し、定めるものです。

【2】教育・保育提供区域の考え方

「子ども・子育て支援法」及び国の指針に基づき、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本市では、教育・保育施設の配置状況や子どもの人数等を総合的に勘案し、第2期計画に引き続き、市全域を1区域として教育・保育の提供区域を設定します。

【3】見込量算出の考え方

「子ども・子育て支援法」では、全ての子どもの良質な成育環境を保障するとともに子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量とその確保方策について定めることとしています。

見込量の算出にあたっては、適切な教育・保育事業の提供ができるよう、児童数の推移や教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに教育・保育の量の見込みを定めます。

【4】教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容

現状	○ 2024（令和6）年4月現在、保育所が公立私立を合わせて7施設、幼稚園が公立私立を合わせて6施設、認定こども園が公立私立合わせて5施設となっています。 ○ 公立の幼稚園、保育所においては、少子化により入所率が低下していることもあり、供給体制については十分な量を確保できています。 ○ 出生者数は、今後も減少していくと思われることから、保護者のニーズや地域のバランス等を考慮しながら、就学前施設の再編整備を検討していく時期に差し掛かっています。 ○ 供給体制を維持していくために必要な保育士等の確保に努めます。
確保の内容	○ 少子化の進行により、公立幼稚園、保育所の入所率は大幅に落ち込んでおり、2023（令和5）年度末をもってさぬき北幼稚園を閉園したものの、現状の施設において必要となる利用定員数は十分に確保できています。 ○ 今後は、保護者のニーズや地域のバランス等を考慮し、適正な就学前施設数を確保していくため、就学前施設の再編整備に取り掛かります。

（単位：人）

		2025(令和7)年度						
		1号認定	2号認定			3号認定		
			合計	教育 ニーズ	保育 ニーズ	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	120	583	120	463	424	104	320
確保方策	幼稚園 (特定教育・保育施設※1)	45	106	106	0	0	0	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設※1)	72	260	0	260	211	56	155
	特定地域型保育施設	0	201	0	201	213	48	165
	認可外保育施設	0	2	0	2	0	0	0
	確認を受けない幼稚園※2	3	14	14	0	0	0	0
	② 合計	120	583	120	463	424	104	320
過不足(②-①)		0	0	0	0	0	0	0

※1 市から「施設型給付」(公費)の対象となると確認された施設（以下同様）

※2 現行の私立幼稚園は、特段の申し出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされ、公費の「施設型給付」の対象となりますが、「確認」を受けないと申し出を行った幼稚園は、現行のまま私学助成及び就園奨励費補助が継続されます。（以下同様）

		2026(令和8)年度						
		1号認定	2号認定			3号認定		
			合計	教育 ニーズ	保育 ニーズ	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	118	581	120	461	422	102	320
確保方策	幼稚園 (特定教育・保育施設)	43	106	106	0	0	0	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	72	260	0	260	210	55	155
	特定地域型保育施設	0	199	0	199	212	47	165
	認可外保育施設	0	2	0	2	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	3	14	14	0	0	0	0
	② 合計	118	581	120	461	422	102	320
過不足(②-①)		0	0	0	0	0	0	0

		2027(令和9)年度						
		1号認定	2号認定			3号認定		
			合計	教育 ニーズ	保育 ニーズ	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	116	579	120	459	420	100	320
確保方策	幼稚園 (特定教育・保育施設)	41	106	106	0	0	0	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	72	260	0	260	209	54	155
	特定地域型保育施設	0	199	0	199	211	46	165
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	3	14	14	0	0	0	0
	② 合計	116	579	120	459	420	100	320
過不足(②-①)		0	0	0	0	0	0	0

		2028(令和10)年度						
		1号認定	2号認定			3号認定		
			合計	教育 ニーズ	保育 ニーズ	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	114	577	120	457	418	98	320
確保方策	幼稚園 (特定教育・保育施設)	39	106	106	0	0	0	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	72	260	0	260	208	53	155
	特定地域型保育施設	0	197	0	197	210	45	165
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	3	14	14	0	0	0	0
	② 合計	114	577	120	457	418	98	320
過不足(②-①)		0	0	0	0	0	0	0

		2029(令和 11)年度						
		1号認定	2号認定			3号認定		
			合計	教育 ニーズ	保育 ニーズ	合計	0歳	1-2歳
① 量の見込み	必要利用定員総数	112	575	120	455	416	96	320
確保方策	幼稚園 (特定教育・保育施設)	37	106	106	0	0	0	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	72	260	0	260	207	52	155
	特定地域型保育施設	0	195	0	195	209	44	165
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	3	14	14	0	0	0	0
	② 合計	112	575	120	455	416	96	320
過不足(②－①)		0	0	0	0	0	0	0

【5】地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 利用者支援事業

児童やその保護者が、教育・保育施設や、地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所において、必要な支援を行います。また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施します。

現状	○ 基本型、母子保健型ともに子育て世代包括支援センターにおいて、相互に連携しながら実施しています。
確保の内容	○ 妊娠・出産・育児を切れ目なくサポートするため、こども家庭センターにおいても、引き続き、母子保健コーディネーターや子育て支援相談員を中心にサポートしていきます。

		単位	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
① 量の見込み	基本型※1	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型※2	か所	1	1	1	1	1
② 確保方策	基本型※1	か所	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型※2	か所	1	1	1	1	1
過不足(②-①)		か所	0	0	0	0	0

※1 基本型：こども家庭センター（子育て支援相談員）

※2 こども家庭センター型：こども家庭センター（母子保健コーディネーター）

2 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、通常の利用時間帯以外の時間において、保育所、認定こども園等で保育時間の延長を行う事業です。

現状	○ 2024（令和6）年度現在、延長保育を実施している施設は、公立保育所4か所（富田保育所、志度保育所、寒川保育所、長尾保育所）、私立保育園3か所（岡野松保育園、たらちね保育園、あおぞら保育園）、公立認定こども園1か所（津田こども園）、私立認定こども園4か所（よしいけこども園、ひまわりこども園、認定こども園だいが、認定こども園長尾学舎）です。 ○ 2023（令和5）年度の利用実績は、202人となっています。
確保の内容	○ 両親の共働きの増加や就労形態の多様化に伴い、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされているため、全ての保育所、認定こども園で実施します。

	単位	2025 （令和7） 年度	2026 （令和8） 年度	2027 （令和9） 年度	2028 （令和10） 年度	2029 （令和11） 年度
① 量の見込み	人	200	195	190	185	180
② 確保方策	人	200	195	190	185	180
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後や長期休業中に学校の余裕教室などで、適切な遊びや生活を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

現状	○ 2024（令和6）年度現在、小学校敷地内の余裕教室や専用施設、児童館等を利用して、全学年の受け入れを市内9か所の児童クラブで実施し、児童の安全確保と健全育成を図っています。 ○ 2024（令和6）年5月1日時点の登録児童数は790人となっています。
確保の内容	○ 今後も児童クラブへのニーズが高まっていることから、引き続き児童の安全、安心なクラブ運営を図るため、施設の適切な維持管理や空き教室等の活用をするとともに、民営の児童クラブへの助成などにより、連携して実施場所の確保に努めていきます。 ○ 実施に必要不可欠な放課後児童支援員についても、資質向上と処遇改善等を行い、人員の確保に努めていきます。

	単位	2025 （令和7） 年度	2026 （令和8） 年度	2027 （令和9） 年度	2028 （令和10） 年度	2029 （令和11） 年度
① 量の見込み(合計)	人	819	779	724	686	641
1～3年生	人	522	499	461	435	403
1年生	人	181	167	141	150	136
2年生	人	186	180	168	146	149
3年生	人	155	152	152	139	118
4～6年生	人	297	280	263	251	238
4年生	人	159	127	126	121	111
5年生	人	90	117	91	92	90
6年生	人	48	36	46	38	37
② 確保方策(合計)	人	819	779	724	686	641
1～3年生	人	522	499	461	435	403
4～6年生	人	297	280	263	251	238
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

4 子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。

現状	○ 2024（令和6）年度から新たに市外1か所の児童養護施設等を加え、4か所で受け入れが可能となっています。
確保の内容	○ 児童養護施設等に委託を行うことで、ニーズ量を確保します。

（1）短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

児童の保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を養護施設等で預かる事業で、7日間を限度に利用できます。（宿泊を伴います。）

	単位	2025 （令和7） 年度	2026 （令和8） 年度	2027 （令和9） 年度	2028 （令和10） 年度	2029 （令和11） 年度
① 量の見込み	延べ人	10	10	10	10	10
② 確保方策	延べ人	10	10	10	10	10
施設数	か所	4	4	4	4	4
過不足(②－①)	延べ人	0	0	0	0	0

（2）夜間養育等事業（トワイライト事業）

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった児童を通所により児童養護施設等で預かる事業で、2か月を限度に利用できます。

	単位	2025 （令和7） 年度	2026 （令和8） 年度	2027 （令和9） 年度	2028 （令和10） 年度	2029 （令和11） 年度
① 量の見込み	延べ人	32	32	32	32	32
② 確保方策	延べ人	32	32	32	32	32
施設数	か所	4	4	4	4	4
過不足(②－①)	延べ人	0	0	0	0	0

5 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や教育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言や適切なサービス提供等への橋渡しを行うことで、育児の孤立感を解消し、安心して子どもを育てられる環境づくりを担う事業です。

現状	○ 「出生児連絡届」を提出した人を対象に、保健師や助産師、さぬき市から委嘱を受けた児童委員等の訪問スタッフが、家庭訪問を行い、子育てに役立つ情報を届けています。 ○ 2023（令和5）年度の訪問実績は、146人となっています。 ○ 「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施した家庭には、乳児が1歳になったときにも、再度児童委員等が訪問しています。
確保の内容	○ 保健師や助産師及び児童委員等による訪問は、ほぼ100%実施できている、今後も継続していきます。

	単位	2025 （令和7） 年度	2026 （令和8） 年度	2027 （令和9） 年度	2028 （令和10） 年度	2029 （令和11） 年度
① 量の見込み	人	130	125	120	115	110
② 確保方策	人	130	125	120	115	110
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

6 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるために支援を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の面談等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭及び虐待のおそれやリスクを抱える家庭を把握し、保健師等が訪問・相談指導を行っています。

現状	○ 本事業の対象は、養育支援が特に必要な家庭とし、一般の子育て支援サービスを利用することが難しい妊婦又は養育者となります。 ○ 以前は、妊婦や出産後間もない時期の養育者に重点を置いていましたが、近年では、就学児の家庭であっても虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対しての支援も行っているため、件数増で推移し、2023（令和5）年度の支援実績は83人となっています。
確保の内容	○ 提供体制は現状で確保できているため、関係機関と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の利用につなげていきます。

	単位	2025 （令和7） 年度	2026 （令和8） 年度	2027 （令和9） 年度	2028 （令和10） 年度	2029 （令和11） 年度
① 量の見込み	人	70	70	70	70	70
② 確保方策	人	70	70	70	70	70
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

7 地域子育て支援拠点事業

保育所等を利用していない児童及び保護者等を対象に、地域の身近な保育所や認定こども園において、育児についての相談・指導、子育てに関する情報提供、育児講座等を行い、地域の子育て家庭に対して支援を行います。

現状	○ 市内5か所の私立の保育園や認定こども園が設置する地域子育て支援センターで実施しています。 ○ おおむね3歳未満児を対象とした事業ですが、3歳以上児の利用も見られます。
確保の内容	○ ICT化を進めることで、リモートでも相談を受けられる体制を整えます。 ○ 今後、地域の多様な世代との関わりを持つことや、地域の子育てサークルなどと連携することで、地域団体の活性化等、地域の子育て資源の発掘、育成に取り組みます。 ○ 市内5か所の私立の保育園や認定こども園と連携し、Instagram等のSNSを活用することで、子育て世帯に対し、各地域子育て支援センターの魅力や特色について積極的に発信します。

	単位	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
① 量の見込み	延べ人	399	394	389	384	379
② 確保方策	延べ人	399	394	389	384	379
か所数	か所	5	5	5	5	5
過不足(②-①)	延べ人	0	0	0	0	0

8 一時預かり事業

(1) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

幼稚園が在園児を対象に、通常の教育時間の終了後や長期休業中に教育活動を行う事業です。なお、本市では、「預かり保育」の名称で実施しています。

現状	○ 2024（令和6）年度現在、全ての幼稚園で実施しています。 ○ 2023（令和5）年度の利用実績は、18,951人日となっています。
確保の内容	○ 保護者の就労支援や子育て支援の場として、また、保護者が安心して預けられる場として、全ての幼稚園で実施します。

	単位	2025 （令和7） 年度	2026 （令和8） 年度	2027 （令和9） 年度	2028 （令和10） 年度	2029 （令和11） 年度
① 量の見込み	延べ人	18,900	18,800	18,700	18,600	18,500
② 確保方策	延べ人	18,900	18,800	18,700	18,600	18,500
過不足(②－①)	延べ人	0	0	0	0	0

(2) 一時預かり（幼稚園型以外）

保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育所や認定こども園で児童を一時的に預かります。

現状	○ 2024（令和6）年度現在、私立認定こども園2か所で実施しています。 ○ 2023（令和5）年度の利用実績は、1,279人日となっています。
確保の内容	○ 私立認定こども園2か所において実施しています。 ○ 現体制で提供可能と考えますが、実績の推移を見守りながら、必要量の確保に努めます。

	単位	2025 （令和7） 年度	2026 （令和8） 年度	2027 （令和9） 年度	2028 （令和10） 年度	2029 （令和11） 年度
① 量の見込み	延べ人	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
② 確保方策	延べ人	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
過不足(②－①)	延べ人	0	0	0	0	0

9 病児・病後児保育事業

児童が発熱等の急な病気になった場合に、病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

現状	○ さぬき市民病院の病児・病後児保育室「コスモス」とあおぞら保育園の病児保育室「心愛（のあ）」で実施しています。 ○ 常時受け入れ可能な体制はできており、利用人数が増加する季節には、医療機関と受け入れ態勢の検討を行い確保しています。 ○ 2023（令和5）年度の利用実績は、556人日となっています。
確保の内容	○ 働く保護者等の多様化する保育ニーズを満たすために事業の継続が必要です。 ○ 児童数の減少や柔軟な働き方の拡大により、利用者数は減少する可能性が高いものの、事業の周知、啓発を継続して、利用の促進に努めています。 ○ 現在の体制で、病児・病後児保育に対する需要には対応可能であると見込まれます。

	単位	2025 （令和7） 年度	2026 （令和8） 年度	2027 （令和9） 年度	2028 （令和10） 年度	2029 （令和11） 年度
① 量の見込み	延べ人	450	450	450	450	450
② 確保方策	延べ人	450	450	450	450	450
市内施設数	か所	2	2	2	2	2
過不足(②－①)	延べ人	0	0	0	0	0

10 ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児から高校生（18歳）までの児童を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

現状	○ まかせて会員養成講座やまかせて会員のフォローアップ研修を開催し、まかせて会員の増加を図りました。 ○ 出生数が減少する中、おねがい会員やまかせて会員の会員数は維持しており、2023（令和5）年度利用実績は、475人となっています。 ○ 主な活動内容は、送迎事業（幼稚園・保育所等利用前後の送迎、学童保育利用前後の送迎）、冠婚葬祭やきょうだいの学校行事の際の預かり等となっています。
確保の内容	○ 利用件数の増加には、まかせて会員数の増加が必要不可欠であることから、継続的にファミリー・サポート・センターに関する情報提供を行い、会員の増加を図ることで必要量を確保します。 ○ まかせて会員同士の交流やスキルアップを通じて、活性化を図ります。

	単位	2025 （令和7） 年度	2026 （令和8） 年度	2027 （令和9） 年度	2028 （令和10） 年度	2029 （令和11） 年度
① 量の見込み	延べ人	700	700	700	700	700
② 確保方策	延べ人	700	700	700	700	700
過不足（②－①）	延べ人	0	0	0	0	0

11 妊婦健診事業

母子健康法第 13 条の規定により本市に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦健康診査の費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。

現状	○ 妊娠届を提出した全ての妊婦に、妊婦健康診査助成券を交付しています。 ○ 妊婦健診の費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減するとともに、妊婦歯科健康診査受診券も併せて交付しています。
確保の内容	○ 県内の医療機関に委託して実施しています。 ○ 県外の医療機関で出産する場合は、県外用受診券と交換し、償還払いを行っています。

	単位	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
① 量の見込み	人	170	170	170	170	170
② 確保方策	人	170	170	170	170	170
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

12 特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得世帯等を対象として、食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、その費用の一部を補助する事業です。

現状	【 食事の提供に要する費用 】 ○ 未移行幼稚園（新制度に移行していない幼稚園）を対象に食事の提供に要する費用の一部を補助しています。 【 日用品、文房具等に要する費用 】 ○ 生活保護世帯等を対象とした日用品、文房具等の教育・保育に必要な物品等の購入に要する費用等に対する補助を行っています。
確保の内容	○ 所得の多寡にかかわらず、全ての子どもが等しく教育・保育を受け、健やかに成長できる環境を提供できるようにします。

（１）食事の提供に要する費用

	単位	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
① 量の見込み	人	7	7	7	7	7
② 確保方策	人	7	7	7	7	7
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

（２）日用品、文房具等に要する費用

	単位	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
① 量の見込み	人	2	2	2	2	2
② 確保方策	人	2	2	2	2	2
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

確保の内容	○ 日常的な医療的ケアを必要とする児童や園児を安全に受け入れられるよう、医療的ケアを実施するために必要な環境を整備します。
-------	---

14 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラーを含む）に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事や養育に関する援助等を行う事業です。

確保の内容	○ 情報収集など実態把握に努め、適宜実施に向けた検討を行います。
-------	----------------------------------

15 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

確保の内容	○ 情報収集など実態把握に努め、適宜実施に向けた検討を行います。
-------	----------------------------------

16 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

確保の内容	○ 情報収集など実態把握に努め、適宜実施に向けた検討を行います。
-------	----------------------------------

17 妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

確保の内容	○ 妊娠届出時や、妊娠後期の面談等を実施し、安心して出産、子育てが行えるよう、相談支援を実施します。
-------	--

	単位	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
① 量の見込み	人	510	510	510	510	510
② 確保方策	人	510	510	510	510	510
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労の有無や理由を問わず、0歳から2歳までの未就園児が、保育施設を時間単位で利用できる事業です。

確保の内容	○ 事業に必要となる保育士や保育スペースの確保について、民間の保育園、認定こども園の協力を得ながら実施体制を確保し、2026（令和8）年度より実施します。
-------	---

	単位	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
① 量の見込み	人	0	8	8	8	8
② 確保方策	人	0	8	8	8	8
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

19 産後ケア事業

家族等から十分な家事や育児等の支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある方等に対して、助産師等の専門職がサポートする事業です。

確保の内容	○ 県と県内市町が広域的に契約を締結し、実施機関を拡大していきます。 ○ 県外で利用する場合は、償還払いを行います。
-------	--

	単位	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
① 量の見込み	人	85	85	85	85	85
② 確保方策	人	85	85	85	85	85
過不足(②－①)	人	0	0	0	0	0

【6】教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

1 質の高い教育・保育及び子育て支援の推進

乳幼児期の教育・保育は、子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な役割を担っており、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通して、子どもの健やかな発達を保障することを目指して行われるものです。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、保育教諭等の専門性の向上が不可欠であるため、保育教諭等による合同研修や特に配慮を要する子どもに関わる職員への研修など、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上に努めます。

2 教育・保育施設及び地域型保育事業の連携の推進

地域型保育事業を利用した3歳未満の子どもが、満3歳以降も保育所や認定こども園等で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設との連携を図ります。

3 保育所、認定こども園等と小学校との連携の推進

幼児教育・保育から学校教育への円滑な移行を図るため、小学校と連携し、学校見学や体験等で交流を図るとともに、交流での取組に対しての意見交換を行います。また、就学前施設の保育教諭等と小学校教諭等が、定期的に子どもの学びに対して、相互に理解を深めるための情報交換や教育・保育の資質向上を図る研修の実施など、円滑な連携に取り組みます。

【7】子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施にあたっては、公正かつ適正な支援の確保、保護者の経済的な負担の軽減や利便性等を勘案し、適切に給付等を行います。

第7章 計画の推進体制

【1】庁内の推進体制

本計画は、子育て支援だけでなく、若者を含む幅広い層を対象とした計画です。そのため、教育、保育、保健、医療、福祉、まちづくり等市政の幅広い分野にわたり、長期的な視点に立ち、全庁的に計画を着実に推進していく必要があります。

関係する部署間の総合的な調整を行い、連携の強化を図りながら、子どもから若者の施策に関する幅広い取組を総合的かつ効果的に推進します。

【2】計画の周知及び市民意識の反映

本計画の推進にあたっては、行政と市民や事業者、関係団体等が連携し、協働して取り組むことが重要です。そのため、市の広報紙やホームページ等の活用をはじめ、様々な場を活用し、本計画に基づく取組内容についての周知に努め、子ども・子育て支援、貧困対策、若者施策に対する市民の意識の向上を図ります。

【3】関係団体等との連携

本計画をより実効性の高い計画とするためには、社会全体で子ども施策、子育て支援を推進していく必要があります。そのため、行政をはじめ地域住民や関係団体等との連携を深め、相互の理解と共に、協働してそれぞれの役割を果たしていくための体制の整備に努めます。

【4】さぬき市子ども・子育て会議の意見反映

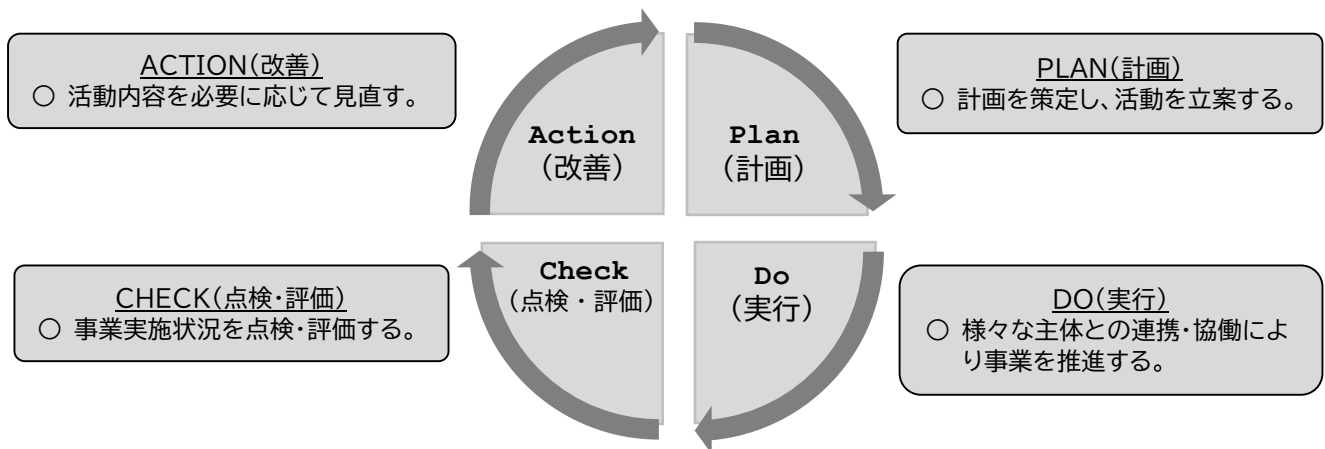
本計画は、有識者、関係団体等で構成する「さぬき市子ども・子育て会議」の意見や提言を基に策定しており、計画の推進にあたっては、同会議の意向を十分に尊重しながら施策への反映を図ります。

【5】計画の進行管理

庁内においては、定期的に、本計画の進捗状況調査を実施します。

本計画の着実な進行に向けて、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（点検・評価）、ACTION（改善）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

【 参考／PDCAサイクルによる進捗評価 】



資料編

【1】さぬき市子ども・子育て会議条例

平成25年6月20日

条例第16号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、さぬき市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部福祉事務所子育て支援課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（最初の会議の招集）

- 2 この条例による最初の子ども・子育て会議の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年さぬき市条例第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略



さぬき市こども計画

発行／2025（令和7）年3月
発行者／香川県 さぬき市 健康福祉部 子育て支援課
〒769-2395 香川県さぬき市寒川町石田東甲 935 番地1
電話（0879）26-9905
メール kosodate@city.sanuki.lg.jp
